

第 2 期 基 山 町 地 域 福 祉 計 画
第 2 期 基 山 町 地 域 福 祉 活 動 計 画
(2018 (平成 30) 年度～2022 年度)

平成 30 年 3 月

基 山 町
基山町社会福祉協議会

はじめに

全国的な少子高齢化の進行や核家族、単身世帯の増加など様々な社会情勢の変化により、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

本町においても、2017（平成 29）年 9 月末時点の高齢化率が 28.4%となり、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯も増加しています。また、高齢者に限らず母子・父子世帯の増加や外国人の人口・世帯増加など、ますます地域社会は変容しライフスタイルが多様化していくなかで、今後地域福祉に対するニーズはより一層、高まっていくものと考えております。



本町では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、2012（平成 25）年 3 月に「第 1 期基山町地域福祉計画」を、町社会福祉協議会では「第 1 期基山町地域福祉活動計画」を策定し、福祉サービスの向上と、地域住民による助け合い、支え合い活動による地域福祉の推進に努めてまいりました。

この度、行政や各関係機関、地域住民が協働し、地域全体で支え合うまちづくりの指針となる「第 2 期基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画」を地域住民が地域福祉活動に主体的にかかわる「新たな支え合い」のしくみづくりを力強く推進し、より実効性のある計画にしていこうため、町社会福祉協議会と一体的に策定しました。

第 2 期では、それぞれの基本理念を第 1 期から踏襲し、本町で暮らすすべての人が、地域での支え合いを基本として、いきいきとした安心した生活を送り、心が豊かになれるまちづくりを今後も目指します。特に多世代の交流については、多世代交流センター憩の家や公民館等を活用し、地域のつながりの強化を図り、共に支え合う仕組みづくりの構築を推進したいと考えております。地域住民や地域の多様な主体が「わが事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を創っていく社会「域共生社会」の実現を目指します。

最後になりますが、本計画の策定にご尽力を賜りました基山町地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査へのご協力、町民ワークショップへの参加等、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました町民・関係者各位に心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

基山町長・基山町社会福祉協議会会長 松 田 一 也

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の目的・位置づけ	2
2. 計画の期間	6
3. 計画の策定体制	7
第 2 章 地域を取り巻く基山町の現状	9
1. 人口の推移	10
2. 世帯数の推移	14
3. 社会動態の推移	16
4. 支援が必要な人の状況	18
5. アンケート調査結果からみる基山町の課題	21
6. ワークショップからの課題	32
7. 前回計画の実施状況評価	38
第 3 章 計画の基本的な考え方	45
1. 基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画の基本目標	46
2. 地域福祉推進の視点	47
第 4 章 地域福祉の施策の展開	49
1. 基山町地域福祉計画の基本理念・体系	50
2. 基山町地域福祉計画	52
基本目標 1 心つながるふれあいのまちづくり	52
基本目標 2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり	62
基本目標 3 安全・安心なまちづくり	69
基本目標 4 福祉サービスを利用しやすいまちづくり	81
3. 基山町地域福祉活動計画の基本理念・体系	91
4. 基山町地域福祉活動計画	93
基本目標 1 心つながるふれあいのまちづくり	93
基本目標 2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり	98
基本目標 3 安全・安心なまちづくり	102
基本目標 4 福祉サービスを利用しやすいまちづくり	105

5. 計画の推進体制	108
------------------	-----

第5章 資料編	109
----------------------	------------

1. 基山町地域福祉計画策定委員会設置要綱	110
2. 社会福祉法人基山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 ..	111
3. 基山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会員名簿	112
4. 基山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経過	112
5. 基山町地域福祉推進会議設置要綱	113



第 1 章 計画の概要



1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の目的・位置づけ

(1) 計画策定の背景

近年、わが国を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化、核家族世帯の増加や生涯未婚率の上昇による一人暮らし世帯の増加、職場での人間関係の希薄化、経済格差等による地域共同体の関係の希薄化が進んでいます。また、支援を必要とする人々の自立や社会参加への対応、青少年・中高年層における生活不安やストレスへの対応等、地域社会は多様な生活課題を抱えています。

ここ基山町においても、地域には、高齢者、障がい者、子ども等様々な人が生活し、多様な生活背景を抱えています。個人や家族で解決できない問題について、様々な社会保障制度がありますが、制度・分野ごとの「縦割り」行政では、地域住民を取り巻く複雑な環境に対応できず、困難がみられます。今後は、基山町においても柔軟な対応が求められ、地域の支え合い・助け合いの仕組みに参加し、ともに支え合っていくことが重要となっています。

したがって、ともに生きるまちづくりの精神を発揮し、地域住民や行政、社会福祉に関する活動をする者同士で相互に協力し、誰もが安心して暮らせる社会を目指した地域づくりを推進していくことが必要となってきます。

このような背景のなか、基山町は、2013(平成25)年度から2017(平成29)年度までの5年間を計画期間として、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」である「基山町地域福祉計画」を、基山町社会福祉協議会(以下「町社会福祉協議会」という。)は、「基山町地域福祉活動計画」を策定し、社会福祉と関連する福祉計画と連携を取りながら、地域福祉の推進を図り、福祉コミュニティづくりや福祉サービスの充実等を行ってきました。

このたび、2017(平成29)年度に基山町地域福祉計画、基山町地域福祉活動計画が最終年度を迎えることから、国や県の地域福祉施策の新たな動向を踏まえ、地域住民の生活課題及びニーズを把握し、施策の検証や関連計画との整合性を図りながら、「第2期基山町地域福祉計画」及び「第2期基山町地域福祉活動計画」(2018(平成30)年度～2022年度)の策定を行います。

（２）地域福祉とは

社会福祉法では、地域福祉の推進について、次のように示しています。

■ 社会福祉法¹

第４条 地域福祉の推進

第１項：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第２項：地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（３）国の動向

地域福祉計画の策定は、地域福祉を推進し、その計画的な実現を図るために、2000（平成12）年6月に改正された「社会福祉法」により法定化されました。

厚生労働省社会援護局の私的諮問機関は、2008（平成20）年3月に、「地域における『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉～」の報告書を取りまとめました。この中で、「基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応を図る、という原則を踏まえつつ、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図る上で、自立した個人が主体的に関わり、支え合う、地域における『新たな支え合い』の領域を拡大、強化することが求められている」としています。

¹ 第2項は2017（平成29）年の改正で追加された項目。同年6月2日に公布。

さらに、2016（平成 28）年度からは、「日本一億総活躍プラン」の一部として、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が厚生労働省内に設置されました。ここでいう「地域共生社会」とは、「縦割り」や「支え手」「受け手」といった制度・分野ごとの関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」繋がり、地域をともに創っていく社会をいいます²。「地域共生社会」実現に向けた改革の骨格として、次の4つの柱を掲げています。

■ 「地域共生社会」実現に向けた4本柱

1. 地域課題の解決力の強化³
2. 地域丸ごとのつながりの強化
3. 地域を基盤とする包括的支援の強化
4. 専門人材の機能強化・最大活用

高齢者のみならず、障がい者や子ども等、地域で暮らす人々が自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステム⁴及び地域を包括する支援体制を強化し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の構築と切れ目のない支援の実現を目指しています。

したがって、地域福祉計画を「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの一つとして位置づけ、市町村は「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりが求められます。

（4）佐賀県の動向

国の動向を受け、佐賀県では、2004（平成 16）年の3月から2008（平成 20）年度までの5年間を計画期間とする「佐賀県地域福祉支援計画」を策定しました。現在は、「すべての人に「居場所と出番」のあるユニバーサルデザイン社会を目指して～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～」を基本理念とし、2015（平成 27）年度から2018（平成 30）年度までの「佐賀県地域福祉支援計画 Ver.4」を策定しています。

高齢者や障がい者のほか、多種多様な生活課題を抱える住民が可能な限り自立した生活を送ることができるように、住み慣れた地域の安心できる居場所づくりや、自分らしくその能力を発揮できる出番のある地域社会づくりのため、様々な地域福祉活動の主体や住民が相互に協働し合うことのできる、地域福祉の実現を目指しています。

² 厚生労働省「全国介護保険担当課長会議資料」、2017（平成 29）年7月3日。

³ さらに厚生労働省は、①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実を改革の骨格としている。

⁴ 高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

（５）地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

１）地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的

地域福祉計画は、地域住民や地域福祉活動の主体（ボランティア団体、NPO 法人、事業者、市町村、社会福祉協議会等）が一体となり、ともに支え合い、助ける「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会^５が策定するもので、「すべての町民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

■ 社会福祉法

第 107 条 市町村地域福祉計画^６

第 1 項：市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする^７。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

第 2 項：市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

第 3 項：市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

^５ 社会福祉協議会とは、社会福祉法第 109 条において、原則として 1 市町村の区域内に 1 つ設置される、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である。また、団体の構成要件として、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行うものが参加するものとしている。

^６ 2017（平成 29）年 6 月 2 日に改正・公布された。

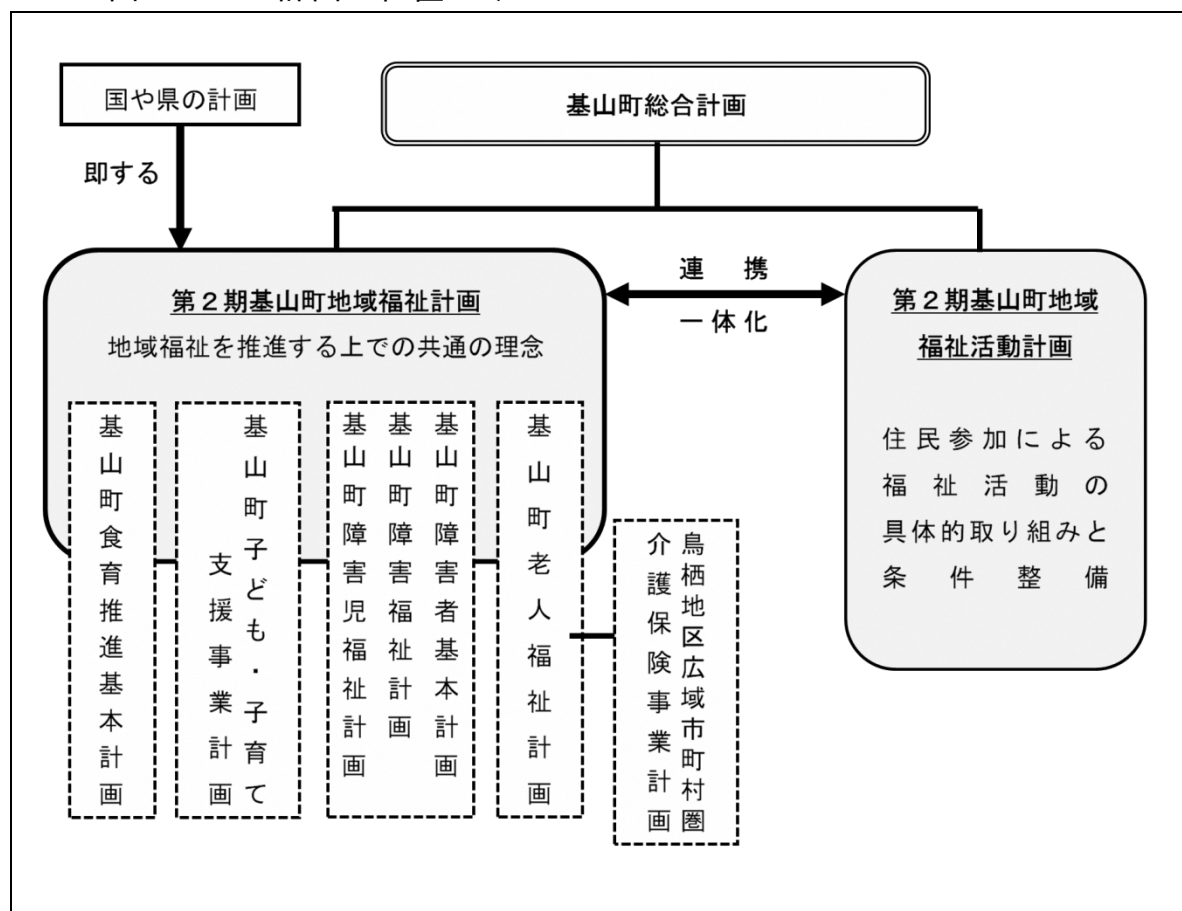
^７ 地域福祉計画の策定を任意としていたものが、努力義務へと改定された。

2) 他の計画との関係

地域福祉計画は社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられています。また地域福祉活動計画は、地域福祉計画と連携し、住民参加による福祉活動を推進するための社会福祉協議会の具体的な行動のあり方を定める計画として位置づけられています。この2つの計画は、「基山町総合計画」を上位計画とし、これまで実施されてきた各分野別の福祉計画を横断的につなげ、地域福祉の理念や仕組みを作るものです。

また、避難行動要支援者の支援方策⁸及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援方策⁹を踏まえて策定する必要があります。

■ 図1-1 計画の位置づけ



2. 計画の期間

本計画は、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間を計画期間とします。

⁸ 2007（平成19）年8月の厚生労働省社会・援護局長通知より。

⁹ 2014（平成26）年3月の厚生労働省社会・援護局長通知より。



3. 計画の策定体制

(1) 基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、保健・医療・福祉、教育、行政、各種団体代表者等の幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために「基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。

(2) 基山町地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、町民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握することによって、今後の地域福祉の推進の参考とするために「基山町地域福祉計画町民意識調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

● アンケート調査の実施概要

調査対象	基山町在住の 20～79 歳までの男女 2,000 人（無作為抽出）
調査方法	郵便による調査票配布・回収
調査期間	2017（平成 29）年 2 月 1 日～2017（平成 29）年 2 月 27 日
回収結果	有効回収数：886 人（有効回収率：44.3%）

(3) 町民ワークショップの実施

計画策定段階における町民参加の一環として、地域の生活課題の洗い出しとその解決策の検討を行うため、全 2 回の町民ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を行いました。

● 町民ワークショップの実施

開催日	場所	テーマ	参加人数
2017（平成 29）年 8 月 26 日	町民会館	地域における課題整理	43 人
2017（平成 29）年 9 月 9 日	町民会館	課題に対して必要な取り組みとは	31 人

(4) パブリック・コメントの実施

2018（平成 30）年 2 月 16 日～3 月 1 日に、計画素案をホームページ、基山町健康福祉課や町社会福祉協議会等において公表し、それに対する意見募集を 2018（平成 30）年 3 月 2 日～26 日に行いました。



第2章 地域を取り巻く基山町の現状

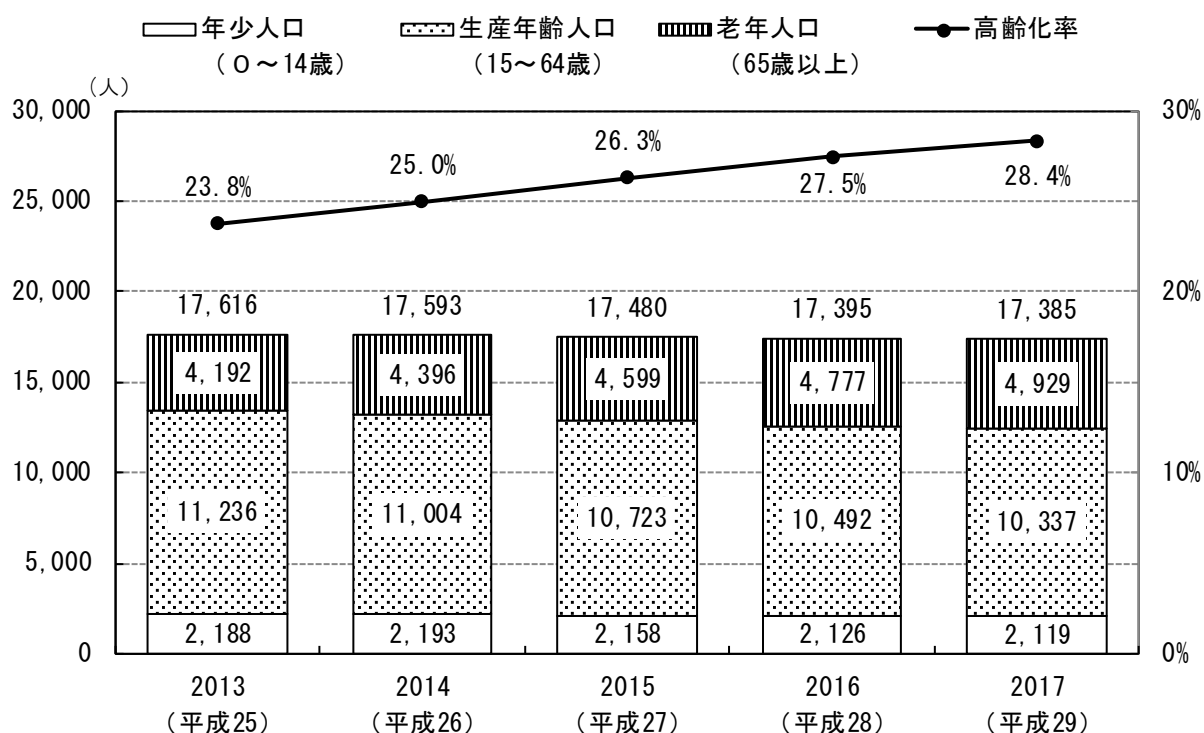
1. 人口の推移

基山町の年齢区分別人口推移をみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少していますが、老年人口（65 歳以上）は年々増加し、2017（平成 29）年の高齢化率¹⁰は 28.4%となっており、特に高齢者の割合が高い「超高齢社会」に突入しています。（図 2－1 参照）

また、行政区の年齢区分別人口割合をみると、最も高齢化率が高いのは、10 区の 42.2%ですが、2 区と 12 区も 40%を超えています。また、高齢化率が最も低いのは、第 14 区の 18.6%となっています。（図 2－2 参照）

このことから、各行政区によって年齢区分別人口の割合が違っているため、それぞれの地域で福祉に対するニーズが異なることが考えられます。また、2017（平成 29）年度の人口構成比をみると、前期高齢者（65～74 歳）が 15.6%と後期高齢者（75 歳以上）より 2.8 ポイント上回っています。（表 2－1 参照）

■ 図 2－1 年齢区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

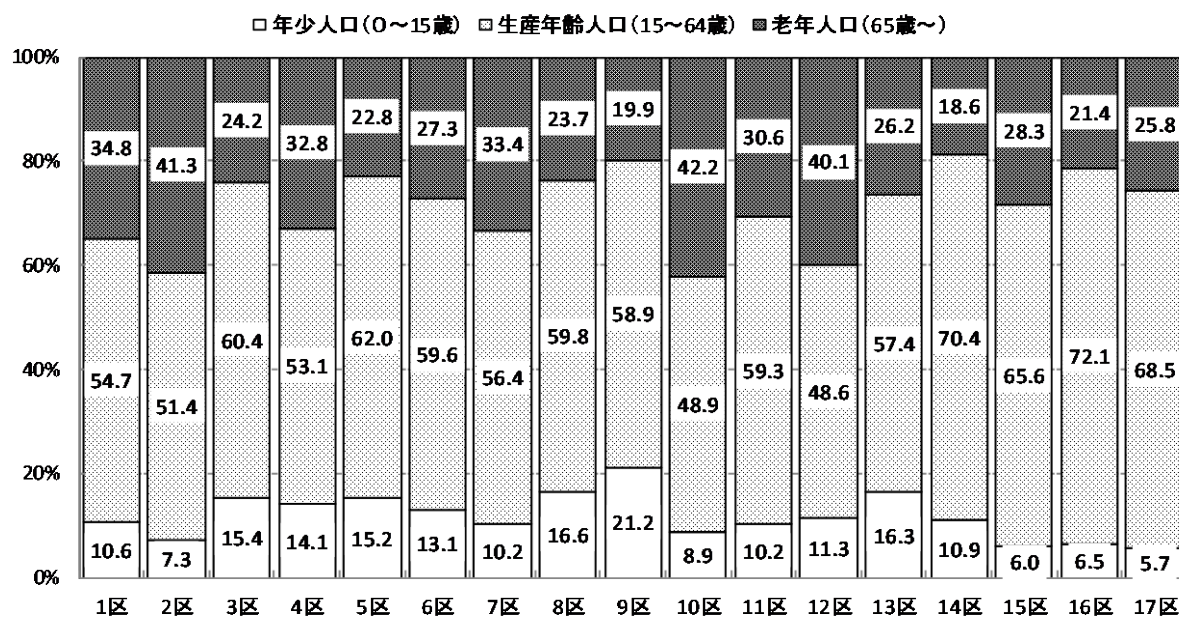
¹⁰ 高齢化率：全人口に占める 65 歳以上の人口の割合。7～14%で「高齢化社会」、14～21%で「高齢社会」、21%以上で「超高齢社会」と分類される。

■ 表 2 - 1 年齢区分別人口の推移

	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
総人口	17,616	17,593	17,480	17,395	17,385
年少人口 (0～14 歳)	2,188	2,193	2,158	2,126	2,119
構成比	12.4%	12.5%	12.3%	12.2%	12.2%
生産年齢人口 (15～64 歳)	11,236	11,004	10,723	10,492	10,337
構成比	63.8%	62.5%	61.3%	60.3%	59.5%
前期高齢者 (65～74 歳)	2,248	2,405	2,528	2,624	2,711
構成比	12.8%	13.7%	14.5%	15.1%	15.6%
後期高齢者 (75 歳以上)	1,944	1,991	2,071	2,153	2,218
構成比	11.0%	11.3%	11.8%	12.4%	12.8%

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

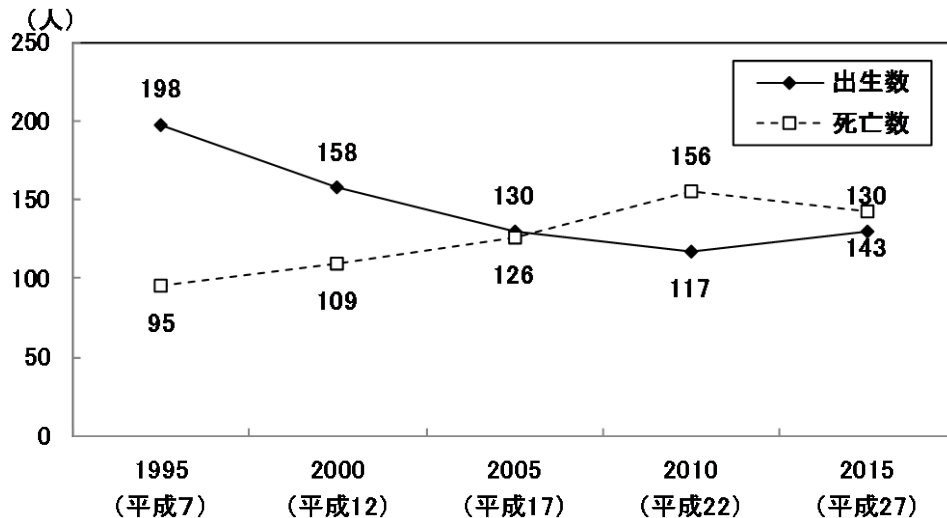
■ 図 2 - 2 行政区・年齢区分別人口割合



資料：庁内資料（2017（平成 29）年 3 月末現在）

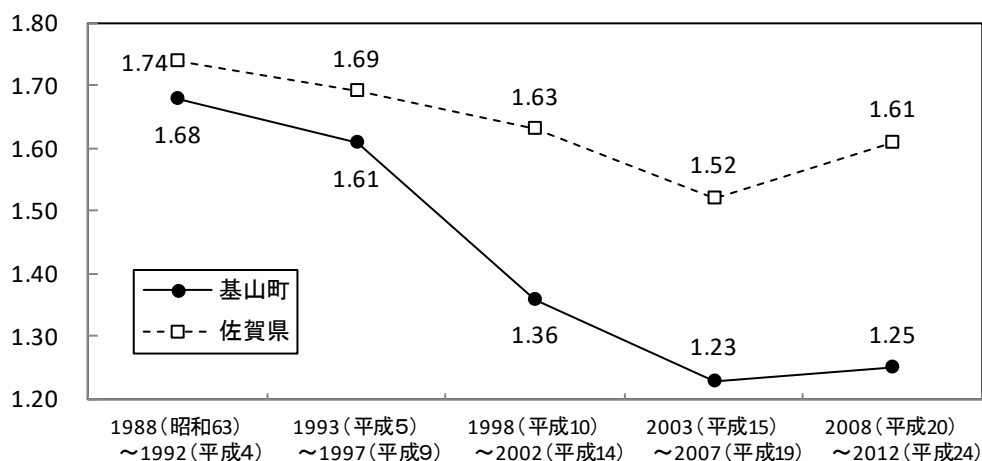
出生数は減少傾向にありますが、2015(平成 27)年の出生数は 130 人と 2010(平成 22)年より 13 人増加しています。合計特殊出生率¹¹(ベイズ推定値)は、1988(昭和 63)年から減少の一途を辿っていますが、2008(平成 20)年～2012(平成 24)年の数値では 0.02 ポイント上昇しています。しかし、佐賀県の出生率と比べると、その値は低い水準を示しています。(図 2-3、図 2-4 参照)

■ 図 2-3 出生数・死亡数の推移



資料：住民基本台帳

■ 図 2-4 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

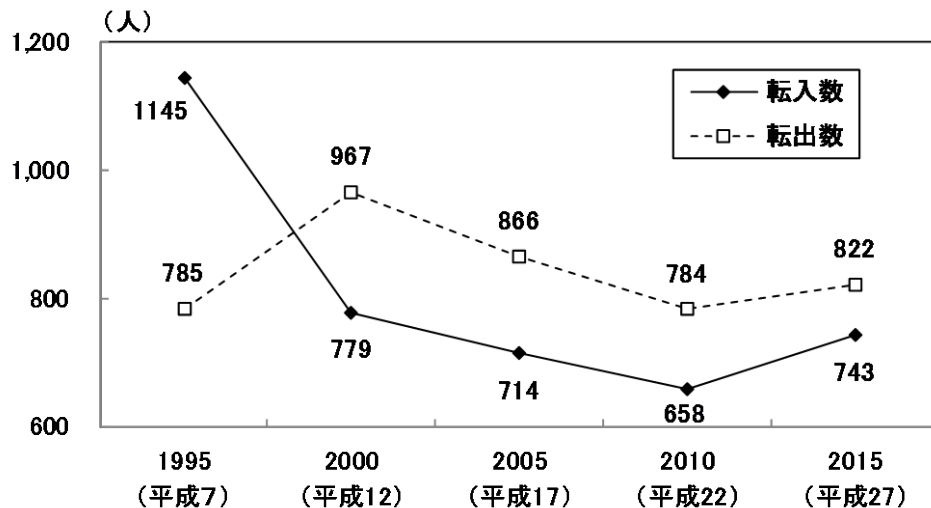


資料：人口動態保健所・市町村別統計人口動態特殊報告
(厚生労働大臣官房統計情報部)

¹¹ 合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの 1 人の女性が一生の間に生む平均子ども数をいう。なお、基山町のような地域では標本数が少ないため、たまたまその年の出生数が多くなると、出生率が大幅に上下することがある。そのため、ここでの数字はベイズ推定値を使っている。ベイズ推定では、基山町を含むより広い地域の出生状況を情報として活用し、これと基山町固有の出生数等の観測データとを総合化して合計特殊出生率を推計している。

2015（平成 27）年の転入数は 743 件、転出数は 822 件となっています。転入数は 1995（平成 7）年から 2010（平成 22）年まで減少してきました。転出数も 2000（平成 12）年をピークに減少していますが、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年にかけて、転入数・転出数ともに増加がみられます。（図 2－5 参照）

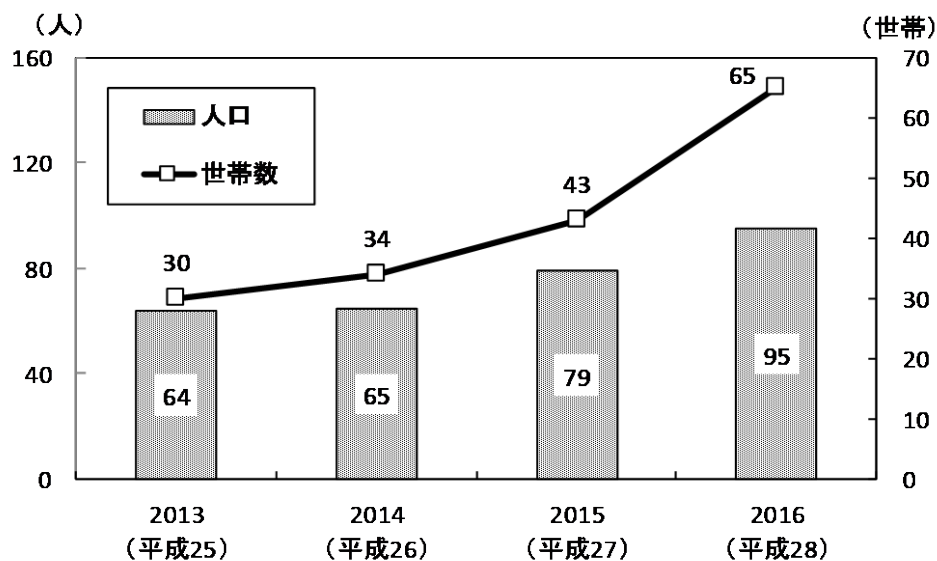
■ 図 2－5 転入数と転出数の推移



資料：住民基本台帳人口移動報告（12 月末現在）

基山町における外国人の人口・世帯数も年々増加しており、2016（平成 28）年には 95 人（65 世帯）となっています。外国人と言葉や文化の違いを相互理解し、必要な福祉施策の情報を提供できる体制づくりが必要となってきます。（図 2－6 参照）

■ 図 2－6 外国人の人口・世帯数

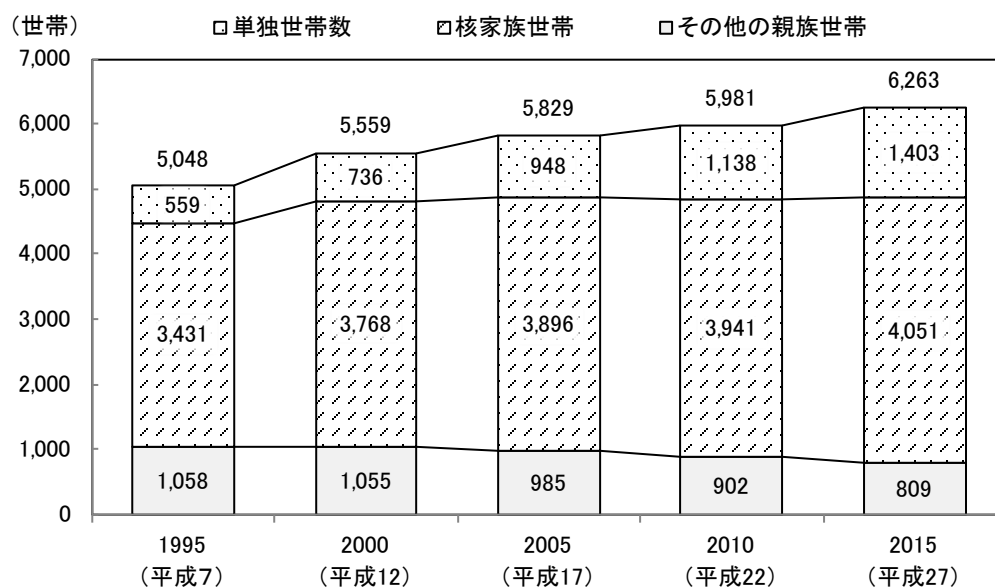


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
（2013（平成 25）年は 3 月末、以降は 1 月 1 日時点）

2. 世帯数の推移

1995（平成7）年から2015（平成27）年にかけて、全体の世帯数は増加しています。単独世帯は約2.5倍の1,403世帯、核家族世帯は約1.2倍の4,051世帯となっています。（図2－7参照）

■ 図2－7 世帯数（非親族世帯を除く¹²）の推移



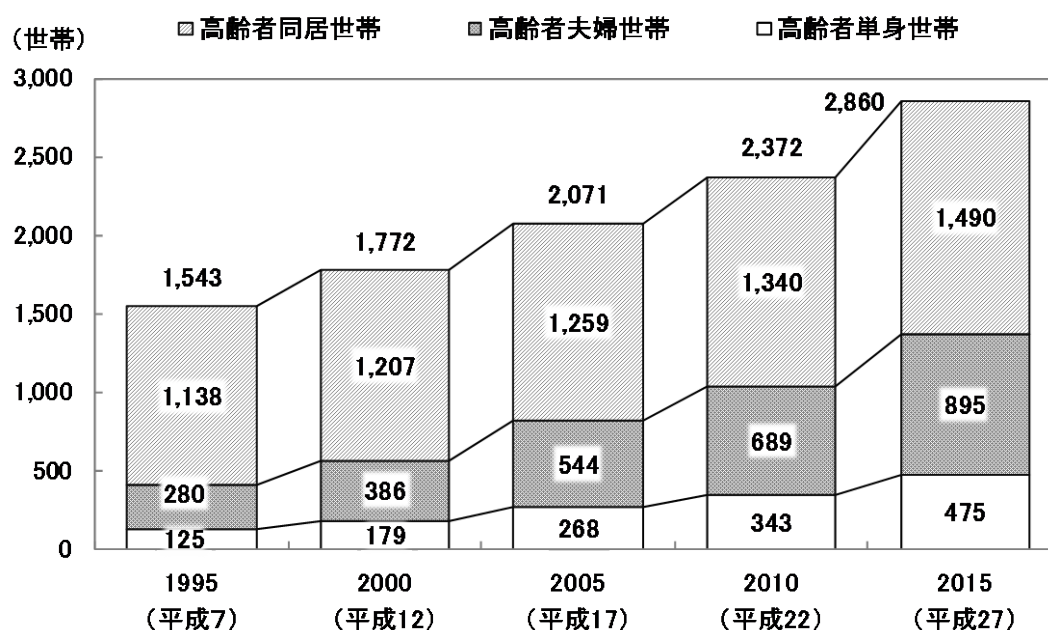
資料：国勢調査

¹² 非親族世帯とは、2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

高齢者の世帯状況をみると全体数は年々増加しています。2015（平成 27）年の高齢者単身世帯¹³は 475 世帯、高齢者夫婦世帯¹⁴は 895 世帯、高齢者同居世帯は 1,490 世帯となっています。（図 2－8 参照）

また、2015（平成 27）年度国勢調査の資料によると、高齢者夫婦世帯のうち夫婦ともに 65 歳以上の世帯数は 726 世帯であり、高齢者夫婦世帯の約 8 割となっています。

■ 図 2－8 高齢者のいる世帯の状況の推移



資料：国勢調査

¹³ 高齢単身世帯とは、65 歳以上の者 1 人のみの世帯。

¹⁴ 高齢者夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦一組の一般世帯。



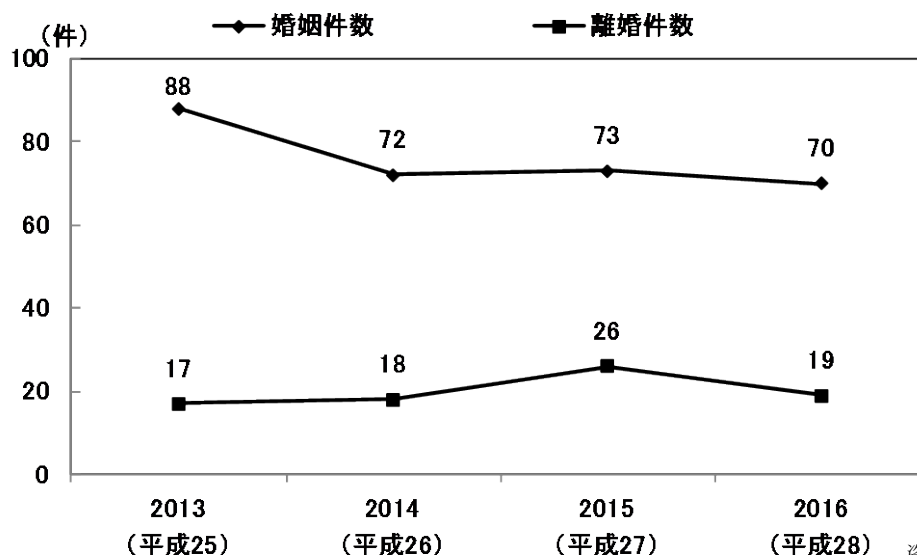
3. 社会動態の推移

婚姻件数の増減はありますが、減少傾向にあります。離婚件数は 2013（平成 25）年～2015（平成 27）年にかけて9件増えていますが、2016（平成 28）年は 19 件と減少しています。（図 2－9 参照）

母子世帯数¹⁵の推移をみると、2015（平成 27）年は 101 世帯と 2000（平成 12）年から約2倍に増加しています。2015（平成 27）年の父子世帯数は5世帯となっています。（図 2－10 参照）

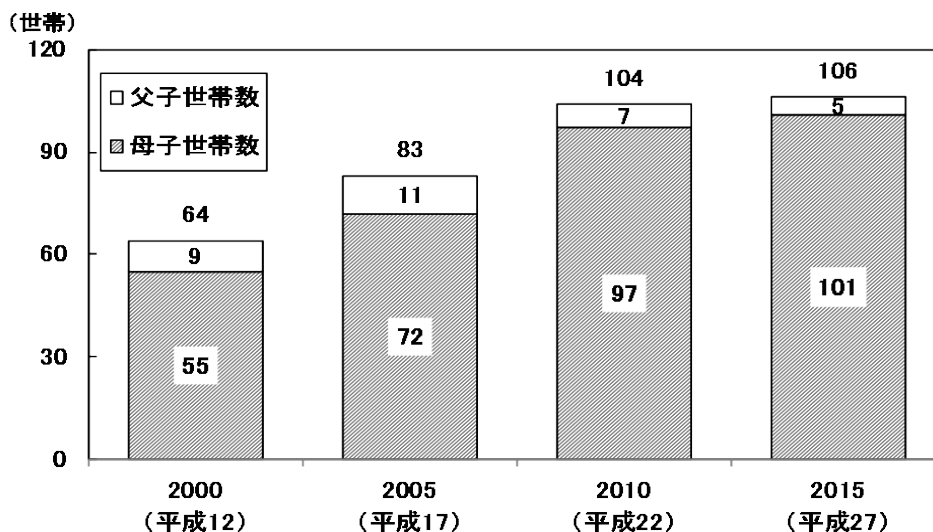
一般世帯における母子・父子世帯の割合をみると、2000（平成 12）年は佐賀県を下回っていますが、2010（平成 22）年と 2015（平成 27）年には、全国平均を若干上回っています。（図 2－11 参照）

■ 図 2－9 婚姻・離婚件数の推移



資料：庁内資料

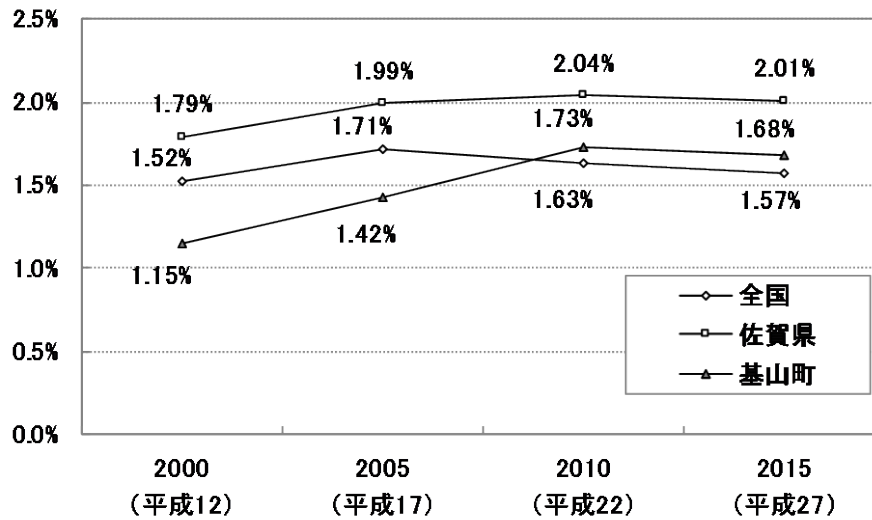
■ 図 2－10 母子・父子世帯数の推移



資料：国勢調査

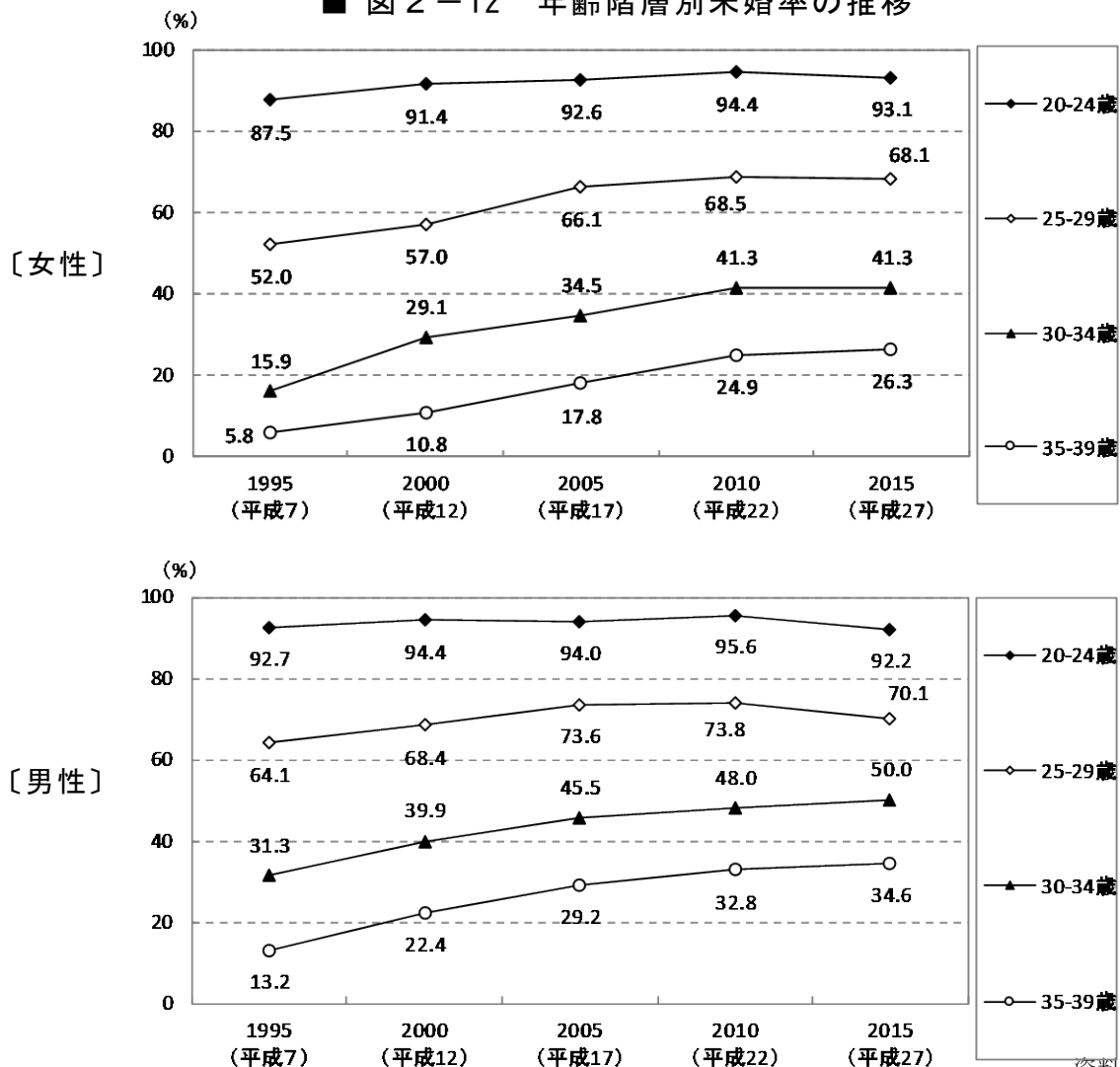
¹⁵ ここでいう母子世帯及び父子世帯とは、未婚、死別又は離別の母親又は父親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯をいいます。

■ 図 2-11 一般世帯における母子・父子世帯数の割合の推移



年齢階層別未婚率をみると、女性の年齢階層別未婚率は年々増加しています。2015（平成 27）年の 20～24 歳の男性の未婚率は 1995（平成 7）年と比べて若干減少していますが、全体を通して晩婚化が進んでいます。（図 2-12 参照）

■ 図 2-12 年齢階層別未婚率の推移



資料：国勢調査

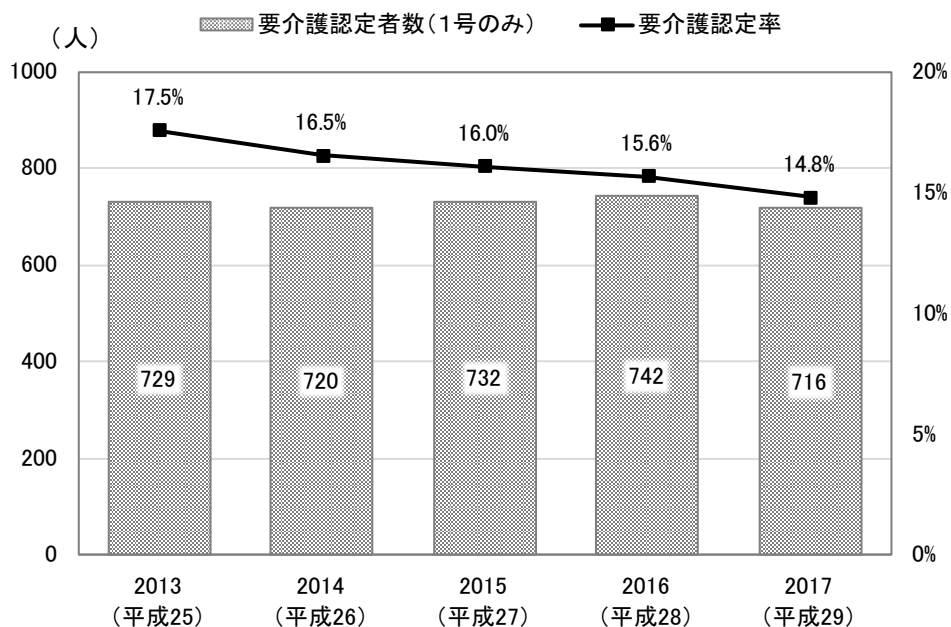


4. 支援が必要な人の状況

(1) 高齢者の状況

高齢者（65 歳以上）のうち、2017（平成 29）年の要介護認定者数は 716 人（要介護認定率 14.8%）となっています。2013（平成 25）年から増減していますが、減少傾向にあります。（図 2－13 参照）しかし、団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年にかけて、認定者数は上昇することが考えられます。

■ 図 2－13 65 歳以上の要介護等認定者数及び要介護等認定率



資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末現在）

(2) 障がい者の状況

2016（平成 28）年度における身体障害者手帳所持者（身体障がい者）は 651 人、療育手帳所持者（知的障がい者）は 109 人、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がい者）は 109 人となっています。障がい者の数は年々増加傾向にあり、精神障がい者の増加率が高い傾向にあります。（表 2－2、2－3、2－4 参照）

■ 表 2－2 等級別・障害種別 身体障害者手帳所持者数 （単位：人）

		2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
区分 別 実 数	1 級	221	215	220
	2 級	103	104	101
	3 級	87	88	88
	4 級	135	140	136
	5 級	52	53	52
	6 級	46	51	54
障害 種 別 実 数	視覚障害	26	28	32
	聴覚・平衡機能障害	43	44	44
	音声・言語障害	4	4	4
	肢体不自由	376	380	378
	内部障害	195	195	193
	合計	644	651	651

資料：庁内資料（各年度末現在）

■ 表 2－3 障害程度別 療育手帳所持者数 （単位：人）

区分	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
A 判定	37	38	38
B 判定	65	69	71
合計	102	107	109

資料：庁内資料（各年度末現在）

■ 表 2－4 等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数 （単位：人）

区分	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
1 級	3	4	4
2 級	56	58	66
3 級	26	35	39
合計	85	97	109

資料：庁内資料（各年度末現在）

(3) 生活保護世帯の状況

2014(平成 26)年度では被保護世帯 41 世帯、被保護人員 58 人、保護率 3.3‰
となっており、保護率は佐賀県平均を下回っています。

基山町の生活保護の状況は、世帯数・人員・保護率ともに増減がみられますが、
2010(平成 22)年度と比較すると増加傾向にあります。(表 2-5 参照)

■ 表 2-5 生活保護世帯・被保護人員、保護率の推移

区分	単位	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
基山町 受給世帯	世帯 (月平均)	31	33	39	38	41
基山町 被保護人員	人 (月平均)	54	51	57	51	58
基山町 保護率	‰	3.0	2.9	3.2	2.9	3.3
佐賀県 保護率	(年度平均)	8.7	9.1	9.4	9.5	9.6

資料：県福祉課（各年度末現在）



5. アンケート調査結果からみる基山町の課題

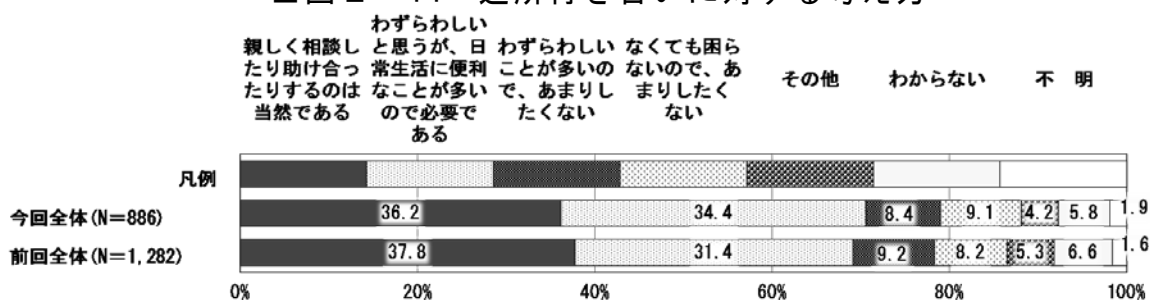
(1) 基山町住民の近所付き合いについて

近所付き合いに対する考え方として、近所の人と親しく相談したり、助け合ったりすることやその必要性を感じている人は約7割います。しかし、近所付き合いの程度について「付き合いはしているがそれほど親しくはない」、「ほとんどもしくは全く付き合っていない」と回答した割合は約5割を超えています。(図2-14、2-15 参照)

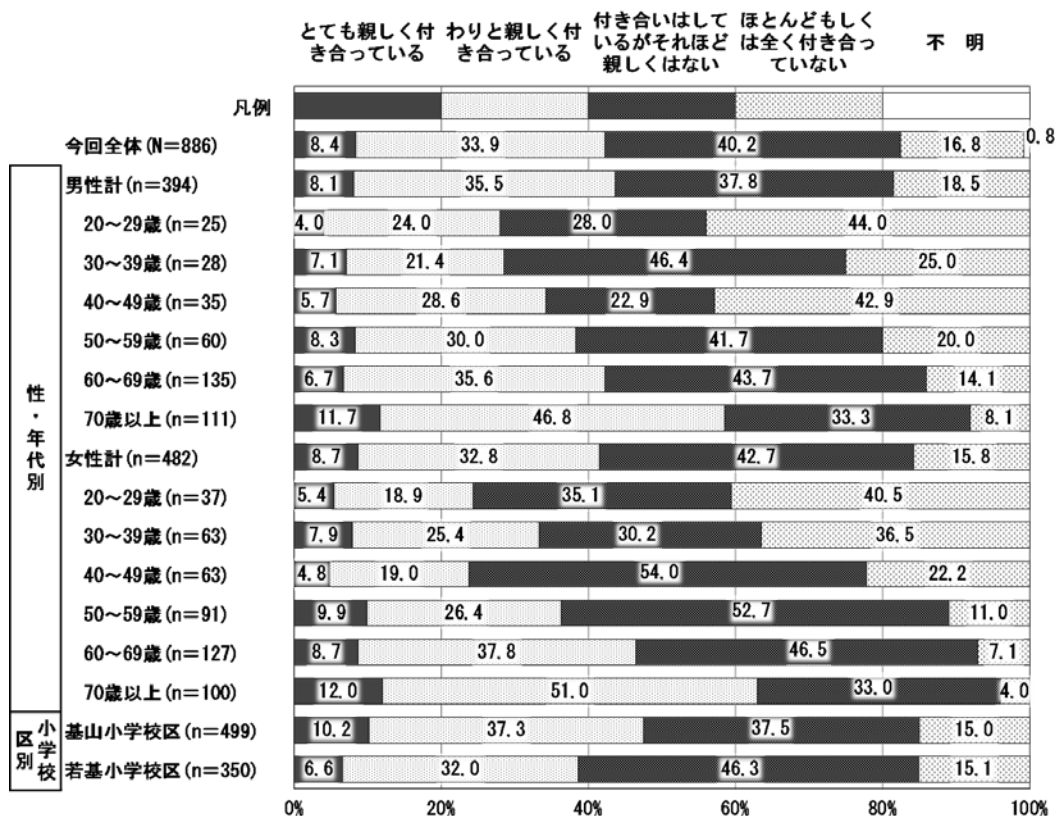
また「ほとんどもしくは全く付き合っていない」と答えた人を年代別にみると、男性・女性ともに20～29歳が最も多く、次いで男性の場合は40～49歳、女性の場合は30～39歳となっています。

近所付き合いに対して必要性を感じてはいますが、実際には近所との関係性は希薄化し、その傾向は働き盛りの世代に多くみられます。

■ 図2-14 近所付き合いに対する考え方



■ 図2-15 近所付き合いの程度 (性・年代別、小学校区別)



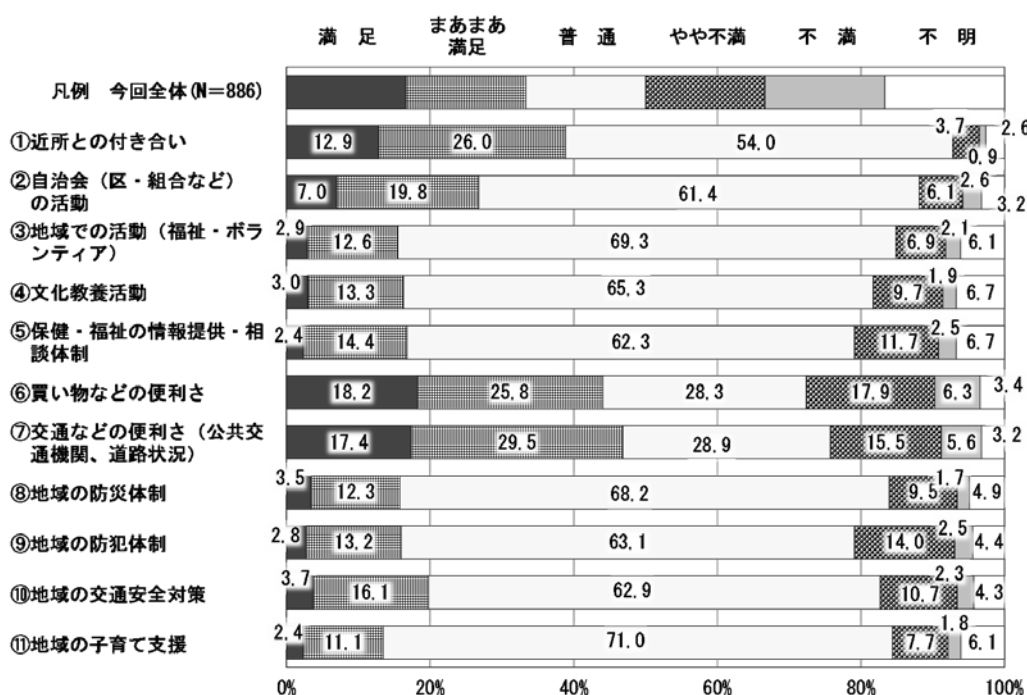
(2) 基山町における生活課題について

基山町の暮らしやすさについて、全体としては「満足」「まあまあ満足」「普通」と回答する人が約8割を超えています。しかし、「買い物等の便利さ」「交通等の便利さ」については、「満足」「まあまあ満足」と回答した割合が多いものの、「やや不満」「不満」の割合が、他の項目に比べて高い傾向にあります。(図2-16 参照)

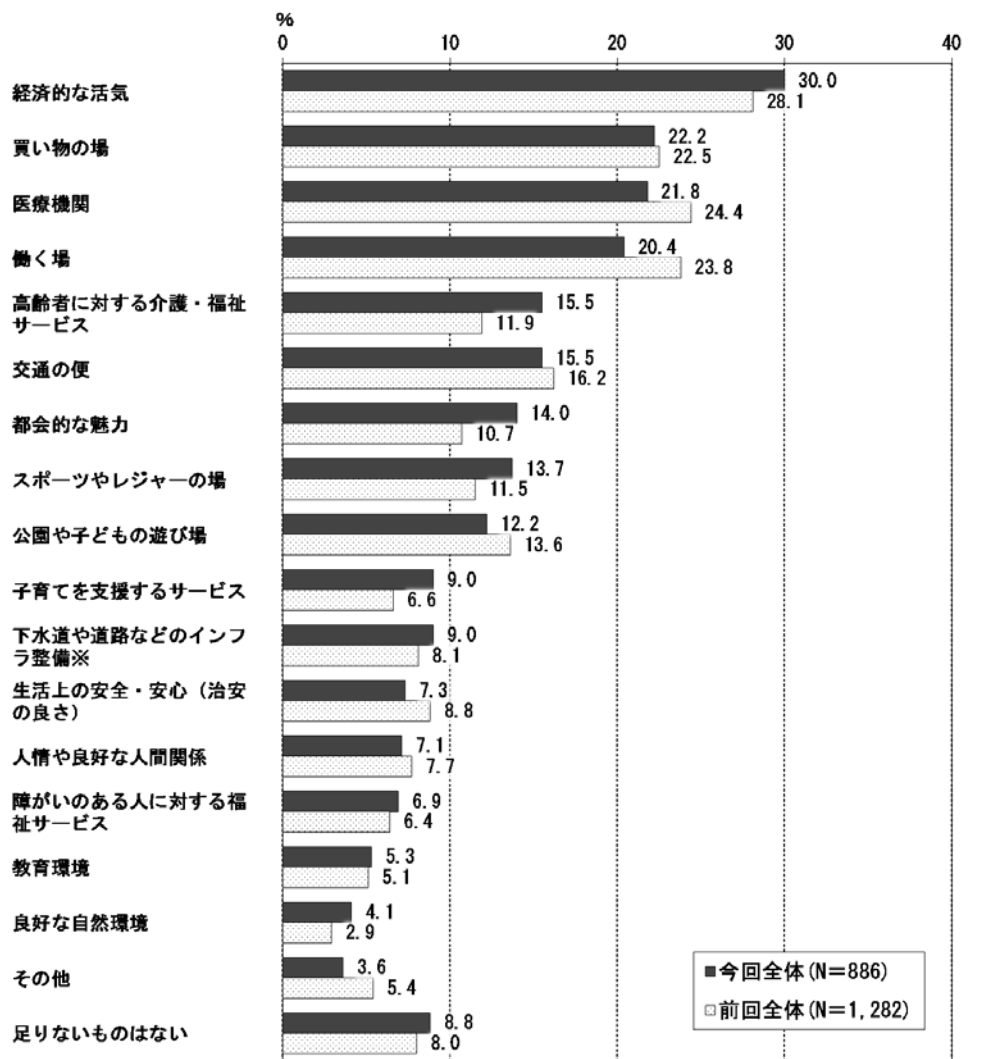
また、基山町で生活していく上で不足しているものとして、「経済的な活気」が最も多く、次いで「買い物の場」「医療機関」が上位にあがっています。(図2-17 参照)

地域で「何とかしなければならない」こととして、高齢者に関する問題が上位にあがっており、地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題についても、「高齢者世帯への支援」が最も高く、次いで、「災害時の助け合い」があがっています。(図2-18、2-19 参照)

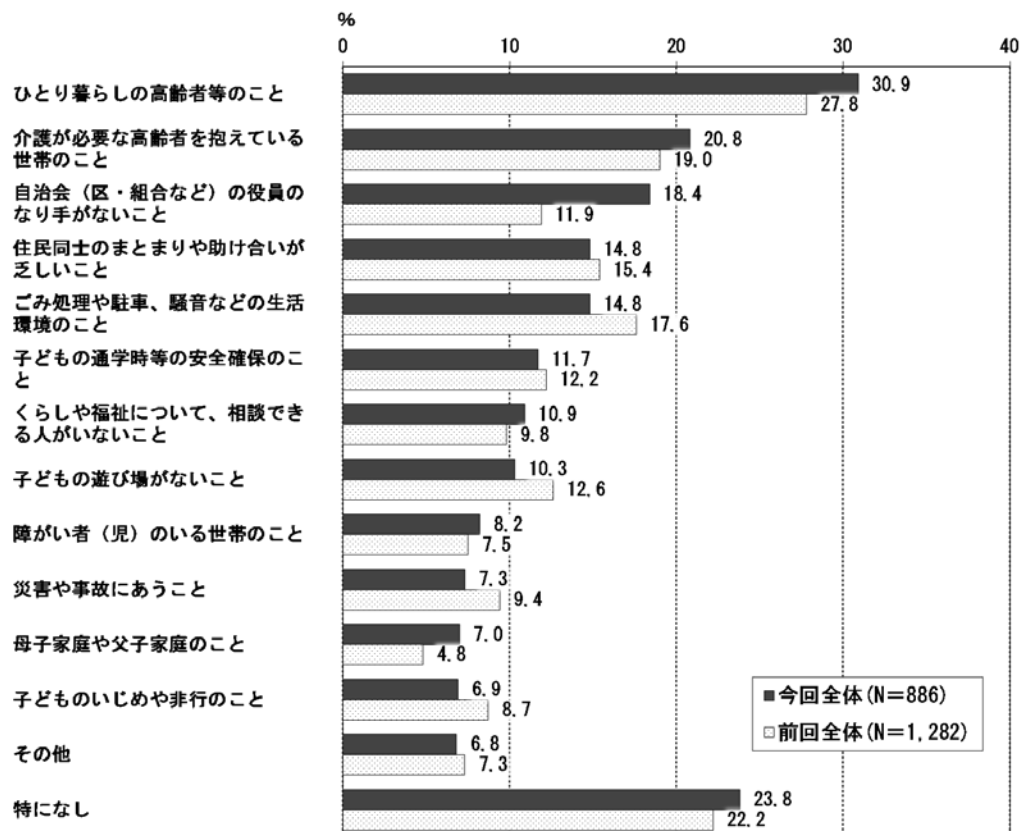
■ 図2-16 住まいの地域の暮らしやすさ



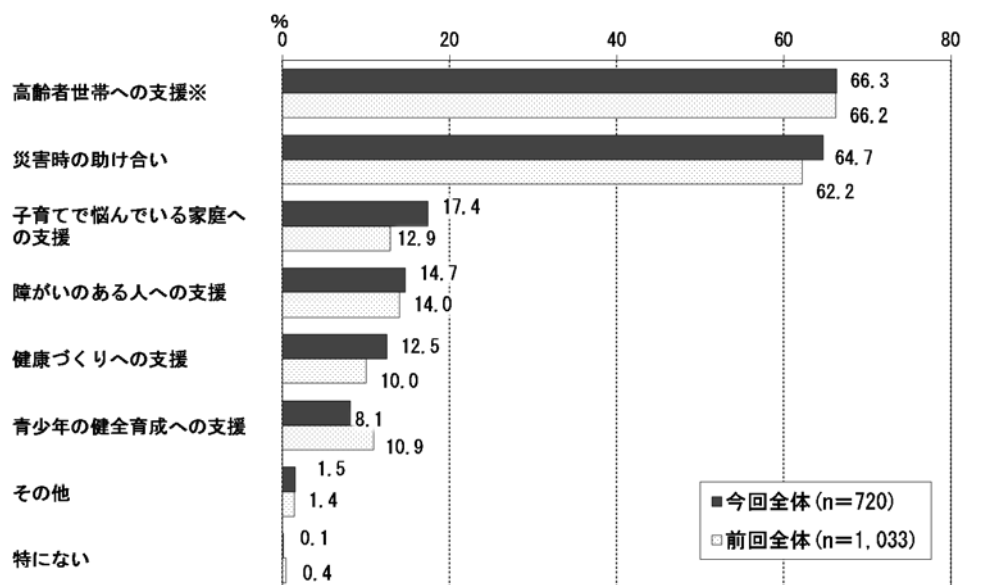
■ 図 2-17 基山町で生活していく上で不足しているもの



■ 図 2-18 地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題



■ 図 2-19 地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題



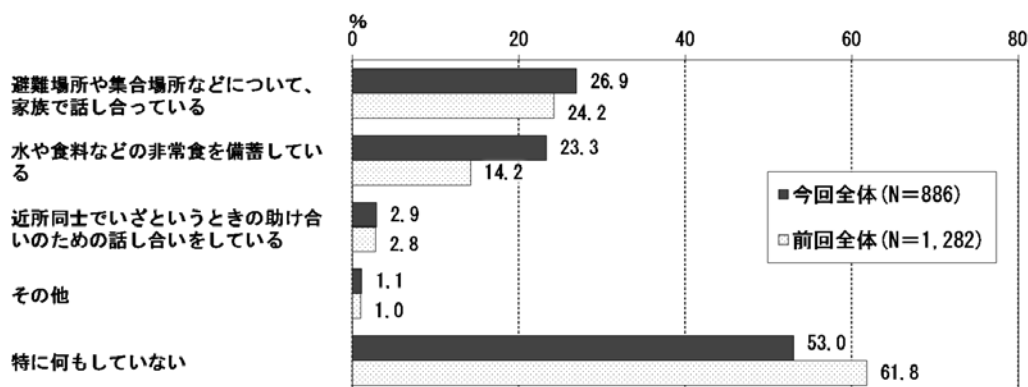
※前回調査では「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援」。

(3) 基山町における災害時の対応について

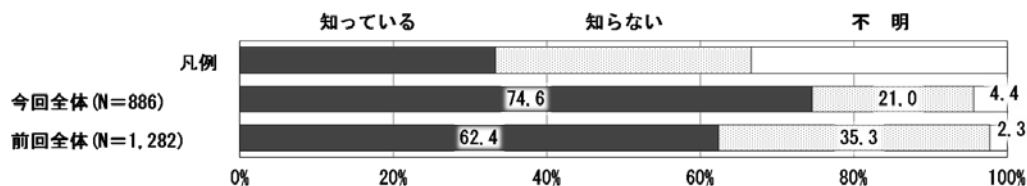
災害に備えて非常食の準備や、避難場所を認知する割合は高まってきており、災害対策への関心が向けられていると考えられます。（図2-20、2-21 参照）

しかし、自主防災組織¹⁶、避難行動要支援者登録について知っている人は全体の2割も満たしておらず、前回調査と変化がありません。（図2-22、図2-23 参照）

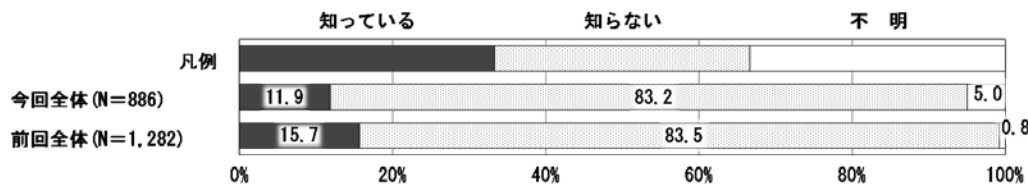
■ 図2-20 地震や風水害等の災害に対する備え



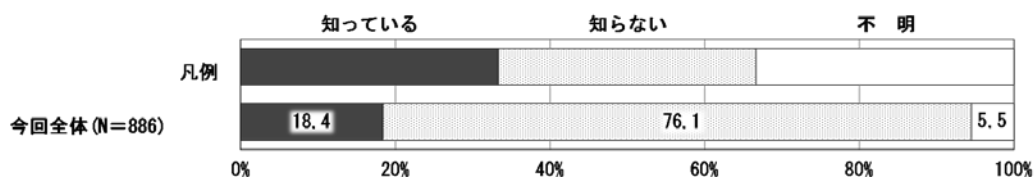
■ 図2-21 地域での災害時の避難場所の認知状況



■ 図2-22 避難行動要支援者登録の認知状況



■ 図2-23 自主防災組織の認知状況



¹⁶ 自主防災組織とは、主に町内会・自治会が母体となって、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織。災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。

(4) 地域活動、福祉に関わるボランティア活動等について

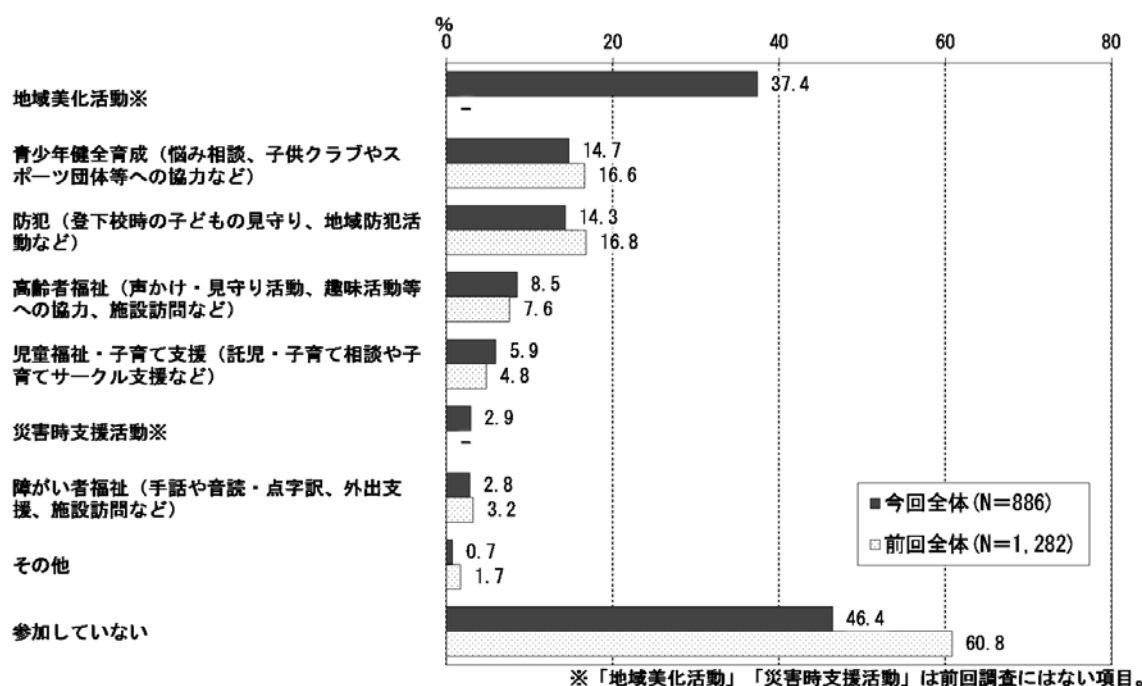
福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等に「参加していない」と回答した割合は、46.4%であり、前回調査と比較すると14.4ポイント減少しています。また、今後の参加意向についても「参加したくない」と回答した割合は17.5%と前回調査と比較すると22.2ポイント減少しており、ボランティア活動等に関する関心や参加割合は増加しています。(図2-24、2-25 参照)

しかし、福祉に関わる活動参加の阻害要因として「時間に余裕がないから」が最も多く、次いで「高齢や健康上の理由で無理だから」となっています。時間に関しては、特に働き盛りの世代になると、その割合が高くなっています。(図2-26 参照)

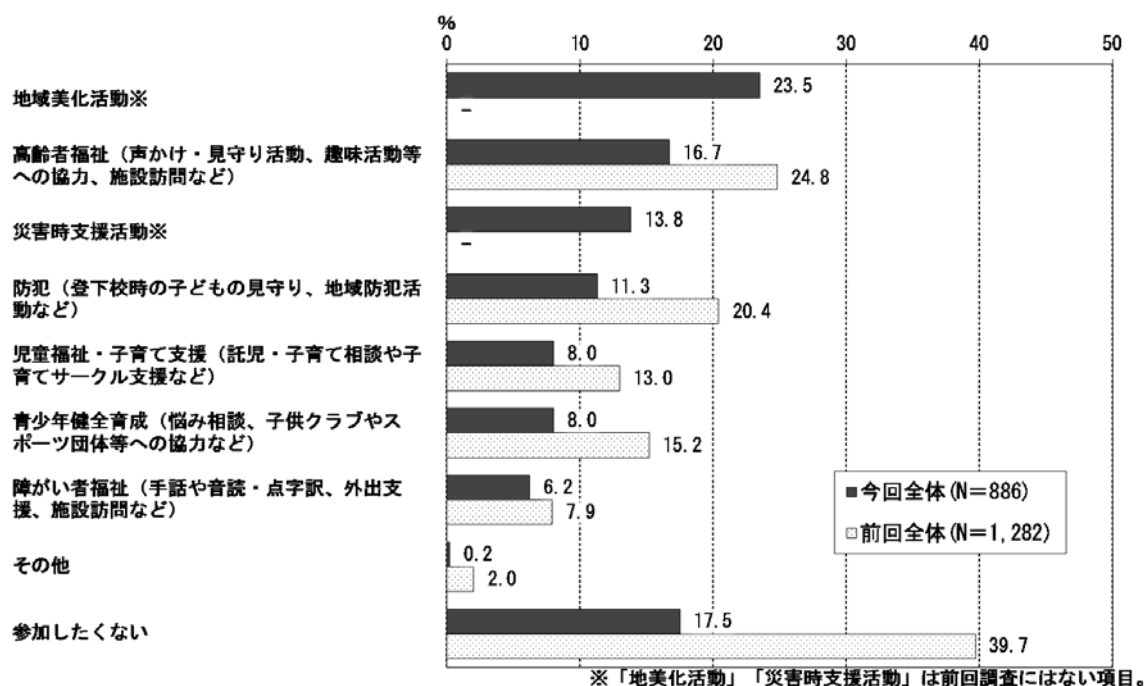
福祉に関わる活動を行う上での困りごととして、「活動に関する情報収集や情報発信をする場、機会が少ない」が最も多く、福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために必要な取り組みとしても同様の意見があがっています。(図2-27 参照)

さらに、福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために必要な取り組みにおいて、前回調査結果と比較すると、「ボランティアをする人と受け手とを結びつける調整役の育成」が増加しています。(図2-28 参照)

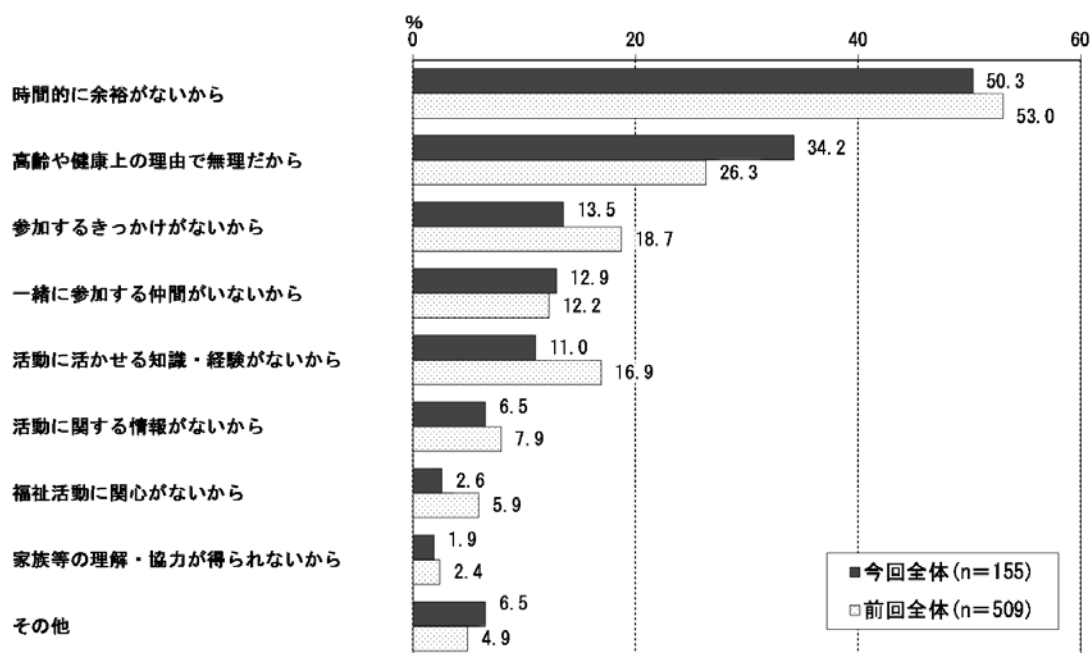
■ 図2-24 福祉に関わるボランティア活動やNPO活動、地域活動の参加経験



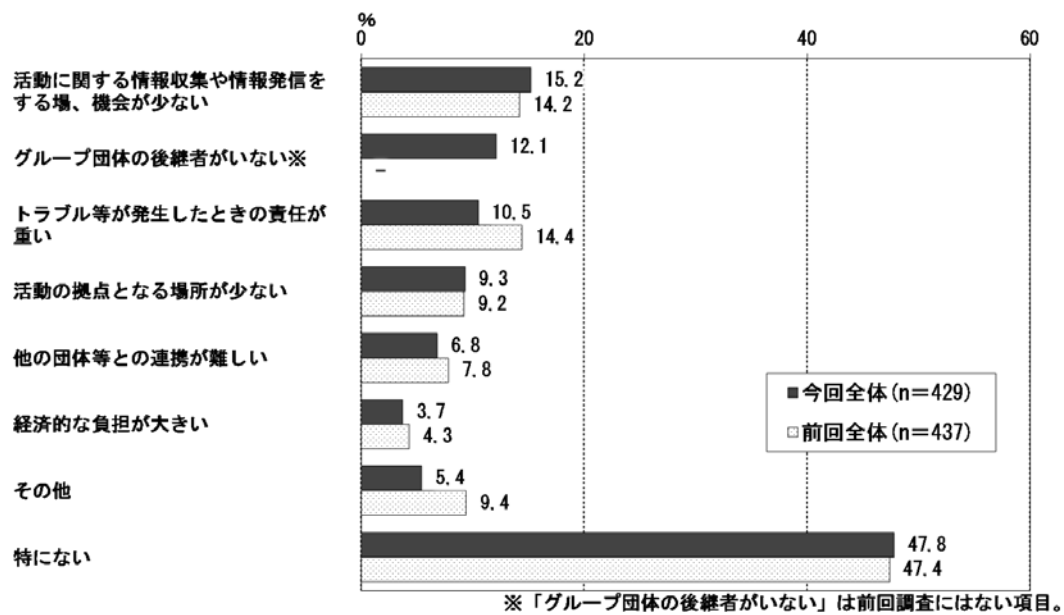
■ 図 2-25 福祉に関わるボランティア活動やNPO活動、地域活動の今後の参加意向



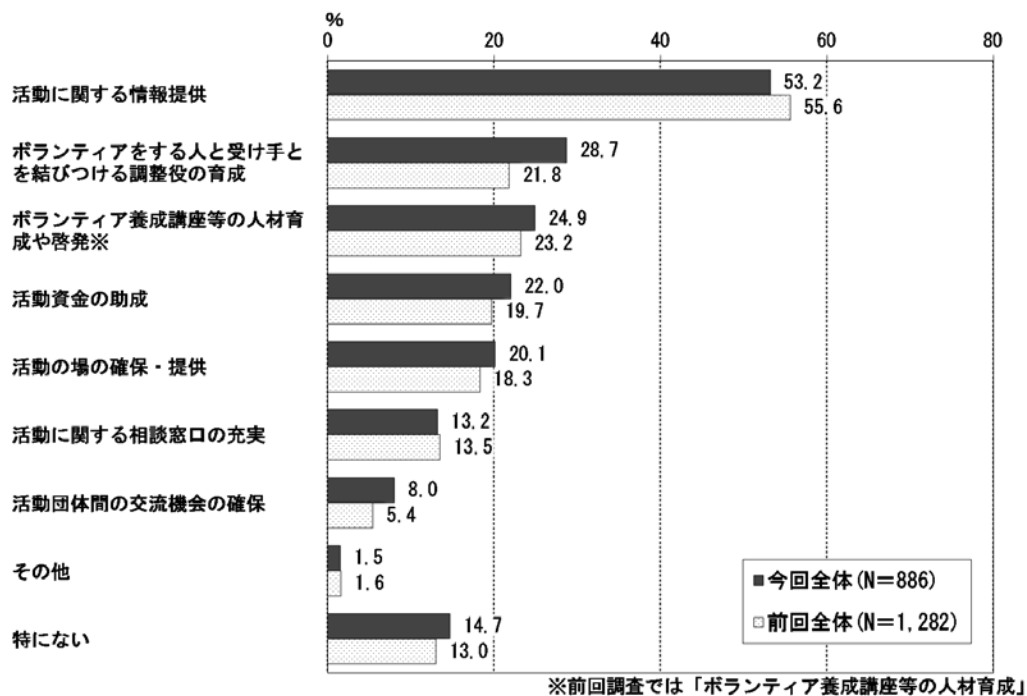
■ 図 2-26 福祉に関わる活動に参加したくない理由



■ 図 2-27 福祉に関わる活動を行う上で困っていること



■ 図 2-28 福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために必要な取り組み



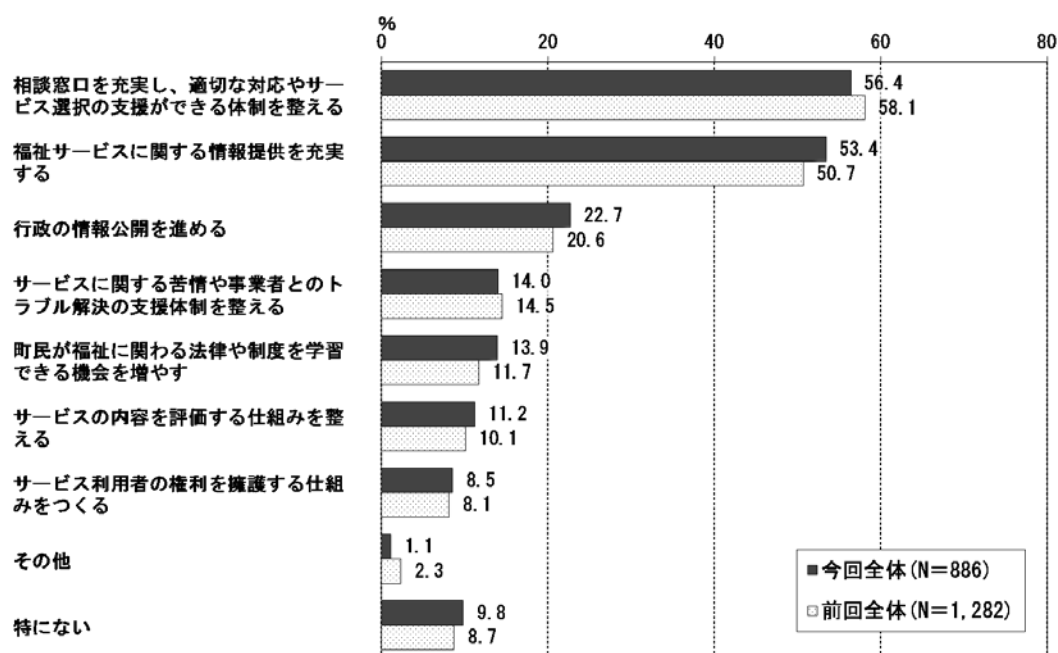
(5) 行政と福祉サービスについて

最適なサービスを安心して利用するために必要な取り組みとして、「適切な対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が最も多く、次いで「福祉サービスに関する情報提供を充実する」となっています。(図2-29 参照)

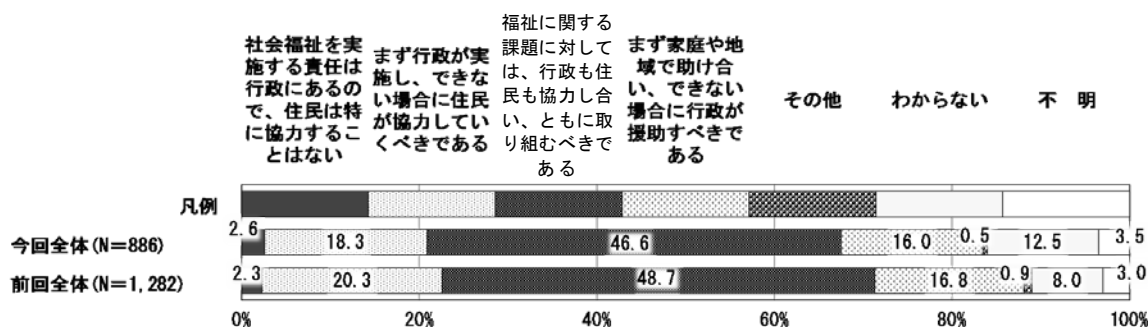
また、社会福祉サービスを充実させるための行政と地域住民の関係として「行政も町民も協力し合い、ともに取り組むべきである」が最も多く、次いで「まず行政が実施し、できない場合に住民が協力していくべきである」、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」となっています。(図2-30 参照)

社会福祉サービスを充実させるための行政と地域住民による支え合いと、公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められます。

■ 図2-29 最適なサービスを安心して利用するために必要な取り組み



■ 図2-30 社会福祉サービスを実現させるための行政と地域住民の関係

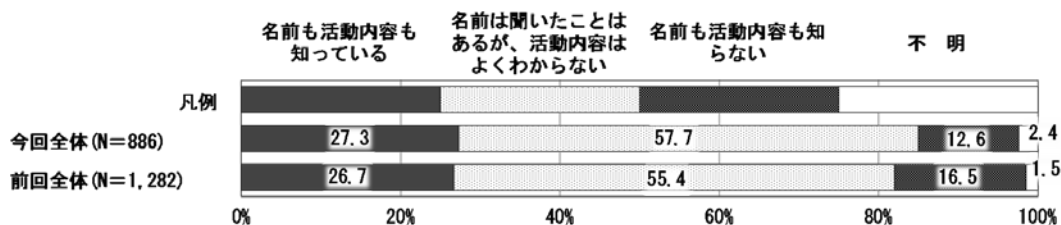


(6) 社会福祉協議会、民生委員児童委員について

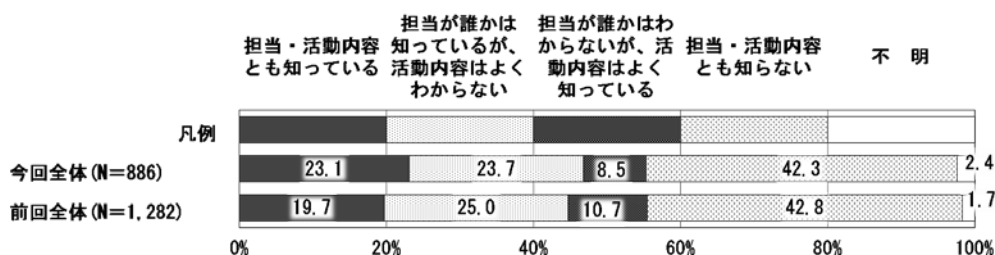
社会福祉協議会や民生委員児童委員（以下「民生委員という。」）は、地域福祉において重要な役割を持っていますが、社会福祉協議会の名称を知っていても、その活動内容を知らない人は半数以上おり、民生委員の担当・活動内容を知らない人も4割以上います。（図2-31、図2-32 参照）

町社会福祉協議会の活動で充実して欲しいこととして、「福祉に関する情報提供や相談対応」が最も高くなっています。（図2-33 参照）なお、性・年代別にみると、女性の30～39歳は「町民や児童生徒を対象とした福祉教育」が全体よりも20ポイントを上回っています。また、女性の50～59歳は「福祉に関する情報提供や相談対応」が、全体よりも20ポイントを上回っています。（表2-6 参照）

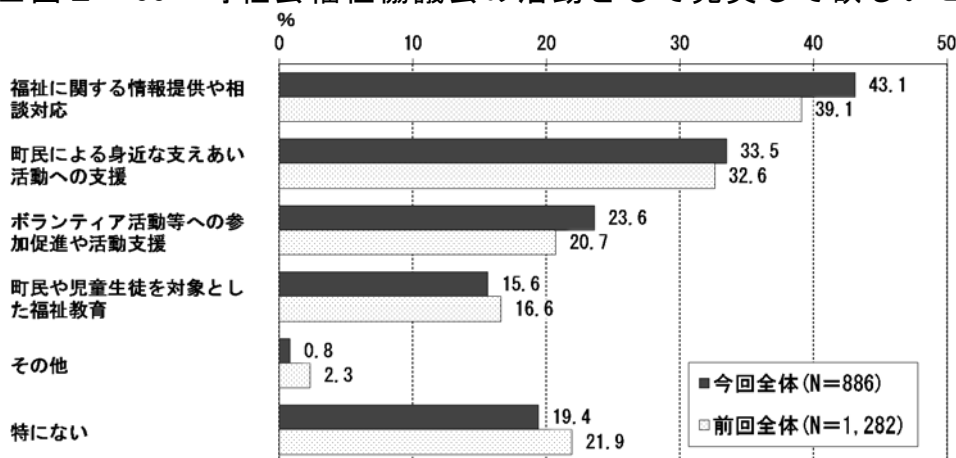
■ 図2-31 町社会福祉協議会の認知状況



■ 図2-32 民生委員の認知状況



■ 図2-33 町社会福祉協議会の活動として充実して欲しいこと



■表 2－6 町社会福祉協議会の活動として充実して欲しいこと
(性・年代別、小学校区別)

(単位：％)

		サ ン プ ル 数	提 福 祉 に 関 連 す る 情 報	支 援 あ い う 活 動 に 関 する 情 報	支 援 あ い う 活 動 に 関 する 情 報	活 動 に 関 する 情 報	ボ ラン ティア 活 動 に 関 する 情 報	育 成 に 関 する 情 報	対 象 と し た 福 祉 教 を 受 け る 人 の 数	そ の 他	特 に な い
全 体		886	43.1	33.5	23.6	15.6	0.8	19.4			
性・年代別	男性計	394	43.1	32.2	27.2	11.4	1.5	22.1			
	20～29歳	25	32.0	8.0	20.0	4.0	—	48.0			
	30～39歳	28	42.9	14.3	7.1	35.7	—	32.1			
	40～49歳	35	31.4	31.4	20.0	11.4	2.9	34.3			
	50～59歳	60	41.7	33.3	21.7	13.3	—	18.3			
	60～69歳	135	51.1	36.3	33.3	8.9	2.2	19.3			
	70歳以上	111	40.5	36.9	31.5	9.0	1.8	15.3			
	女性計	482	42.7	34.4	21.0	19.1	0.2	17.4			
	20～29歳	37	37.8	18.9	13.5	16.2	—	40.5			
	30～39歳	63	33.3	25.4	23.8	44.4	—	20.6			
	40～49歳	63	33.3	36.5	28.6	28.6	1.6	23.8			
	50～59歳	91	60.4	36.3	22.0	13.2	—	11.0			
	60～69歳	127	46.5	40.9	23.6	11.8	—	9.4			
	70歳以上	100	36.0	35.0	13.0	12.0	—	19.0			
校 小 区 学	基山小学校区	499	40.7	34.1	22.8	17.0	0.6	20.6			
	若基小学校区	350	47.4	33.7	24.9	13.4	1.1	15.7			



6. ワークショップからの課題

2017（平成 29）年 8 月 26 日・9 月 9 日にワークショップを開催し、地域別に全 5 グループにわかれて、基山町で困っていることや課題について整理しました。

（１）地域別の生活における困りごとと課題

■ 東 部 ■

地域生活における困りごと		課 題
① 施設・環境の不足	・歩いて買い物に行こうと思っても、近い距離にお店がない ・若い人たちが楽しめる施設や広い運動場がない ・公民館やサロン以外に月に 1・2 回、4～6 人で集まれる所が欲しい ・災害が発生して避難等となる場合の、受け入れ準備や手順等が分からない	○ 買い物の利便性の向上 ○ 娯楽・運動施設の充実 ○ 身近な居場所づくりの促進 ○ 災害時の避難方法の周知
② 高齢者へのサポート不足	・集会場に來れない高齢者の方のサポートが分からない ・高齢者の方への寄り添い方が難しい ・10 区の高齢化率が上昇している ・認知症のある方の対応の仕方が分からない	○ 孤立リスクのある高齢者への支援 ○ 認知症の理解促進
③ 買い物の交通に手行段く	・10 区は小高いところにあるため、バスの本数はもう少し多い方が良い ・車に乗らず、徒歩で用事をこなすようになると腰を下ろせるベンチが欲しい ・買い物が大変である	○ コミュニティバス等の交通の利便性の向上
④ 情報・相談の仕方	・訪問対応の仕方を見直してほしい ・情報をどこで手に入ればいいのか分からない ・身近な悩みを相談しようとしても、どこに相談していいか分からない	○ 身近な相談窓口の充実・周知 ○ 訪問による相談対応の充実
⑤ ショウコミュニケーションの不足	・あいさつや隣近所同士の声かけが少ない ・地域行事に若者の参加者が少ない ・高齢者や若い世代の間で会話が少なくなった ・ボランティア活動の参加者が少ない	○ あいさつや声かけ運動の促進 ○ 若者の地域行事参加率の向上 ○ 多世代交流の機会の確保 ○ ボランティア活動の促進

地域生活における困りごと		課 題
① 高齢者	・車の運転が危ない ・交通の便が悪い（バスの待ち時間が長い） ・福祉サービスの利用方法が分からない	○ コミュニティバス等の交通の利便性の向上 ○ 福祉サービスの利用に関する情報の充実化 ○ 交通マナーの向上
② 一人暮らしに対して	・安全安心に暮らせる町づくりをして欲しい（友愛活動や防犯活動の促進） ・どんなサービス、援助の仕方があるのか分かりにくい ・高齢者単身世帯の今後の増加が不安であり、また自身が一人暮らし になったときにどうすればいいか不安 ・買い物が不便 ・家族に連絡が取りにくい	○ 友愛活動や防犯活動の促進 ○ 買い物の利便性の向上 ○ 高齢者単身世帯の孤立化防止
③ 世代間（後継者問題）	・子どもや若い世代が減り、次の世代につなげていくことが大変 ・調整区域なので、若い人が住む住居に恵まれない ・農業の跡継ぎがいない	○ 若い世帯に向けた移住環境の充実 ○ 後継者問題の解消（農家、地域の担い手等）
④ 教育	・夜型の生活をする親の増加（朝食を食べて学校にいけない子どもや、朝ご飯を作れなかったり、起きれない親がいる）	○ 子どもたちの食育の充実
⑤ 交通	・通院するための交通手段が少ない ・今の基山町の交通網は運転免許証返納や高齢者の増加に非対応ではないか ・コミュニティバスは、バス停までの距離が遠く、時間が合わない	○ 通院手段の充実化 ○ 免許返納者に対する交通支援の充実
⑥ 環境	・空家問題（あなぐま、さる、いのししがでる） ・雑草が道端にたくさん生えており、子どもの通学等を邪魔をしている	○ 空き家問題の解消 ○ 生活環境の改善（除草等）
⑦ 災害	・避難時の高齢者の移動方法が分からない ・町の緊急放送が聞こえない ・災害時の避難場所が区域によっては遠すぎる ・避難所の設置の連絡が遅い	○ 災害時の避難方法・避難場所の周知・改善 ○ 災害時の高齢者の避難支援体制構築
⑧ その他	・山間地区は地域のふれあいが大切である ・地域福祉、地域での助け合い、ふれあいが必要である	○ 地域住民のふれあいの充実

■ 中心部 ■

地域生活における困りごと		課 題
① 防災・安全	・防災のサイレン・言葉が聞こえない ・ひとり暮らし高齢者への災害時の共助の仕方が分からない ・子どもや若い世代の自転車運転マナーが悪い ・山間部の子どもの登下校時の見守りが不十分	○ 災害時の高齢者の避難支援体制構築 ○ 交通マナーの向上 ○ 子どもの登下校時の見守り強化
② 健康	・健康管理の仕方について理解し、筋力アップを目指したい ・健康維持について（維持できるか不安がある）	○ 健康増進の推進
③ 高齢者	・ひとり暮らし高齢者世帯で、何か困りごとがないか気になる ・行政組合や区の行事等の参加率が低下している ・公民館サロン活動に男性の参加者が少ない ・隣人の方々の高齢化により、今後が不安（役割、支え合い） ・高齢者の組織（65歳以上）や老人クラブ等に参加する人が少ない ・64歳以下と65歳以上のコミュニケーション不足	○ 近隣住民との関係性の構築 ○ 公民館サロンの活動の充実（男性向け内容の企画） ○ 地域行事等の参加率の向上や負担の軽減 ○ 多世代交流の機会の充実
④ 子ども	・気になる子どもの対応の仕方が分からない ・子どもたちの遊び場が少ない ・登下校等に子どものあいさつが少なくなっている ・子どもクラブに入会しない家庭がある ・子どもの数がすくなくなり、若い世代が基山から離れてしまう ・子ども110番の家が少ない	○ 子どもたちの遊び場づくり ○ 子どもの見守り体制の充実 ○ 子育て世帯への支援体制の充実
⑤ 絆	・若い人や外国人等の行政への参加が少なく、組合外の人数が増加している ・近くに相談する人がおらず、隣近所との交流が少なくなっている ・隣保班に入らない家庭があり、回覧板が回らない ・新しい住民の方たちとの交流がほとんどない	○ 近隣住民との交流機会の促進 ○ 行政組合加入の促進 ○ 転入者との交流機会の促進
⑥ 生活環境	・交通手段がなく、店も近くにないため、運転免許証返納後が不安 ・子ども食堂的なものが欲しい ・建物が老朽化し・街灯も少ない ・高齢者の死亡、転出等による空家が増え、管理不足が多い ・ペットボトル、空き缶、たばこのポイ捨て等ゴミ捨てのマナーが悪い ・福祉は各世代に必要なから、若い人の意見も聞きたい ・日々の相談やふれあいあいの場所がない	○ コミュニティバス等の交通の利便性の向上 ○ 免許返納者に対する交通支援の充実 ○ 生活環境の改善（建物の老朽化、除草・街灯整備等・ゴミ捨てマナー） ○ 空き家問題の解消 ○ 買い物支援の充実 ○ 多世代と交流できる、居場所づくり ○ 身近な相談窓口の充実

■ けやき台 ■

地域生活における困りごと		課 題
① 子 ど も	・ ネット中心の生活になり、リアルな関係や体験等の経験が減っている ・ 子どもの遊ぶ場所が分からない ・ シニア世代と子育て世代のつながりの希薄化	○ 子どもの居場所づくりの推進 ○ 多世代交流の場づくり
② 高 齢 者	・ ひとり暮らしや夫婦2人暮らしの家庭が増え、安否確認がしづらい ・ マンション住まいは付き合いがないため、もしもの時が心配（転倒等） ・ 独居又は高齢夫婦の受診の付き添いが大変 ・ 老人会への参加者が少ない ・ ゴミ出し、電球の交換、衣替え、庭の草むしり等、用事を頼みたい	○ 高齢者世帯への見守り活動の強化 ○ 高齢者の孤立リスク対策の推進 ○ 地域行事への参加の推進 ○ 生活支援の推進
③ 絆	・ 近所の人を知らないし、あっても話題がない	○ 近隣住民との交流機会の推進
④ 公 民 館	・ 気軽に座って休める場が欲しい（公民館に行くとかしらないといけないから） ・ 公民館の使用が厳しいため、もっと茶飲み場として開放して欲しい ・ トイレがバリアフリーになっていない	○ 公民館の利用の簡易化 ○ 身近な居場所づくりの推進 ○ 施設のバリアフリー化
⑤ イ ン フ ラ	・ 夜が暗く、街灯が少ない（町内や町民会館の駐車場等） ・ 歩道が歩きづらい（レンガが浮き上がっている等） ・ 路上駐車がが多い	○ 街灯・歩道の整備及びバリアフリー化 ○ 交通マナーの改善 ○ 共施設等へのトイレの設置
⑥ 交 通	・ 車がないと買い物に困る（交通手段がない） ・ バス停が遠い	○ 交通の利便性の向上
⑦ 婚 活	・ 結婚したいけど、相手が近くにおらず、マッチングの機会がない	○ 独身世代の交流の場づくり
⑧ ペ ット	・ 近所の猫の鳴き声が気になる ・ 犬の散歩のマナーが悪い（フンを持ち帰らない等）	○ ペット飼い主のマナー向上

(2) ワークショップ全体の課題

① 健康・生活課題の改善

- ・ 町民全体の健康増進及び生活習慣の改善
- ・ 認知症に対する理解促進
- ・ 高齢者の生活課題の解消

② 地域・ボランティア活動等の育成・促進

- ・ 次世代の地域の担い手の育成
- ・ ボランティア活動の促進
- ・ 地域や行政区等の活動参加の促進

③ 居場所づくり

- ・ 子どもたちの遊び場・居場所づくり
- ・ 地域住民のふれあいの場の整備
- ・ 老人クラブ加入者及びふれあいいきいきサロン参加者の向上

④ 交通・環境の整備

- ・ コミュニティバス等の交通の利便性の向上
- ・ 運転免許証返納後の移動支援の充実
- ・ 交通マナーの向上
- ・ 買い物の利便性の向上
- ・ 空き家問題の解消
- ・ 街灯や歩道の整備
- ・ 生活環境の美化活動推進
- ・ 公共施設のバリアフリー化

⑤ 防災・安全対策の充実

- ・災害時の避難方法の周知・改善
- ・通学路の安全確保
- ・高齢者や障がい者等要支援者への安否確認の強化
- ・防犯活動の促進

⑥ 情報提供及び相談窓口の一元化、充実

- ・情報、相談窓口の充実・訪問対応の拡充
- ・福祉サービスの利用方法に関する情報の充実

⑦ コミュニケーション不足と関係性の改善

- ・隣近所等身近な住人とのコミュニケーション不足解消
- ・地域行事やボランティア等の参加率の向上
- ・多世代との交流の場の促進
- ・子育て世代と地域の関係構築
- ・地域における孤立世帯の解消





7. 前回計画の実施状況評価

2013（平成 25）年度に策定した、「基山町地域福祉計画」「基山町地域福祉活動計画」の取り組みの実施状況を評価しました。

それぞれの計画の評価は、策定主体である基山町（地域福祉計画）と、町社会福祉協議会（地域福祉活動計画）が行いました。ここでいう実施率とは、各基本目標のうち実際に取り組んだものの数を、計画していた取り組みの総数で割って算出しています。

【基本目標 1】心豊かなふれあいと支え合いのまちづくり

	基本目標達成のための取組	実施状況
地域福祉計画（実施率 78.6 %）	地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発	基山町住民課では、行政組合加入の案内を行い、2016（平成28）年の行政組合加入率は89.3%となりました。
	地域における交流・ふれあいの促進	町社会福祉協議会と連携し、地域における町民の交流・ふれあいを促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、誰もが気軽に集うことができる交流スペースの確保と交流機会の充実に努めました。
	地域における支え合いのしくみづくり	毎年、民生委員に関する情報を発信し、広報誌に掲載しました。
		民生委員による見守りネットワークの申請で地域住民と協力し、見守り活動を実施しました。
		基山町は、郵便局や九州電力、セブンイレブンや佐賀県医薬品配置協議会、L Pガス協会等と協定を結び、小地域における安否確認や見守り活動の日常化促進に努めています。
	心のバリアフリーの促進	法務省から委嘱を受けた人権擁護委員と連携して、月1回の人権相談を実施し、様々な人権上の問題について相談者から話を聞き、助言や関係機関を紹介する等、その解決の促進を図りました。
	ボランティア活動の促進	2013（平成25）～2016（平成28）年度にかけて、認知症サポーター養成講座を42回実施し、介護予防サポーター養成講座を開催する等、ボランティア活動の要請や参加機会の促進に努めています。また、認知症サポーターは、2017（平成29）年10月末時点で1,721人に増加しています。
	地域における子育て支援の促進	基山町子ども課で、「子育て交流広場」の育児サポーター養成等を行いました。 スポーツ大会や自然体験等、魅力ある行事を行い、各区子どもクラブと連携し、加入の促進を図っています。

	基本目標達成のための取組	実施状況
地域福祉活動計画（実施率95.3%）	地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発	町民の福祉意識につながる講座や地域座談会を年4回実施し、近隣同士の支え合いの重要性や福祉意識の啓発へとつなげました。 各種事業に関して、「きやま社協だより」の活用、チラシの作成・配布、ホームページの周知を行い、集まりの際の声かけや実施後の報告等を行いました。
	地域における交流・ふれあいの促進	交流イベントやふれあいの企画に努め、老人憩の家やふれあいいきいきサロン、子育て交流広場の利用者数は前回計画策定時よりも増加しています。また、一人暮らし高齢者を対象とした、ふれあいバスハイクや食事会を実施し、交流の機会に努めています。 各種事業に関しては、対象者へ手紙の送付や対象地域での回覧板等を活用した情報提供の充実を図りました。サロン活動の事例紹介は、年に1回の連絡会で情報交換を行いました。
	地域における支え合いのしくみづくり	民生委員、自治会（区・組合など）サロン協力員と連携し、要援護者等に関する情報交換や日常的な安否確認に努めた結果、見守りネットワークは前回計画策定時（127ネット）から増加し、2016（平成28）年は149ネットを構築しました。 自治会（区・組合など）、民生委員等と連携し、サロン参加の声かけや町内2施設（寿楽園・春風）の地域ケア会議に構成員として参加し、情報の共有を行いました。
	心のバリアフリーの促進	地域での交流・ふれあい活動の推進のため、児童・青少年ふれあい事業やチャレンジ教室等の福祉教育、交流活動の推進を行いました。 研修会や交流会などの活動支援として、各種福祉団体への助成を行いました。
	ボランティア活動の促進	ボランティア活動の促進として、各種講座の開催と、相談支援、助成制度や情報提供等を行い、2016（平成28）年のボランティア登録個人数は179人、団体数は46団体となっています。 ボランティアアドバイザー研修は未実施となっています。 ボランティア推進協議会の活動支援の助成を実施しました。また、ボランティア活動の育成・援助として、随時相談を受け付け、必要な情報は社協だよりへの掲載やボランティア情報誌の発行を行いました。 学校におけるボランティア体験学習として、車いす体験・手話・点字等の総合学習支援を行いました。
	地域における子育て支援の促進	子育て交流広場として、相談事業・交流事業・情報提供事業・育児サークル支援事業・育児サポートセンター事業を実施しました。 各事業を通して、子育て中の親子が気軽に集える子育てに係る相談、情報提供の拠点とし、関係機関や地域組織と連携を取りながら、地域ぐるみの子育て支援を図りました。

【基本目標 2】 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

	基本目標達成のための取組	実施状況
地域福祉計画（実施率 100 %）	地域における健康づくり・介護予防の促進	健（検）診受診率向上のため、特定健康診査とがん検診を同時に実施し、事前に対象者全員へ案内を送付しています。完全予約制にすることで、すべての項目を受診しても短時間（1 時間程度）で終了するようにしています。2016（平成28）年度の特定健診受診率は48.0%で前回計画策定時（38.5%）よりも増加しました。 特定保健指導実施率の向上を目的として、2016（平成28）年度より、国保被保険者全員に健（検）診結果の説明会を実施しました。説明会は、土日開催など住民の方が参加しやすいように調整し、また職員も説明会にあたって事前研修等に参加し、スキルアップに努めました。また、国保被保険者以外の方についても、健（検）診受診後 1 か月以内には結果が届くようにしています。2016（平成28）年度の特定保健指導実施率は65.9%で前回計画策定時（43.5%）よりも増加しました。 介護予防を目的とした教室や講座の開催、地域包括支援センターによる自宅訪問を行い、町民一人ひとりの健康づくりの意識向上と健康維持に努めました。
	生きがい活動の促進	生きがい活動の促進として、生涯学習やボランティア活動等の広報活動を行い、参加の促進や会員募集に努めました。

	基本目標達成のための取組	実施状況
地域福祉活動計画（実施率 72.7 %）	地域における健康づくり・介護予防の促進	地域における健康づくり・介護予防を促進させるために、ふれあいいきいきサロン事業を町内全地区で実施し、活動内容の助言や講師の紹介、サロン協力員の設置、世話人（ボランティア）の育成としてレクリエーション講座の開催からボランティア登録へとつなぐ活動支援を行いました。 2014（平成26）年度に健康体操を作成し、敬老会やふれあいフェスタ、サロン対抗運動会等で披露し、体操の普及を行いました。
	生きがい活動の促進	生きがいを感じるための活動啓発、活動の周知を行うために、各種ボランティア講座の充実に努め、ボランティアのスキルアップや活動の心得、保険の説明等を行いました。 ボランティアアドバイザー研修は未実施となっています。 ボランティアニーズを把握するため、相談や現在活動中のボランティア等の情報を収集しました。 シルバー人材センターに関する情報提供及び募集案内を社協だよりやチラシ等を通じて周知に努めました。

【基本目標 3】安全に安心して快適に暮らせるまちづくり

	基本目標達成のための取組	実施状況
地域福祉計画（実施率 80.0 %）	緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり	基山町は2015（平成27）年度に作成したハザードマップの全世帯への配布や広報誌への掲載を通し、防災に対する意識啓発を推進しました。 「避難行動要支援」として、2016（平成28）年度に要支援者名簿対象者に個人情報の提供に関する同意確認を行い、随時計画策定を行っています。 自主防災組織のリーダー研修を行いました。
	地域における防犯活動の促進	地域における防犯活動を促進するため、安全なまちづくり推進員や男性ボランティアの会と連携し、防犯パトロールを行っています。安全パトロールを行っている地区は、2016（平成28）年は11地区と、前回計画策定時（3地区）より増加しています。
	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	伊勢山児童公園、若宮児童公園、氏林児童公園、猪ノ浦児童公園の園路のスロープ化・手すりの設置、遊具のユニバーサルデザイン化、けやき台駅にエレベーターを設置等、バリアフリー化を進めています。 2016（平成28）年度に、コミュニティバス停留所にユニバーサルデザインベンチを21基設置し、コミュニティバスの利便性の向上に努めています。
	交通弱者に対する支援	各区のサロン活動等に参加し、コミュニティバスに関する出前講座（割引きっぷ・コミバスポイント等の説明）を実施しました。 2016（平成28）年10月よりやよいがおか鹿毛病院へのコミュニティバスを運行し、バス移動範囲の拡大と利便性の向上に努めています。
	生活環境の保全	アダプトプログラム制度による、自主的な地域の清掃活動をサポートし、春の県下一斉美化活動や秋の町内一斉美化活動を開催しました。 騒音などの相談に対する現地調査・指導等や、飼育マナー向上のための犬のしつけ教室を開催し、日常生活における環境保全に努めました。

	基本目標達成のための取組	実施状況
地域福祉活動計画（実施率 64.3 %）	緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり	緊急時や災害時の助け合いの仕組みづくりのため、防災訓練や災害時救援物資（毛布）の配備、災害ボランティア講座の開催を行いました。 災害時のマニュアル等を作成し、助け合いのできる仕組みと基盤づくりに努め、避難場所や自主防災組織を知る町民も増加し、協働意識の醸成を進めることができました。
	地域における防犯活動の促進	地域における防犯対策として、サロン活動での出前講座や相談支援を実施してきましたが、広報活動および小地域における安否確認や見守り活動の取り組みが不足していました。
	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	小学4年生の総合学習での障がい当事者の講話を通じ、バリアフリーやユニバーサルデザインの理念を浸透させる福祉教室を開催しました。
	交通弱者に対する支援	2015（平成27）年度から始まった「手伝う隊」による、高齢者世帯への軽度な生活支援を実施してきました。しかし、地域住民への周知はできておらず、利用件数は多くありませんでした。

【基本目標 4】福祉サービスを利用しやすいまちづくり

	基本目標達成のための取組	実施状況
地域福祉計画（実施率 66.7 %）	きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり	福祉に関するサービスは、サービス毎に関係機関と連携し、情報提供や相談体制の整備に努めています。 福祉についての情報は、広報きやまにおいてサービス一覧表を掲載し、パンフレットの作成・発行等を行い、情報提供の充実を図っています。
	適切なサービス利用の促進	各事業所や福祉制度に関するパンフレット等を住民へ提供しやすいように、サービス毎に整理し、情報提供を行いました。 成年後見制度やあんしんサポートセンター事業について、必要に応じて各機関と連携し、実施しました。

	基本目標達成のための取組	実施状況
地域福祉活動計画（実施率 90.0 %）	きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり	きめ細かな情報提供、相談支援体制をつくるために、広報・啓発活動の推進および相談窓口と各種専門機関との連携、専門員の育成に努めてきました。 福祉活動専門員は県社会福祉協議会主催の研修会等に参加し、専門的知識の習得に努め、ボランティアコーディネーターは、ボランティア団体の会議等で助言・提言を行ってきました。
	適切なサービス利用の促進	適切なサービス利用の促進を図るため、あんしんサポートセンター事業の広報・啓発を図ってきました。また、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の主催する障害者差別解消支援地域協議会へ構成員として参加し、地域包括支援センター勉強会へ参加しました。

【基本目標 5】 みんなで協働ができるまちづくり（地域福祉活動計画のみ）

	基本目標達成のための取組	実施状況
地域福祉活動計画（実施率 66.7 %）	みんなで協働ができるまちづくり	地域で起こっていることについて、「できる範囲で」「無理のない」参加の呼びかけを行ってきました。サロン活動への声掛けや見守りネットワークの申請で、近隣と関係づくりを行いました。また、ふれあいレクリエーション大会やチャレンジ教室などで、世代間交流事業の参加の呼びかけに努めてきました。
	専門職・団体との連携・協働の促進	専門職や各種団体との連携・協働の促進、地域やまちづくり団体との情報交換を行いました。 社会福祉士会や介護福祉士会、精神保健福祉士会、介護支援専門員協議会などの職能団体と連携し、情報交換や社会資源の活用による支援の実施窓口につなげ、他団体とのネットワークを広げました。



第 3 章 計画の基本的な考え方



1. 基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画の基本目標

基山町は地域福祉を推進し、町社会福祉協議会は住民参加による福祉活動の具体的な取り組みの整備を目指します。

基山町と町民が目指すまちの姿を以下の4つに整理し、基本目標とします。

■基本目標 1 ■ 心つながるふれあいのまちづくり

町民における地域協働の意識の醸成と啓発を促す交流会やふれあい活動の機会を増やし、支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

地域には、様々な人が生活をしています。誰もが特別に区別されることなく地域で自立した生活を送ることができるノーマライゼーション¹⁷の理念の浸透を図っていくことを目指します。

■基本目標 2 ■ 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

高齢化や生活不安、ストレスが増える中で、一人ひとりが心身ともに健康でいつでもいきいきと暮らすことが、地域全体にとっても活力の向上につながり、地域福祉を支える基盤ともなります。

地域福祉を支える町民一人ひとりが、住み慣れた地域で健やかにいきいきと自立した生活ができるように、健康づくりや就労や生涯学習、ボランティア活動等の生きがいを感じることを促す機会を促進することを目指します。

■基本目標 3 ■ 安全・安心なまちづくり

災害や緊急時に手助けを必要とする人々が、安心して地域で暮らせるように緊急時・災害時の支援体制の構築や地域における防犯活動の促進を図ります。

また誰もが地域で安心して暮らせるように、バリアフリー・ユニバーサルデザイン¹⁸の推進、交通弱者に対する支援の充実に努めるとともに、生活環境の美化や日常生活における環境保全を目指します。

■基本目標 4 ■ 福祉サービスを利用しやすいまちづくり

基山町で暮らす人々は、各家庭によって様々な生活課題を抱えています。子育て世帯や支援を必要とする人、生活に困窮している人等の複雑で多様な課題に対して、総合的な相談窓口やきめ細かな情報提供の充実を図り、必要な福祉サービスが利用できるように、各専門職や団体が連携・協働及び強化できる仕組みづくりを目指します。

¹⁷ ノーマライゼーション（Normalization）とは、障がい者や高齢者等の社会的にハンディキャップを負う人々を当たり前に包含するのが通常の世界であるという考え方のもと、ありのままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

¹⁸ ユニバーサルデザインとは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。



2. 地域福祉推進の視点

(1) 「自助」、「共助」、「公助」の視点

近年、地域住民を取り巻く環境は多様化しています。地域には様々な福祉ニーズが複雑に絡み合い、行政施策のみでは対応できなくなっています。これからのまちづくりでは、誰もが安心して生活できる仕組みを作り、持続していくことが重要となっています。

基山町においても、地域の様々な福祉ニーズに対して、行政施策のみならず、住民・福祉団体・福祉施設関係者がそれぞれの役割を担い、主体的に課題解決に取り組めるように、「地域の助け合いによる福祉」を推進していきます。すなわち、町民一人ひとりの努力（自助）、町民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが促進されるような地域づくりを進めます。

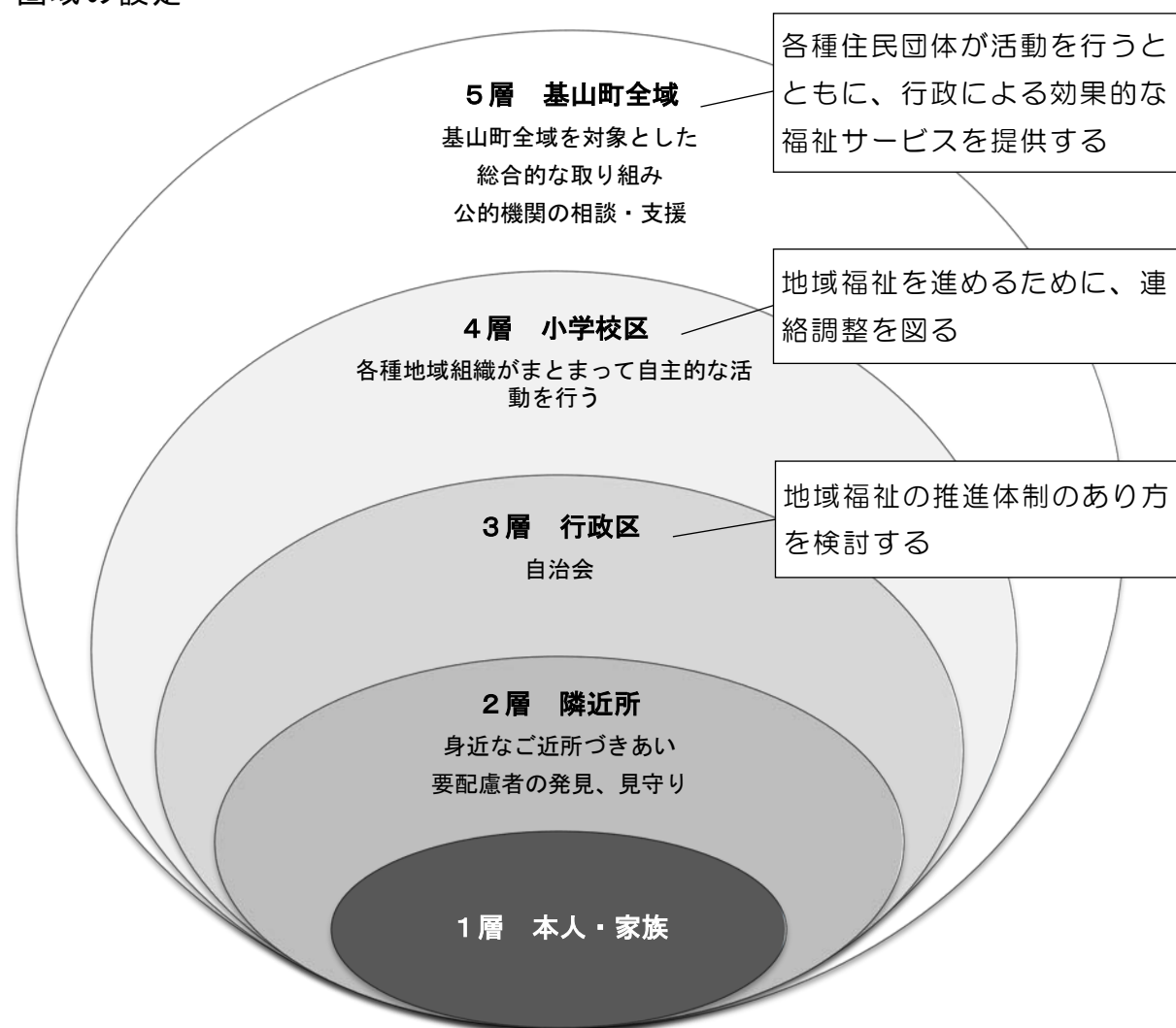
■ 「自助」、「共助」、「公助」の特徴

区 分	内 容	強 み	弱 み
自助 ・町民各自	個人や家族による自助努力	◎自由度が高い ◎人に頼る際の負担がない	●できないことが多い ●危機に陥りやすい
共助 ・隣近所や友人、知人 ・民生委員及び民生委員児童委員協力員（以下、「民生委員協力員」という。） ・老人会 ・シルバー人材センター ・行政区 ・ボランティア団体 ・NPO 法人 ・町社会福祉協議会 ・福祉関連事業所 等	地域社会における相互扶助	◎「お互い様」の感覚や「感謝」の気持ちがあり、生活の質が向上	●人に頼る負担 ●支える側の負担
公助 ・基山町（行政） 等	公的な制度としての福祉、介護等その他関連施策	◎公平性、専門性を持ったサービス提供	●融通が利かない ●制度のすき間ができる

(2) 圏域の設定

地域生活を営む上で起こる様々な問題に対して、それぞれの内容に応じた話し合いの場が設けられ、関係機関が連携することで解決していきます。このような範囲を「圏域」として表し、本計画では以下の5層を設定し地域福祉を進めることとします。

■ 圏域の設定



■ 圏域の対象範囲

エリア	対象	圏域の範囲
5層	基山町全域	基山町全体の調和を保ちながら地域福祉を進める範囲。
4層	小学校区	校区コミュニティ組織が、自主的な活動を行う範囲。
3層	行政区	暮らしの課題を解決していくための身近な活動を行う範囲。 自治会の範囲。
2層	隣近所	「ご近所」と意識しやすい範囲。 顔見知りで、生活課題や要配慮者の発見・見守りの基本的な範囲。
1層	本人・家族	個人や家族。共同で生活し、世帯を構成する基本単位。



第 4 章 地域福祉の施策の展開

1. 基山町地域福祉計画の基本理念・体系

(1) 基山町地域福祉計画の基本理念

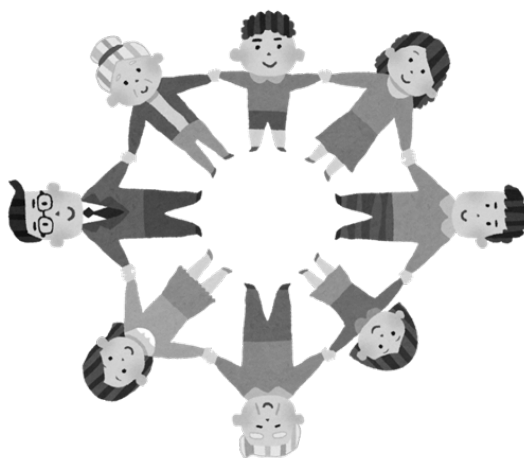
上位計画である第5次基山町総合計画（2016（平成28）年度～2025年度）では、目指すべき基山町の将来像を『「アイが大きい基山町」～住む人も訪れる人にも満足度 No.1 のまち基山の実現～』として、すべての人々に互いが心を通わせ合うことのできるまちを目指しています。

基山町では人口減少や少子高齢化の進行とともに、経済構造や家族形態の変化等による地域住民同士のつながりが希薄化しています。さらに、地域には子どもから高齢者まで、また障がいのある人や外国人など様々な人が生活しており、それぞれが抱える地域課題も複雑に絡み合っています。従来の福祉サービスや個人の努力で解決するには限界があります。したがって、福祉コミュニティづくりや福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、地域で暮らす人々が自立した生活を送ることができるよう、地域を「丸ごと」支える「地域共生社会」を目指した地域福祉推進の体制づくりが求められています。

以上の第5次基山町総合計画や地域の現状・課題を踏まえて、基山町・地域住民・各種関係機関等の多様な主体が協働し合い、「ともに生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン¹⁹）」の視点に立った、支え合えるまちづくりを目指していくための基本理念を次のように設定します。

～集い ふれあい 助け合い～

『みんなで創る 心豊かな支え合いのまち きやま』



¹⁹ ソーシャル・インクルージョン（Social inclusion）とは、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

(2) 基山町地域福祉計画の体系





2. 基山町地域福祉計画

基本目標 1 心つながるふれあいのまちづくり

(1) 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

① 現状・課題

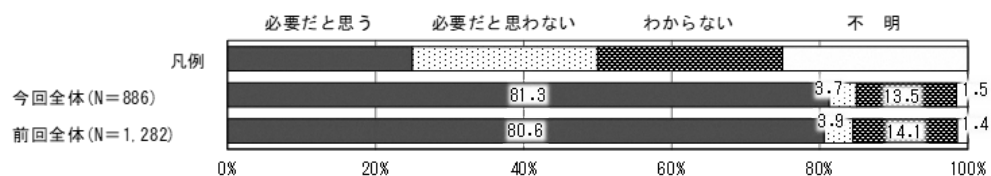
町民が地域活動に主体的に参加し、地域での支え合いの仕組みを作るためには、町民が地域に愛着や関心を持ち、地域のことを知る「地域意識」を高める必要があります。

アンケート調査によると、「地域社会での生活でおくる問題に対して住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うか」という問いに対して、「必要だと思う」と回答した割合は81.3%を示しており、近所付き合いに対しても、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」、「わずらわしいと思うが日常生活に便利なおことが多いため必要である」と考える割合は、約7割となっています。（図4-1、4-2参照）一方で、近所付き合いの程度や考え方については、年齢階層が低くなるにつれて、その親密度の低下や消極的傾向が目立っています。

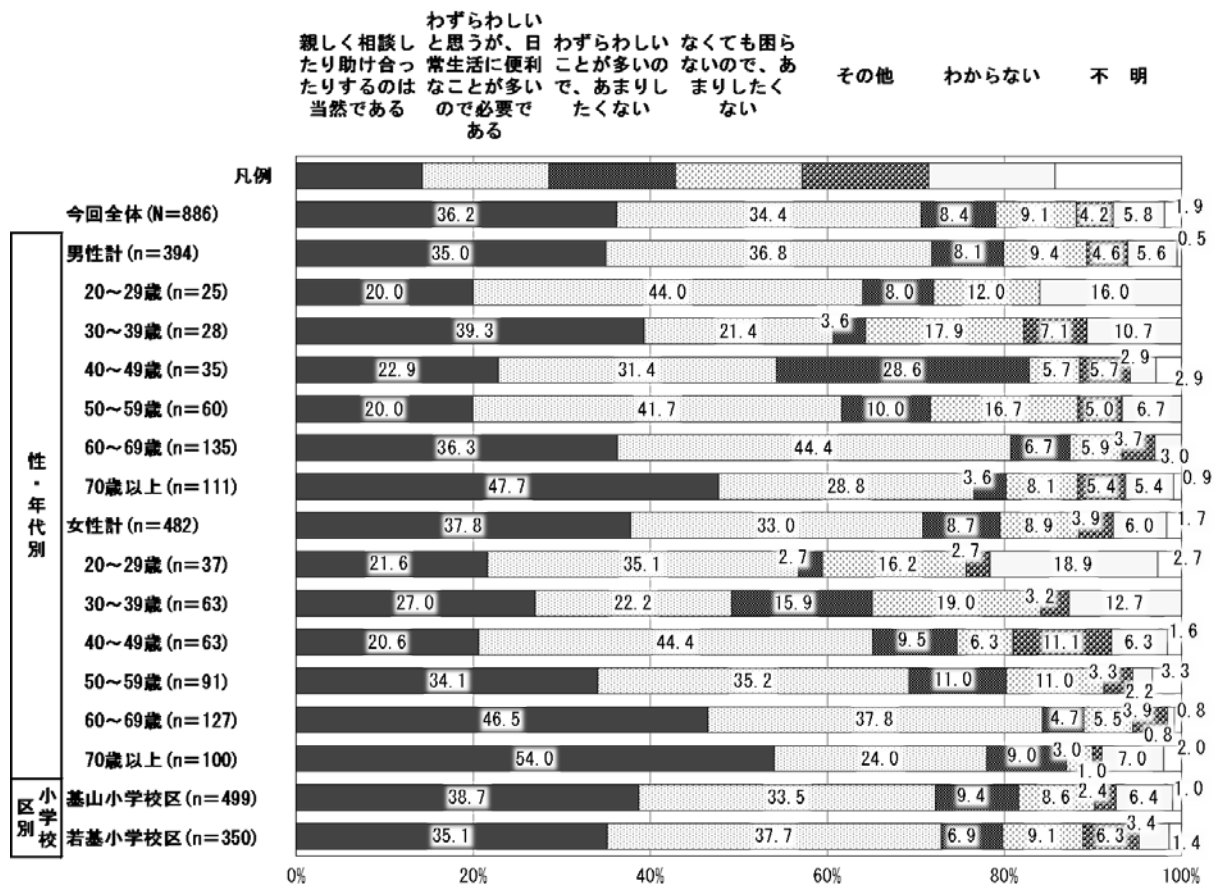
地域における様々な生活課題や福祉課題に対して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を越えた協働体制が求められています。

地域意識を高めるには、隣近所や自治会の役割を再認識する必要があります。隣近所との関わりの重要性についての理解を深め、自ら地域を構成する一員である意識を啓発し、地域における様々な生活課題や福祉課題に興味関心を持つとともに、解決に向けた積極的な活動への参加を促進する必要があります。

■ 図4-1 地域社会での生活でおくる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うか



■ 図 4-2 近所付き合いに対する考え方（性・年代別、小学校区別）



② 今後の取り組み

地域住民

- 自らあいさつし、隣近所や外出が困難な人等に声かけ等を行うことで関わりを深め、助け合いの意識を持ちます。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。
- 隣近所や自治会等の役割を再認識します。
- 地域に根付いている祭りや行事等に積極的に参加するとともに、参加を促す声かけを行い、地域のことを知り、地域への愛着を高めます。
- 誰もが参加しやすい地域行事づくりを進めます。

福祉事業所等

- 地域の様々な行事に参加し、福祉情報の提供やサービス利用者の現状の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。
- 福祉サービスを受ける高齢者や障がい者等が、地域の行事に気軽に参加できるように情報提供等の参加支援を進めます。

社会福祉協議会

- 町民対象に近隣同士の支え合いの重要性や具体的なボランティア活動の方法についての講座等を開催し、福祉意識の啓発を行います。
- 地域での活動や近所付き合いの重要性を考える場として、地域座談会を実施し、福祉意識の啓発を行います。
- 様々な事業やサークル、団体活動について情報を提供し、地域福祉に関心を持てるように努めます。
- 町社会福祉協議会の役割や使命等を理解していただくための広報活動の充実を図ります。

町・行政

- 「基山町まちづくり基本条例」による協働推進や福祉教育、各種講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行うとともに、先進地区の取り組み内容等に関する情報提供に努めます。
- 基山町職員の地域活動への参加を促進します。
- 学校においても、地域との関わりを持ちながら、児童・生徒の地域福祉への理解を深めていきます。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成 28） 年度	目標
ご近所と「親しく付き合っている」町民の割合	42.3%	50.0%
行政組合加入率	89.3%	90.0%

(2) 地域における交流・ふれあいの促進

① 現状・課題

地域社会において、人は様々な人や組織と協力し、支え合って生活しています。しかし、アンケート調査やワークショップの結果では地域関係の希薄化が表面化しており、例えば高齢者と若い世代が交流する機会が少なく、サークル活動や地域活動、近所付き合いにおいても交流があまりないことが課題としてあげられています。

基山町においては居場所づくりや交流の機会として、高齢者には「ふれあいきいきサロン」や「老人憩の家」でのサークル活動、一人暮らし高齢者には「ふれあいバスハイク・ふれあい食事会」、子どもには「放課後子ども総合プラン（放課後子ども教室）」、子育て世代には「子育て交流広場」や「ようこそ井戸端会議へ！」プロジェクト等の居場所づくり、多世代交流としては、「ふれあいレクリエーション大会」や「ピカピカウォークラリー」をそれぞれ実施してきました。今後は様々な世代が交流できる機会の場づくりを進めるとともに、近年増加傾向にある一人親世帯や障がい者や外国人が、それぞれ気軽に集まって過ごせる居場所や交流の機会を増やし、地域社会の一員とし互いに思い合える関係づくりを進める必要があります。

さらに、基山町内で各種サービスを提供している福祉事業者においても、サービス利用者とその家族だけではなく、地域住民の事業内容の理解を進め、サービス利用者と地域住民との交流を促進するような取り組みが求められています。

地域で交流を進めていくためには、地域住民の一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や意欲とともに、場所や交流機会に関する情報発信にも努め、誰もが気軽に集うことのできる交流スペースの確保と交流機会の充実を図ることが必要です。

② 今後の取り組み

地域住民

- 隣近所や趣味をともに楽しむ者同士が、日常生活の延長として集い、語らいの場や楽しみの場を積極的に持つよう、心がけます。
- 地域の行事やイベント等、交流の場に積極的に参加するとともに、隣近所に声かけして参加を促し、世代間交流の機会を作ります。
- 地区の公民館や休耕地等を地域の交流の場として活用します。

福祉事業所等

- 福祉サービス利用者と地域住民と一緒に楽しめる行事を企画・開催します。

社会福祉協議会

- 地域に住む誰もが、気軽に集まり会話ができる場づくりを企画し、活動の支援を行います。
- 地域におけるふれあい活動やサークル等のイベントの広報に努め、地域住民が情報を手に入れ、参加できるように努めます。

町・行政

- 地域でのふれあい活動に関する各種事業の拡充を図ります。
- 町民の交流の現状や情報等を広報紙やホームページを通じ広く伝え、人集めや交流の場づくりを促進します。
- 誰もが気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。
- 基山町にある資源を活用し、子ども、子育て世代、高齢者、障がい者等が身近な地域で集まり、交流できるような居場所の確保を支援します。
- 公共施設以外の居場所の確保策について、他市町村の実践例等の情報収集、発信に努めます。
- 基山町に登録している婚活支援員が、独身世代が交流できる場の促進や婚活、結婚の支援を行います。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成 28） 年度	目標
多世代交流センター憩の家の利用者数	13,362 人	35,000 人
ふれあいいきいきサロンの参加者数	9,018 人	9,500 人
子育て交流広場来館者数	10,295 人	10,400 人
福祉交流館来館者数	13,655 人	15,000 人

(3) 地域における支え合いの仕組みづくり

① 現状・課題

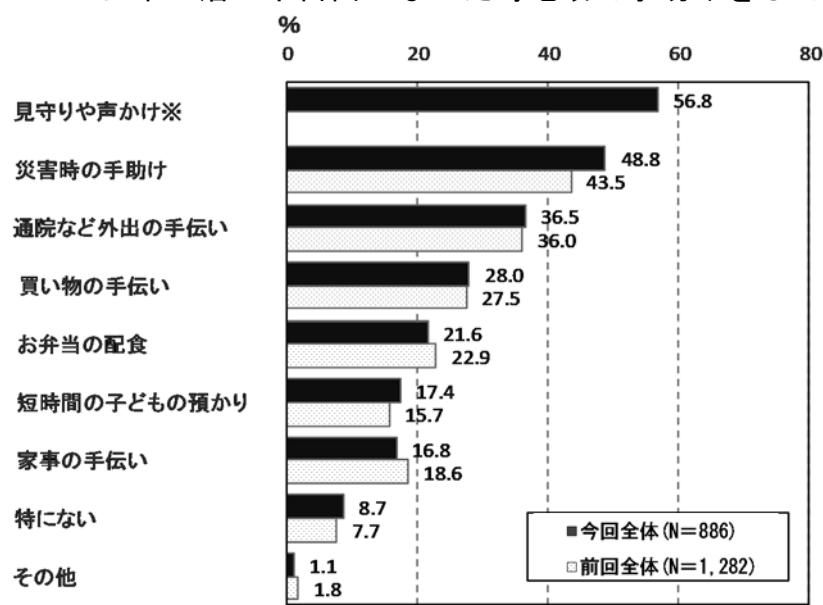
地域社会は、様々な人が暮らししており、家族の次に地域内の基本的なつながり・まとまりとなる単位です。しかし、急速な少子高齢化をはじめ、核家族世帯や一人親世帯、一人暮らし世帯の増加、非婚化や晩婚化等によって生活様式が多様化した今、地域住民は様々な生活課題を持ち、これまでの地域の連帯感や地域社会の役割を維持・充実させていくことは難しくなっています。

基山町では、民生委員及び民生委員協力員が支援の必要な人への訪問や情報提供、相談活動等に取り組んでいますが、アンケート調査によると、担当・活動内容に関する認知度は低く、今後の福祉に関するニーズの増大や多様化、情報把握の困難性等から、その活動にも限界があります。

地域には自治会や老人クラブ・子どもクラブ・PTA等の様々な組織があり、こうした地域組織の活動が地域福祉を推進していく上での基礎となっています。しかし、参加人数の減少や高齢化や組織間の連携の不十分さ等の課題が指摘されています。住民同士の助け合い活動を充実させるためには、それぞれの地域組織が役割分担を明確にして連携を図り、活動を活性化していくことが必要です。

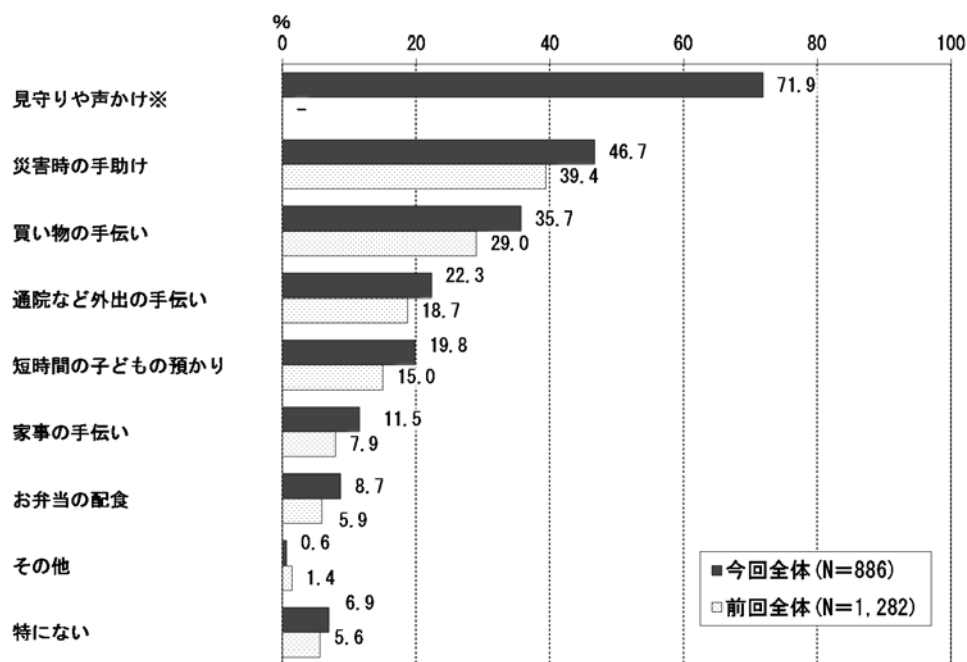
アンケート調査において、日常生活が不自由になった時に地域で手助けをして欲しい内容として、「見守りや声かけ」「災害時の手助け」「通院など外出の手伝い」が上位3つにあげられています。(図4-3参照) 隣近所に困っている家庭があった場合にできる手助けとして、同じ意見があがっており、今後、このような地域で日常的に手助けし合える支え合いの仕組みづくりを推進する必要があります。(図4-4参照)

■ 図4-3 日常生活が不自由になった時地域で手助けをしてほしい内容



※「見守りや声かけ」は前回調査にはない項目。

■ 図 4－4 隣近所に困っている家庭があった場合にできる手助け



※「見守りや声かけ」は前回調査にはない項目。

② 今後の取り組み

地域住民

- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認等交流を活発にし、隣近所同士で助け合います。
- 民生委員及び民生委員協力員、自治会等の役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、地域の支え合いに必要な情報交換に努めます。
- 地域福祉活動に必要な個人情報の取り扱いについては、地域の話し合いによるルール作りに取り組みます。

福祉事業所等

- サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。

社会福祉協議会

- 民生委員及び民生委員協力員、自治会、ふれあいいきいきサロン協力員（以下、「サロン協力員」という。）と連携し、ふれあいいきいきサロン参加の声かけや見守りネットワークの構築支援を行います。
- 地域（隣近所や自治会等）安否確認や見守り活動の日常化を促進します。
- 基山町内福祉施設等の地域ケア会議に構成員として参加し、情報共有を行います。
- 福祉推進団体との連携強化と情報共有を図ります。
- 「できる範囲で」「無理のない」参加の呼びかけを行い、地域住民と顔の見える関係づくりに努めます。

町・行政

- 見守りネットワーク事業として、郵便局やコンビニエンスストア、ガス協会等と協定を結び、地域における安否確認や見守り活動の日常化促進に努めます。
- 町社会福祉協議会と連携し、見守りネットワークの構築を支援するとともに、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進にとって必要不可欠な各種情報の収集・提供を行います。
- 青少年育成町民会議や青少年問題協議会、子どもクラブ等各団体間の連絡調整を密にし、学校・PTA等との連携を強化しながら地域ぐるみの育成体制を強化します。
- 民生委員及び民生委員協力員の基本的役割と活動内容を町民に周知します。
- 地域住民や転入者に対して、行政組合の説明を行い、参加を促す声かけを行います。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成28） 年度	目標
地区の民生委員及び民生委員協力員の「担当・活動内容ともに知っている」町民の割合	23.1%	35.0%
構築済みの見守りネットワークの数	149 ネット	160 ネット

(4) 心のバリアフリーの促進

① 現状・課題

地域福祉においては、個性や価値観を認め合う住民相互の連帯は不可欠であり、ふれあいと支え合いのまちづくりを進めていくには、互いの立場を理解し、尊重して認め合うことが大切です。

すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るためには、各種広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの人権教育・福祉教育の充実やボランティア活動等を通して、差別や偏見のない社会を目指していくことが大切です。

また、貧困や失業に陥った人々、障がい者等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合するという「ともに生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」の視点に立った支え合いのまちづくりを推進していく必要があります。

自治会や学校、町社会福祉協議会、地域の福祉事業所等との連携により、各種啓発活動や人権教育・福祉教育の充実、さらには地域における多様な町民の交流・ふれあいの機会の充実により、心のバリアフリーと多様性の理解を促進します。

② 今後の取り組み

地域住民

- 性別、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重し合えるよう、多様性の理解に努めます。
- 日常生活を営む上で必要な援助を素直に声に出し、助けられ上手になるよう努めます。

福祉事業所等

- 地域で共生できる仕組みづくりの理解と周知を図ります。

社会福祉協議会

- 福祉教室やチャリティー募金、各種講座を開催し、参加を促す声かけや広報活動を行うことで、交流の場を促進します。
- 福祉に関する団体等の助成を行うことで、各団体の交流活動を支援し、また事業報告を行うことで、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの福祉意識の啓発に努めます。

町・行政

- 人権啓発や男女共同参画等を目的とした講座や講演を実施するとともに、行政機関、関係機関に対しての学習機会の提供を行います。
- 障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。
- 心のバリアフリーやノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図ります。
- 基山町が主催する行事に誰もが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなくともに集い、理解を深めることができる各種イベント開催を推進します。



基本目標 2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 地域での健康づくり・介護予防の促進

① 現状・課題

健康はすべての人にとっての願いであり、町民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤でもあります。基山町においては、健康教室等の支援の充実を図っており、住民自身が健康増進に向けて体操等に積極的に取り組む姿勢がみられ、実際に要介護認定率は年々減少しています。しかし、年齢に伴う身体機能の低下により、要介護状態となるリスクが高くなるため、健康増進に向けた取り組みを今後も継続していく必要があります。

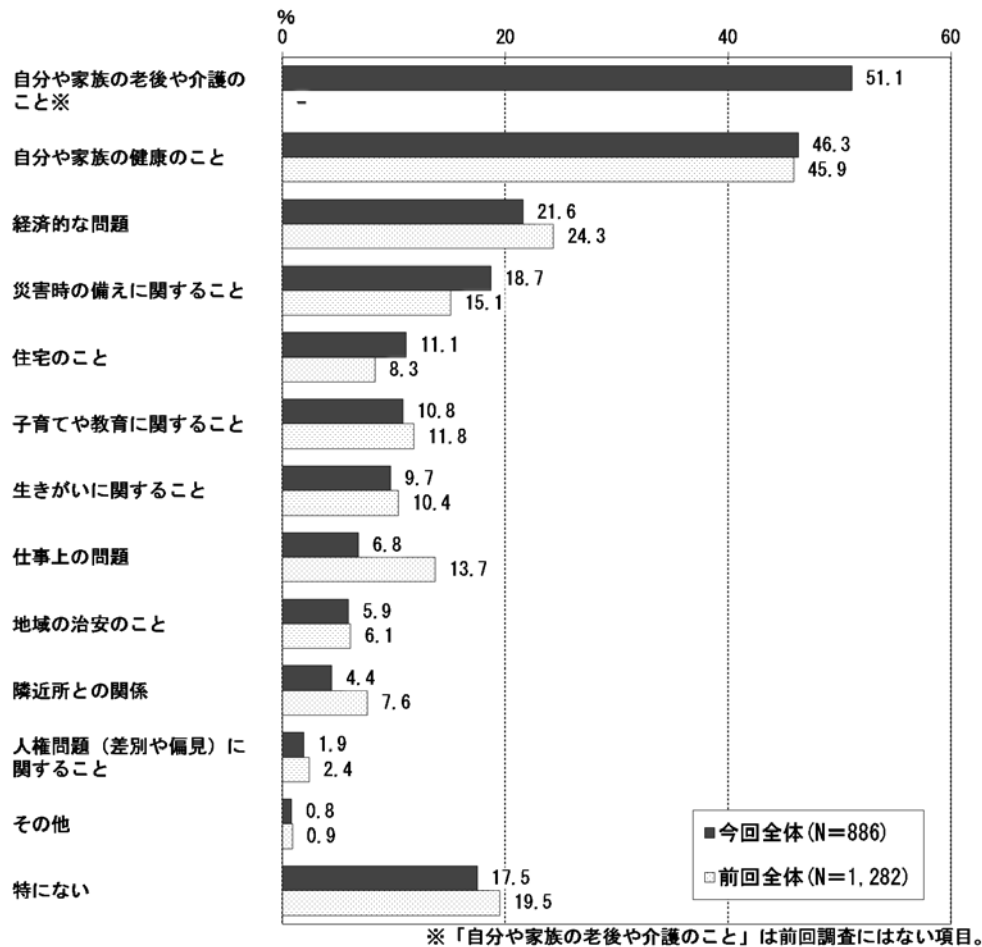
アンケート調査によると、日々の生活での悩みや不安として「自分や家族の老後や介護のこと」「自分や家族の健康のこと」が上位2つにあげられており、健康や介護について不安を抱えています。(図4-5参照) 高齢者の健康を維持するとともに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、介護予防のために健康づくりの取り組みが必要です。

また、近年はがんや循環器疾患等の生活習慣病も増加し、疾病構造は大きく変化しています。ワークショップにおいては、子どもたちの食習慣の乱れも指摘され、地域住民全体の食育の推進や生活習慣の改善が求められています。

病気の早期発見や早期治療につなげるため、適切な医療が受けられる支援体制の充実はもとより、町民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりや介護予防の取り組みを実践することによって、健康寿命の延伸を図ります。



■ 図 4-5 日々の生活において感じている悩みや不安



※「自分や家族の老後や介護のこと」は前回調査にはない項目。

② 今後の取り組み

地域住民

- 町民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等を実践します。
- 隣近所、同世代で気軽に集まることのできる仲間同士でのウォーキングや体操を行う等、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。
- 地域で開催される「ふれあいいきいきサロン」等に積極的に参加します。

福祉事業所等

- 自立に向けたセルフケア（自己管理）を支援していきます。

社会福祉協議会

- 各地区の「ふれあいいきいきサロン」の活動支援に向けた取り組みの強化を図ります。
- 「ふれあいいきいきサロン」において介護予防講座を開催し、町民の健康増進の機会を増やすとともに、健康意識の啓発に努めます。

町・行政

- 医療に関する助成制度の充実や健診等を通じた町民の健康情報管理、経年的な情報提供等により、町民の継続的な健康づくりを支援していきます。
- 介護予防に関する講演会や研修会等を開催し、基本的な知識の普及と町民の意識の啓発に努めます。
- 身近な地域で健康増進及び交流の機会を図れるように、公民館等での健康教室や体操教室を開催し、地域住民の健康増進及び介護予防に努めます。
- 基山町食生活改善推進協議会と連携し、自分の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さ、3食（朝・昼・夜）食べること等の食事の大切さを啓発します。また、各年代に応じた食育推進事業に取り組みます。
- 食事の調理等が困難な高齢者のお宅に昼食・夕食を配達し、安否や健康状態の確認を行い、異常等の早期発見や孤独感の解消に努めます。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成 28） 年度	目標
特定健康診査受診率	48.0%	60.0%
特定保健指導実施率	65.9%	75.0%
基山町高齢者人口に占める介護保険の要介護認定率	14.35%	14.35%

(2) 生きがい活動の促進

① 現状・課題

身体の健康のみならず、心や気持ちも穏やかに過ごし、心身ともに健康であることは、町民の心豊かな充実した生活の基盤となります。近年は長寿化による余暇時間が増大し、いかに人生を謳歌し、自分らしくいきいきと暮らすかが、一人ひとりにとっても大きな課題となっています。

特に団塊の世代の大量退職が始まり、こうした課題が全国的に広がっていく中、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を地域社会の中でどう感じていけるかという点は、地域福祉を推進するための重要な条件ともなります。

また、団塊の世代や高齢者に限らず、若い世代や障がい者に対する生きがい活動も促進する必要があります。生きがい活動とは、自らの知識や経験、能力、技術等を活かした地域福祉活動にとどまらず、就労や文化・スポーツ活動、生涯学習も含まれます。特に近年の生涯学習においては、情報収集や買い物、娯楽等の日々の生活をよくするために、パソコンやタブレット等を使った IT（情報技術）学習が求められています。

ワークショップでは、若い世代の地域との交流活動等に関する参加率の低さが指摘されています。あらゆる世代の町民が地域で心身ともに健やかに過ごせるように、生きがいを感じることでできる機会を増やすとともに、生きがいづくりの視点から、地域福祉活動の推進役になろうとする人材の確保を図ることが大切です。

② 今後の取り組み

地域住民

- 自らの意志や意欲に基づき、生涯学習やスポーツ、就労等、生きがいを感じることでできる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らします。
- 自らの技術や経験を次世代に伝え広めることで、生きがいを追求します。
- 地域で開催される、「ふれあいいきいきサロン」等に参加し、仲間づくりや世代間交流を積極的に行います。

福祉事業所等

- サービスの提供機会等を通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。

社会福祉協議会

- 「生きがい」を感じるための啓発活動及び活動の周知、各種ボランティア講座の充実に取り組みます。
- 町民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。また、あらゆる世代の町民が参加できるように、プログラムの改善を行います。
- 若い世代や働き盛りの世代を対象とした、休日のサークル（教室）の実施を支援します。身近な地域で健康増進及び交流の機会を図れるよう、活動を支援します。
- 高齢者の能力や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、就労機会の確保に努めます。

町・行政

- あらゆる世代の町民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベント等を実施しながら、活動の普及・推進を図ります。
- 高齢者や障がい者等の自己実現の可能性を広げるため、IT学習の機会提供に努めます。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成28） 年度	目標
ボランティアやNPO活動、地域活動等に参加したことがある60歳以上の割合	47.0%	50.0%
シルバー人材センターの会員数	71人	80人

(3) ボランティア活動の促進

① 現状・課題

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、少子高齢社会においてとりわけ大切な人材であり、地域福祉を支える担い手です。基山町は、町社会福祉協議会に「基山町ボランティアセンター」を置き、町民のボランティア活動への参加促進を図っています。2016（平成 28）年度において、センターに登録しているボランティア団体は 46 団体、個人登録は 179 人となっています。

また自治会や老人クラブ等の地域活動は、そのほとんどが実質的にはボランティア活動であり、ボランティア活動をしているという認識はなくても、地域活動をすることによってボランティア活動を実践している人は少なくありません。

アンケート調査によると、福祉に関するボランティア活動や NPO 活動、地域活動等に参加したことがある人は全体の約半数であり、今後も何らかの活動へ参加したいと思う人は約 8 割となっており、前回調査よりもボランティア活動に対する意識は高まっています。

しかし、ボランティア活動等を行う上で困っていることとして、「活動に関する情報収集や情報発信をする場、機会が少ない」や「グループ団体の後継者がいない」、「トラブルが発生した時の責任が重い」が上位にあがっています。

今後も、基山町は町社会福祉協議会と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を行い、町民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアやボランティアリーダーを育成する必要があります。

② 今後の取り組み

地域住民

- ボランティアの重要性や支え合いの大切さ等を積極的に話し合います。
- 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。

福祉事業所等

- ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげていきます。

社会福祉協議会

- 地域のボランティアニーズを把握し、ボランティアセンターで様々なボランティア養成講座の開催や活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。
- ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、個人・団体の活動支援の強化と、参加しやすい環境づくりを行います。
- 地域における困りごとの情報を収集し、地域の生活支援ニーズに合った活動を行います。
- 学校におけるボランティア体験学習を支援します。

町・行政

- 体験活動等を通じて、ボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。
- 学校教育におけるボランティア体験学習の継続実施により、児童・生徒のボランティアについての理解を深めます。
- 町民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成 28） 年度	目標
ボランティアやNPO活動、地域活動等に参加したことがある町民の割合	48.4%	50.0%
基山町ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数	46 団体	50 団体
基山町ボランティアセンターに登録しているボランティア個人数	179 人	200 人
認知症サポーターの人数	1,640 人	2,000 人

基本目標 3 安全・安心なまちづくり

(1) 緊急・災害時の助け合いの仕組みづくり

① 現状・課題

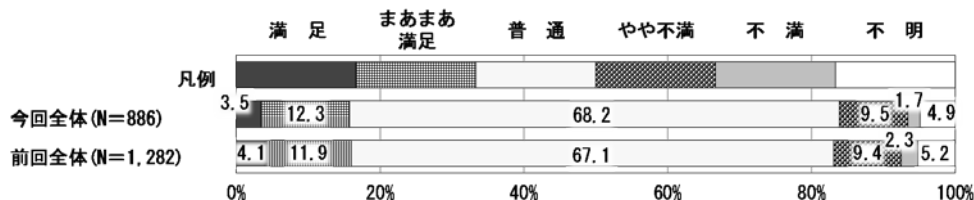
近年、地震や台風、集中豪雨による大規模自然災害が九州各地で起こり、防災に対する意識は高まってきています。避難行動要支援者には、災害に対して特別な支援が必要であり、地域社会全体で防災対策の充実を図ることが重要となっています。

基山町では「基山町防災計画」（2016（平成 28）年 3 月に一部見直し）に基づき、自主防災組織の育成や情報伝達のための環境づくり等、必要な基盤整備を図ってきました。また「基山町災害時要援護者避難支援計画」（2009（平成 21）年 2 月策定）に基づき、民生委員の協力を得ながら避難行動要支援者台帳²⁰の整備に努め、2016（平成 28）年度には個人情報提供に関する同意確認を行いました。さらに 2015（平成 27）年度にはハザードマップを全世帯に配布し、広報紙に掲載することで、災害時の対応についての意識啓発を行ってきました。

アンケート調査によると、地域での防災体制に関して「満足」「まあまあ満足」と回答した割合は 15.8%であり、「普通」と回答した割合は 68.2%となっています。（図 4－6 参照）災害に備えての非常食の準備や、避難場所の認知度は高まっており、災害対策への関心は高まっています。しかし、災害対策への関心は高まっているとはいえ、避難行動要支援者登録や自主防災組織の認知度は低い傾向にあります。

町民一人ひとりが防災意識と災害時における対応能力の向上に努めるとともに、自主防災組織を中心とする防災訓練を行い、より実践的・効果的な対策を講じていく必要があります。

■ 図 4－6 地域の防災体制について



²⁰ 台帳には、避難行動要支援者の居住地、身体状況、緊急時の連絡先等を記載している。

② 今後の取り組み

地域住民

- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。
- 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。
- 日頃から、高齢者や障がい者等の存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助等が円滑に行えるようにするとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定に積極的に協力します。

福祉事業所等

- 防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます

社会福祉協議会

- 災害時に助け合いのできる仕組みの基盤づくりとしたマニュアルの周知徹底に努め、ボランティアセンターの機能の充実に努めます。
- 自然災害を想定した設置訓練や災害ボランティア講座を開催し、災害時における助け合いの重要性や災害食づくり、応急手当の方法等を実施し、防災意識の啓発に努めます。



町・行政

- 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に町民に正確な情報を提供する体制を整備します。特に防災情報の配信には、防災行政無線やエリアメール、ホームページ等を活用し、情報伝達に努めます。
- 災害時の安全を確保できるよう、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者やその家族、民生委員及び民生委員協力員等に対して、避難場所や避難経路の確認、非常持出品の備えや避難時の心構え等の防災知識の普及・啓発活動等を行います。
- 今後も引き続き、避難所用緊急物資の整備を継続します。
- 避難行動要支援者台帳の整備を進め、広報紙への掲載等により、その内容を周知するとともに、特に避難支援の必要性の高い人を中心に、個別計画の策定を行います。
- 一般の避難所で共同生活が困難な要支援者に福祉避難所の周知を図り、安心して避難生活ができるよう支援します。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成 28） 年度	目標
地域の防災体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した町民の割合	15.8%	25.0%
災害時の避難場所を「知っている」町民の割合	74.6%	100.0%
避難行動要支援者の個別計画策定人数	144 人	450 人
自分の地区に自主防災組織があることを「知っている」町民の割合	18.4%	100.0%

(2) 地域における防犯活動の促進

① 現状・課題

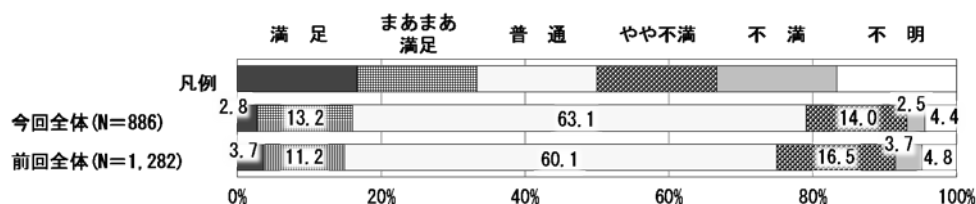
近年、一人暮らし世帯の増加や集合住宅等で、近隣住民との関係が希薄になるにつれて隣近所の動向がわからず、関心を持たない人たちが多くなっています。

アンケート調査によると、防犯体制の満足度について「満足」「まあまあ満足」と回答した人は16.0%、「普通」と回答した人は63.1%となっています。（図4-7参照）しかし、犯罪件数の増加や凶悪化等、懸念すべき傾向が全国的にも見られており、基山町においても再認識する必要があります。

基山町では、警察による防犯対策はもちろんのこと、地域での安全パトロールや出前講座、防犯カメラの設置²¹等の防犯対策に努めてきました。

凶悪化や多様化する犯罪に対応するためには、警察による防犯対策とともに、日頃の生活の中で近隣住民との付き合いを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

■ 図 4 - 7 地域の防犯体制について



²¹ 防犯カメラ設置場所は、基山駅前広場に2台、基山駅通り線（基山駅自由通路）に2台、けやき台駅前広場に1台、基山小学校・若基小学校の正門前に各2台ずつ設置。防犯カメラは犯罪等の防止と、地域住民が安心して暮らせるまちづくりを目的とし、運用・管理については、基山町個人情報保護条例等により、プライバシーの保護に努めている。

② 今後の取り組み

地域住民

- 地域における犯罪を防止し、安全に安心して暮らせる地域とするため、地域での防犯活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
- 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報の地域での共有を図ります。
- 安全パトロールを充実させ、地域の安全は自分たちで守ります。
- 登下校の時間帯に買い物や犬の散歩等を行うとともに、見守り人員を増やし、気になる子には声をかける等して、子どもたちを犯罪から守ります。
- 子ども 110 番の家の設置に協力します。
- 学校関係者と保護者、地域住民が連携し、通学路の危険な場所を点検し、周知に努めます。

福祉事業所等

- 福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、遭遇しやすい犯罪情報を周知します。

社会福祉協議会

- 地域ネットワーク活動を活用し、地域における安否確認や見守り活動の日常化を促進し、各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐ等、防犯活動への取り組みを支援します。

町・行政

- 防犯灯等、地域の安全な環境づくりを支援します。
- 警察署と連携し、防犯情報の共有や危険な場所については住民に周知・啓発をします。
- 発生箇所や内容等、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の向上を図ります。
- 悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、出前講座等において知識の普及・啓発に努めます。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成 28） 年度	目標
地域の防犯体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した町民の割合	16.0%	30.0%
安全パトロールを行っている地区の数	11 地区	17 地区

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

① 現状・課題

基山町では、安全性、利便性、快適性が確保された「福祉のまちづくり」が推進されています。ともに生きるというノーマライゼーションの理念のもと、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）することが大切です。さらに、高齢者や障がい者等に配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間や基山町を創出していく、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めていくことも重要です。

これまでの福祉のまちづくりへの取り組みとして、基山町では公園や駅のバリアフリー化を進め、町社会福祉協議会では各種講座や福祉教室の開催等で啓発を進めてきました。

基山町では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー法）や「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づき、今後も公共施設や道路のユニバーサルデザインによるまちづくり及びバリアフリー化を進めます。

また、既存の施設や道路の改修については予算や時間的な制約があり、ハード面を補うソフト面との連携が必要となります。例えば、点字ブロックが何のために設置されているのか理解促進を図ることで、点字ブロック上に自転車等の放置を防ぐ等、町民や事業者等が身近で協力できることを考え、お互いが気持ち良く生活できる環境を自然に作れるように啓発活動を推進します。

② 今後の取り組み

地域住民

- 学校や商工会等と連携して、地域におけるバリアチェックを行い、その改善方法を検討します。
- 駐車や駐輪が、杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げとなることのないよう気を付けます。

福祉事業所等

- サービス利用者等の居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険箇所やバリアチェックを行い、その人にあった助言を行います。
- 居宅改修等に際し、利用者の現在の状態を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づくりの助言を行います。

社会福祉協議会

- ユニバーサルデザインの理念を浸透させる広報・啓発活動や福祉教育を推進します。

町・行政

- 様々な人の意見を踏まえ、歩道や道路、街灯等を整備し、安全な生活環境の整備に努めます。
- 「バリアフリー法」や「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や緊急性の高い場所のバリアフリー化に努め、バリアフリー、ユニバーサルデザインの基山町を目指します。



(4) 交通弱者に対する支援

① 現状・課題

高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、病院や買い物場所、交流の場等へのアクセスが容易であることが必要です。また、高齢になると下肢筋力が低下し、外出がしづらいことから閉じこもりがちな生活にもつながり、孤立リスクを高めることになります。

ワークショップでは、コミュニティバスに対する要望が多く寄せられました。特に、高齢になって運転免許証返納後の移動手段に対して不安を抱えている人は、少なくありません。また、障がい者を含む交通弱者にとって、移動手段としてのコミュニティバスの役割は重要であり、利便性の向上は課題です。

さらに、アンケート調査によると、基山町で生活していく上で不足しているものとして、「買い物の場」や「交通の便」があげられています。これは、ワークショップにおいても取り上げられ、身近な買い物の場がなく、遠方に買い物に行きたくても家族の支援がないと行けない人が増えています。交通弱者は、買い物弱者にもつながるリスクが、基山町においてみられます。

基山町では、コミュニティバスの運行回数と路線の見直しを適宜行っています。また「ふれあいいきいきサロン」では、割引切符やコミバスポイント等の利用を啓発する出前講座も実施しています。

今後も、路線の見直しに努めるとともに、交通弱者の移動手段の確保を図り、交通弱者に対する買い物支援等、地域の支え合いによる生活安心度の向上を図ります。

② 今後の取り組み

地域住民

- 自分の買い物のついでに、買い物弱者の買い物を代行する等、地域で支え合いの関係を築きます。

福祉事業所等

- 福祉サービス等利用時の送迎の充実に努めます。
- 地域住民のサービスの要望を取り上げ、必要なサービスを提供するために、買い物弱者をターゲットとした、出張販売や宅配等、販売方法の多様化に努めます。

社会福祉協議会

- シルバー人材センターで、高齢者世帯への軽度な生活支援（買い物・通院の付き添い等）を実施します。

町・行政

- 基山町コミュニティバスの運行回数や路線の見直し等を行い、交通弱者の生活交通手段の確保を図ります。
- 運転免許証返納者に対して、移動手段等の確保の検討を行います。
- 買い物弱者に対して、宅配サービスの提供に関する支援の充実を図るとともに、宅配サービスの情報を整理し、利用方法等の情報提供を行います。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成 28） 年度	目標
買い物等の便利さについて、「満足」または「まあまあ満足」と回答した町民の割合	44.0%	60.0%
交通等の便利さについて、「満足」または「まあまあ満足」と回答した町民の割合	46.9%	60.0%



(5) 生活環境の保全

① 現状・課題

地球的な視野で環境保全への取り組みが求められる一方で、日々の快適な暮らしを確保するための生活環境の保全も、地域住民にとってはより身近な関心事として、認識されています。

アンケート調査をみると、福祉に関わるボランティア活動等で最も参加経験が高いのは「地域美化活動」となっています。

ワークショップにおいては、近年増加している空き家問題や、犬・猫等のペットに関するマナーが問題としてあげられました。空き家に関しては、維持できずに雑草が道路や隣の民家にまで伸びていることや、害虫等のトラブルが増えています。さらに、ペットに関しても、鳴き声等の騒音や、悪臭、ふん尿の始末といった、飼い主のモラルが問われる問題が多くあげられています。地域における生活空間を共有する一員として、空き家問題の解消や、ペット飼育のマナー向上を図る必要があります。

また、段差のある歩道や街灯のない暗い夜道の存在等、改善すべき生活環境課題は他にもあります。それぞれの管理者の責任で解決すべき問題もありますが、地域の中で改善すべき生活環境課題を見つけ、その改善策を地域住民で考え、行動することは、広い意味で地域福祉実践の一つと位置づけることができます。

地域で快適な暮らしを確保するため、地域の美化と適正なゴミ処理に努めるとともに、騒音等の生活公害への対応やペットの飼育マナーの向上等、日常生活における環境保全を推進します。

② 今後の取り組み

地域住民

- 隣近所の高齢者等のゴミ出し支援を含め、地域でゴミ出しのルールを定め、地域の美化と適正なゴミ処理に努めます。
- 地域への迷惑とならないよう、ルールとマナーを守り、ペットの適正な飼育に努めます。
- 快適な住環境を実現するため、除草等地域でできることは地域住民が行います。

福祉事業所等

- 地域の生活環境向上のため、美化活動と適正なゴミ処理に努めます。

社会福祉協議会

- シルバー人材センターで、高齢者世帯への軽度な生活支援（ゴミ出し、除草等）を実施します。

町・行政

- 適正なゴミ処理やペットの飼育に関して、町民と地域への啓発を行います。
- 公園や歩道のアダプトプログラム制度による清掃を支援します。
- 街灯や歩道の整備等、安全、快適な住環境の整備に努めます。
- 騒音問題に対して、適切な調査を行い、指導等による改善を行います。
- 空き家に関しては、基山町空家等対策協議会において、倒壊の恐れのある空き家への適切な対応を行うとともに、利活用できる空き家については、空き家の所有者と利用希望者とのマッチングを行います。



基本目標 4 福祉サービスを利用しやすいまちづくり

(1) 総合的な相談窓口の充実

① 現状・課題

近年、町民を取り巻く生活課題は多様化・複合化しており、従来のような対象者種別による対応では、相談窓口や必要な福祉サービスの情報等も異なり、利用者にとっては利用しにくいものとなっています。ワークショップにおいても、総合相談窓口の必要性があげられており、外出が困難な高齢者や障がい者に対する訪問による相談支援体制の充実も求められています。また、アンケート調査においても、最適なサービスを安心して利用するために必要な取り組みとして「相談窓口を充実し、適切な対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」と回答した人が最も多くなっています。

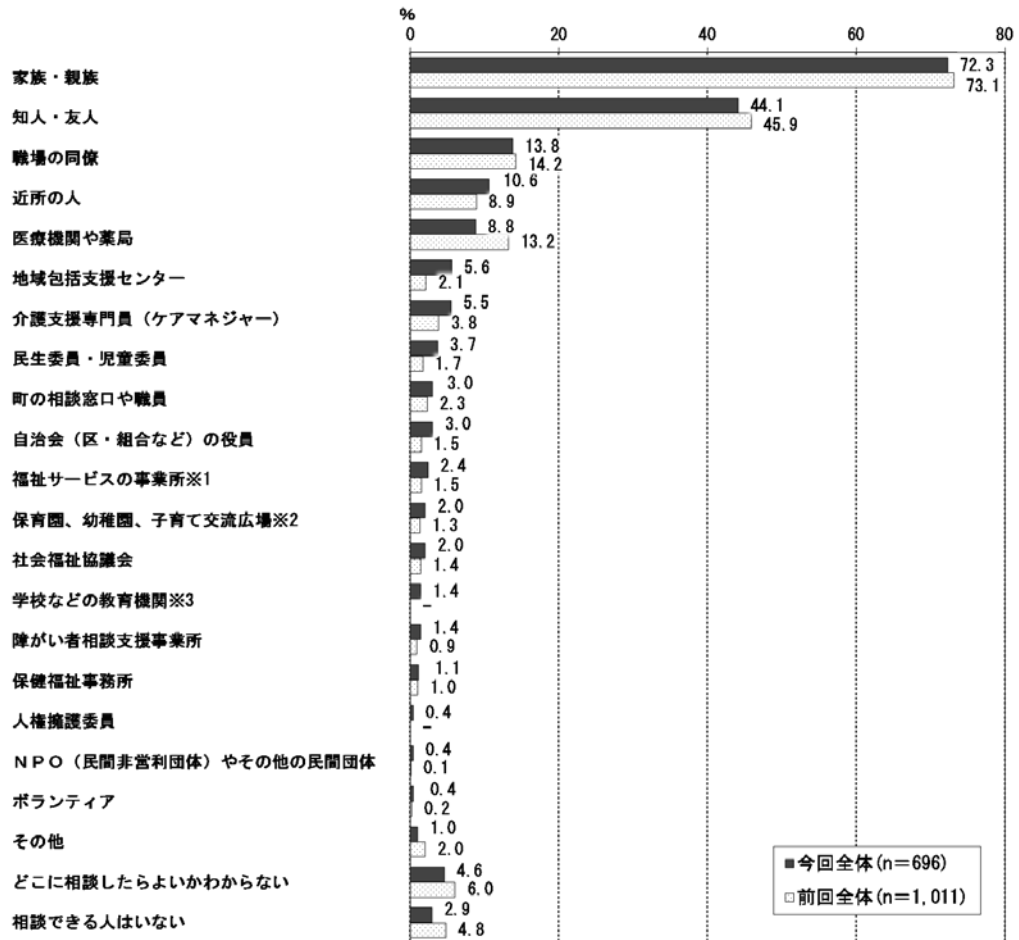
悩みや問題を抱える人々が、どこに相談し、複雑な相談に対してどうすればよいか、きちんと対応してくれる相談窓口の周知が必要です。アンケート調査をみると、主な相談相手は家族・親族や知人・友人となっています。(図4-8参照) また、地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策として、「身近なところでの相談窓口の充実」が2番目にあげられています。(図4-9参照)

身近に頼れる人がいる場合は、日々の悩みも安心して話すことができ、一人で抱え込まないで、問題の早期発見と早期解決につなげることができます。しかし、基山町においては核家族世帯や一人親世帯、一人暮らし世帯の増加がみられ、身近に相談できる人がいない場合も想定できるため、町社会福祉協議会や行政による相談窓口の充実が必要となります。

また、民生委員や民生委員協力員、サロン協力員、ボランティア、NPO 団体等のみならず、近隣住民による安否確認、ふれあいいきいきサロンでの交流、井戸端会議等を通じて地域住民が相談に乗り、適切な相談窓口につながる、「身近に相談できるつながれた相談窓口」となるよう、各種相談のネットワーク化を図っています。

身近な相談窓口から行政や町社会福祉協議会の相談窓口につなげ、専門的かつ複合的な利用者ニーズに対応できる支援体制の充実を行います。

■図 4－8 悩みや不安についての相談先

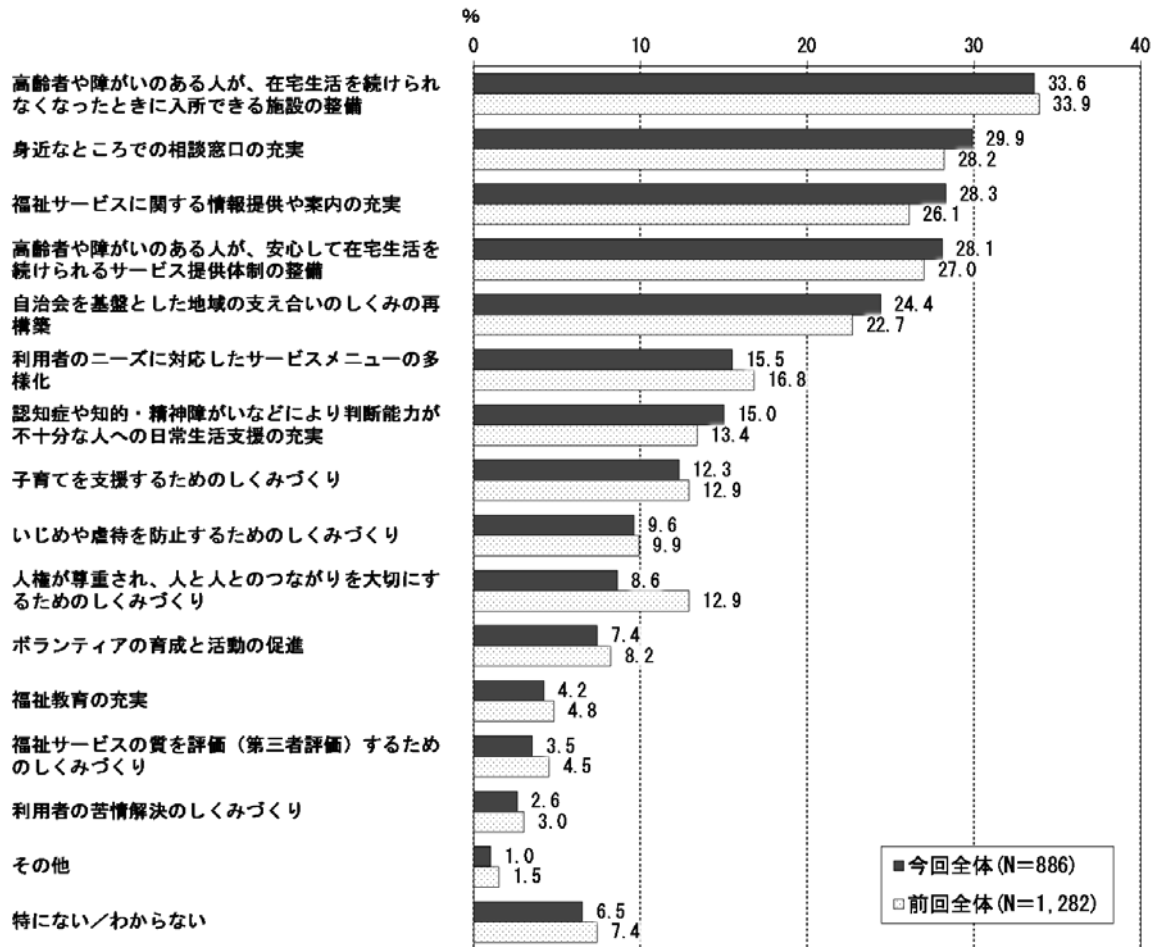


※1前回調査では「福祉サービスの事業所またはその職員」。

※2前回調査では「子育て交流広場」。

※3「学校などの教育機関」は前回調査にはない項目。

■図 4－9 地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策



② 今後の取り組み

地域住民

- 民生委員や民生委員協力員、サロン協力員のみならず、町民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、適切な機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握、地域における情報の収集等に努めます。
- 要援護の度合いが高くなったり、事態が重大化したりして手遅れにならないよう、気軽に相談するようにします。

福祉事業所等

- 様々な生活課題を持つ地域住民に対して、専門的な相談窓口の設置を図り、必要な支援を迅速に提供できるように努めます。

社会福祉協議会

- 相談員の資質向上に向け、専門的知識の習得に向けた研修会の開催や地域ケア会議、ボランティア団体での助言・提言を行います。
- 地域における身近な相談支援体制の構築に努めます。
- 行政とともに、総合的な相談窓口の充実を図るとともに、相談者が住んでいる地域にある社会資源を把握し、専門的な支援が必要なものについては専門的機関へ引き継ぎます。

町・行政

- 子どもや子育て世代、高齢者や障がい者、生活困窮者等の抱える生活課題に対し、専門的かつ複合的なニーズにも対応できるよう知識を深め、関係機関と連携し、必要な支援を受けられるよう迅速な対応に努めます。
- 誰もが地域で安心して暮らせるように、子ども、女性、高齢者、障がい者等に対する虐待の予防と早期発見・早期対応、再発防止に努めるとともに、各関係機関と速やかに連携できる体制を強化します。
- 様々な悩みや問題を一人で抱えるうちに、心理的に追い込まれ自殺することを防ぐため、鳥栖保健福祉事務所や県の相談窓口の情報提供を行います。
- 基山地区地域包括支援センターにおいて、介護保険サービス等に関する様々な相談に応じ、情報提供体制の充実を図ります。
- 子育て交流広場における、育児相談助言・情報提供体制の充実や基山町子育て支援ネットワークコーディネーターによる相談支援体制の強化を図ります。
- 鳥栖・三養基地域自立支援協議会と連携し、障害福祉に関する相談支援事業や地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。
- 困難事例の解決について、地域ケア会議や関係者連絡会議等を開催することで、関係機関のそれぞれの役割等を確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成 28） 年度	目標
保健・福祉の情報提供・相談体制について「満足」または「まあまあ満足」と回答した町民の割合	16.8%	30.0%

(2) きめ細やかな情報提供の推進

① 現状・課題

地域では、行政や社会福祉法人、NPO法人等の様々な主体による福祉サービスが提供されています。これらの福祉サービスに関する情報をきめ細やかに提供することは、地域で支援を必要としている人たちの生活課題を解消し、安心して暮らしていく上で重要です。

ワークショップでは、福祉サービスの利用方法に関する情報の充実を求める声が多くあげられています。アンケート調査で、最適なサービスを安心して利用するために必要な取り組みとして、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が53.4%と2番目に多くなっています。介護保険サービスをはじめ、多くの福祉サービスは自ら選択する契約制度となっています。福祉サービスを必要とするすべての人が、自分に適した質の高いより良いサービスを自らの意思で選択し、利用できるように、福祉に関する情報提供の充実を図る必要があります。

基山町と町社会福祉協議会は、「広報きやま」や「きやま社協だより」等を活用し、情報提供を行ってきました。福祉サービスに関する情報の入手元として、「広報きやま」が56.7%と最も多くなっていますが、年齢別にみると、若い世代ほど基山町のホームページを活用する割合が多くなっています。(表4-1 参照)

すべての住民に情報がいきわたるように、紙面による情報のみならず、インターネット等を活用した情報提供に努め、情報の充実を目指します。

■表4-1 福祉サービスに関する情報の入手元（性・年代別、小学校区別）

(単位：%)

	サンプル数	広報きやま	自治会(地区・組合など)の回覧・板合	テレビ・ラジオ・新聞	町のホームページ	社会福祉協議会の広報誌や窓口	町役場の窓口	介護支援専門員(ケアマネジャー)	医療機関や薬局	地域包括支援センター	民生委員・児童委員	福祉サービスの事業所	保健福祉事務所	障がい者相談支援事業所	NPOやその他の民間団体	その他	特になし
全 体	886	56.7	21.9	18.2	16.1	10.2	8.9	6.7	6.1	5.6	4.5	2.5	1.8	1.4	0.7	1.9	16.3
性・年代別	男性計	394	51.8	21.3	19.8	8.6	11.2	5.3	5.1	5.6	6.9	2.5	1.8	0.5	0.5	1.3	20.3
	20～29歳	25	24.0	8.0	32.0	-	-	8.0	-	4.0	4.0	-	-	4.0	-	-	36.0
	30～39歳	28	60.7	10.7	25.0	3.6	25.0	-	3.6	-	-	-	3.6	-	-	3.6	25.0
	40～49歳	35	45.7	17.1	11.4	17.1	8.6	5.7	5.7	-	-	2.9	-	-	-	-	34.3
	50～59歳	60	45.0	13.3	15.0	25.0	1.7	15.0	3.3	1.7	3.3	5.0	5.0	-	-	5.0	28.3
	60～69歳	135	57.0	28.9	21.5	17.8	6.7	10.4	6.7	6.7	5.9	3.7	2.2	0.7	-	0.7	13.3
	70歳以上	111	55.0	23.4	28.8	18.9	10.8	7.2	6.3	9.0	13.5	0.9	2.7	-	1.8	-	15.3
	女性計	482	60.6	22.6	16.6	12.7	11.4	6.8	7.5	6.8	5.8	2.7	2.3	1.9	2.1	0.8	13.3
	20～29歳	37	48.6	13.5	16.2	13.5	2.7	8.1	2.7	2.7	-	2.7	-	2.7	-	5.4	29.7
	30～39歳	63	58.7	7.9	4.8	20.6	4.8	4.8	4.8	1.6	1.6	1.6	4.8	1.6	3.2	9.5	17.5
	40～49歳	63	69.8	19.0	6.3	15.9	12.7	9.5	6.3	11.1	3.2	-	6.3	-	4.8	-	14.3
	50～59歳	91	62.6	25.3	22.0	20.9	5.5	7.7	8.8	6.6	3.3	1.1	1.1	-	2.2	1.1	16.5
	60～69歳	127	62.2	29.1	29.1	7.1	19.7	6.3	9.4	7.1	8.7	1.6	0.8	2.4	0.8	0.8	6.3
	70歳以上	100	57.0	27.0	10.0	5.0	13.0	6.0	8.0	7.0	11.0	9.0	3.0	3.0	2.0	-	9.0
小学校区別	基山小学校区	499	54.7	20.2	17.4	14.2	11.0	10.0	7.8	6.0	5.8	4.8	3.0	2.0	1.4	0.2	16.6
	若基小学校区	350	62.0	26.3	18.9	18.9	9.7	7.1	5.1	6.6	5.7	4.6	1.7	1.7	1.4	0.9	13.7

② 今後の取り組み

地域住民

- 広報誌やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握や制度の理解を深めるとともに、地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めます。
- サロン活動や地域行事に参加し、地域の情報を得ることに努めます。

福祉事業所等

- 事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政や町社会福祉協議会等の相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。
- 地域ケア会議の開催等による地域福祉ケアマネジメントに、専門的な立場で参加・協力を行います。

社会福祉協議会

- 社協だよりや各種講座による情報提供の充実を図るとともに、地域ネットワークの構築支援を通して、地域の身近な相談支援体制の整備を促進します。

町・行政

- 広報誌への掲載や出前講座の開催、ホームページの活用等により、福祉制度やサービス提供の仕組みや事業者の情報等、わかりやすい情報提供に努めます。
- 基山町の子育て世帯や高齢者、障がいのある人等を対象とした福祉サービスをまとめたガイドブックや、役場の関係部署や各種専門機関の連絡先をまとめた一覧表を作成し、誰もが相談先やサービス内容を理解し、利用できるように周知の徹底を行います。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成 28） 年度	目標
福祉に関する情報が必要な時、「すぐ手に入ると 思う」と回答した町民の割合	-	30.0%

(3) 適切な福祉サービス利用の促進

① 現状・課題

基山町では行政、社会福祉法人、NPO法人、福祉サービス事業所等の様々な主体によって、福祉サービスが提供されており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。福祉サービスは、誰もが気軽に利用できるものでなければならず、自分に適した質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用するためには、福祉サービスに関する情報が充実し、収集しやすい環境づくりが必要です。

ワークショップにおいても、基山町内にどのような福祉サービスがあり、どこを利用すれば良いのかわからないとの声があがっています。

また、福祉サービスを自ら選択した際に、正しい情報でなかったり、全ての情報を受け取れなかった等を理由に、いざ利用してみると、事前に聞いていた内容と違ったり、不適切な対応に不満を感じるなどの意見があります。このような「苦情」は、まずは事業者との話し合いで解決することが望まれますが、解決できない場合や直接苦情を言いにくい場合、話し合いができない場合も考えられます。この場合、県社会福祉協議会に設置されている「福祉サービス適正化委員会」に相談して解決を求めることができますが、これらの解決方法や相談先を知らない場合は、まずは身近な相談窓口相談することで、関係機関につながることで、迅速な問題解決を実現することが可能となります。

特に、認知症高齢者や知的・精神障がい者等、判断能力が不十分な人に対しては、民法上の成年後見制度や福祉サービス利用手続きの援助、日常的金銭管理等を行う、日常生活自立支援事業が必要になってくるため、本人やその介護者等に向けて、引き続き事業の普及と啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

今後は、第三者評価の実施と結果の公開をさらに促すとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業、苦情解決制度の充実を図り、適切なサービス利用の促進に努めます。さらに、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に努め、福祉サービスの質の向上を目指します。

② 今後の取り組み

地域住民

- サービス事業者に関する情報や苦情対応についての情報の共有化を図ります。

福祉事業所等

- 事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。
- 利用契約時の事前説明等、契約当事者としての説明責任を果たします。
- 苦情受付担当者の配置や、第三者委員会の設置等、事業者内での苦情解決体制の整備を進めます。
- 施設の見学会を開催したり、施設のイベントや行事に地域住民を招待したりしながら情報発信を行い、サービスの利用促進を図ります。

社会福祉協議会

- 日常生活自立支援事業への理解が深まり、必要な人が必要な支援を受けられるよう、町民への啓発・広報活動を行い、事業の利用につなげていきます。

町・行政

- 多様な課題を抱える子どもや子育て世代、高齢者や障がい者、生活困窮者等に対応するため、必要な人が必要な福祉サービスを利用できるように、福祉サービスの周知の徹底を図ります。さらに、関係機関と連携し、課題解決に向けた支援体制の充実に努めます。
- 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人が、地域で安心して暮らすために、成年後見制度の普及と利用支援に努めるとともに、町社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知を図ります。
- 事業者のサービス実施体制、第三者評価の結果等、事業者の積極的な情報提供を促していきます。
- 基山町の各種計画に基づき、各種福祉サービスの必要量の確保や質の向上を図るために基盤整備を行います。

③ 評価指標と目標

評価指標	2016（平成 28） 年度	目標
成年後見制度利用支援事業の利用者数	0 人	4 人
日常生活自立支援事業の利用者数	2 人	3 人

(4) 専門職団体との連携・協働及び強化

① 現状・課題

地域住民を取り巻く生活課題や社会背景は多様化し、個人の努力によって課題を解決することが困難なケースも多くみられます。また、行政や町社会福祉協議会、一つのボランティア団体だけでは解決できない課題も見られます。共通の目標の下に、関係する様々な機関や団体が主体的に参画し、それぞれが課題解決に向けて協働し、取り組むことが求められています。

基山町は、関係機関と連携し、高齢者や子育て世帯等の抱える課題を解決するための情報収集や支援ネットワークの形成を進めていきます。

また、町社会福祉協議会は「協働型地域福祉活動」を基山町内で展開していく上で、地域社会の生活課題に対して、人と人、人と地域社会につながりを作り、地域住民自らが課題を明確化しながら解決に向けた行動がとれるように援助していきます。そのためには、地域住民、地域福祉関連団体、職能団体、基山町と連携しながら、地域における支援体制の構築に努め、その資質の向上に努めていきます。

② 今後の取り組み

福祉事業所等

- 基山町（行政）や各職能団体と連携します。

社会福祉協議会

- 基山町（行政）や各職能団体と連携し、相互の情報交換、社会資源の活用による支援の充実につなげます。また、各会議に参加することにより、他団体とのネットワークを広げます。
- 地域福祉情報交換会を通して各団体に共通する課題を「解決すべき課題」として共有し、解決に向けた連携や支援体制を構築します。

町・行政

- 地域住民の生活状態の把握や福祉サービスの情報提供を行う民生委員及び民生委員協力員の活動を推進します。
- 関係機関と連携し、鳥栖・三養基地域自立支援協議会や地域包括支援センター等の主催する会議及び協議会に積極的に参加し、地域の現状と課題を把握し、その解決や地域資源のネットワークによる支援体制の充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら生活することができるように、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めます。
- 子育て支援サービスを行っている団体、機関等の子育て支援関係団体と連携し、子育て支援事業の充実を図るとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めます。





3. 基山町地域福祉活動計画の基本理念・体系

(1) 基山町地域福祉活動計画の基本理念

近年の基山町において、少子高齢化や一人親世帯・一人暮らし高齢者世帯・核家族世帯の増加、さらにはライフスタイルの多様化によって、地域におけるつながりの喪失や社会的孤立が生じています。公的福祉サービスだけでは解決できない福祉課題を解決するためには、地域におけるつながりを回復し、地域住民相互の交流や支え合いにより、あらゆる孤立を解消することが求められます。

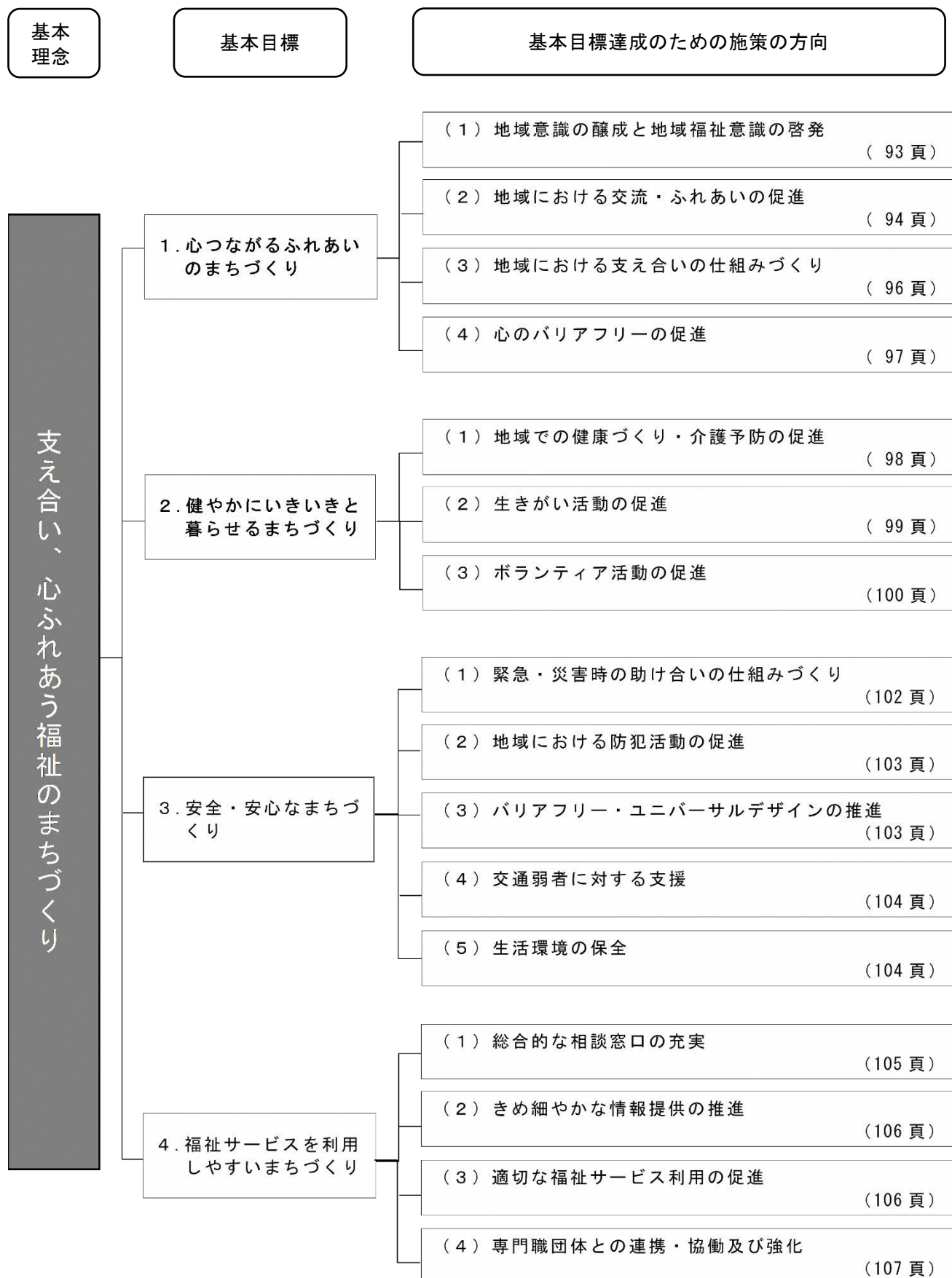
まずは、隣近所のふれあい活動からスタートし、お互いに心と心を通わせ、助け合い、支え合っていくことのできるつながりを、地域社会の中に意図的につくっていくことが必要です。今、地域に求められている「新たな支え合い」とは、こうした住民の意図的なつながり合いによる支え合い活動に他なりません。

基山町地域福祉活動計画においては、地域におけるつながりを再構築し、地域の強い絆の中で、住民と行政、専門機関や各種団体などが協働していくことで、「支え合い、心ふれあう福祉のまちづくり」を推進していきます。

支え合い、心ふれあう福祉のまちづくり



(2) 基山町地域福祉活動計画の体系



4. 基山町地域福祉活動計画

基本目標 1 心つながるふれあいのまちづくり

(1) 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

① 活動の方向性

- ・町民対象に近隣同士の支え合いの重要性や具体的なボランティア活動の方法についての講座等を開催し、福祉意識の啓発を行います。
- ・地域での活動や近所付き合いの重要性を考える場として、地域座談会を実施し、福祉意識の啓発を行います。
- ・様々な事業やサークル、団体活動について情報を提供し、地域福祉に関心を持てるように努めます。
- ・町社会福祉協議会の役割や使命などを理解していただくための広報活動の充実を図ります。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
講座等での啓発	■ 町民対象の各種講座を開催 ・ボランティア入門講座 ・育児サポーター講座 ・サロン協力員の研修 ・福祉推進講座	継続実施 (内容は随時見直し)  (共催事業との連携・強化)				
	■ 地域座談会の開催	継続実施 (各地区で毎年開催) 				
広報・啓発活動の充実	■ 「きやま社協だより」の活用 ■ パンフレット、チラシの作成・配布 ■ ホームページの充実	継続実施 (内容は随時見直し) 				

(2) 地域における交流・ふれあいの促進

① 活動の方向性

- ・地域に住む誰もが、気軽に集まり会話ができる場づくりを企画し、活動の支援を行います。
- ・地域におけるふれあい活動やサークル等のイベントの広報に努め、地域住民が情報を手に入れ、参加できるように努めます。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
地域での交流 ・ふれあい活動の支援	■ ふれあいいきいきサロン事業	継続支援  目標参加者数：9,500 人 <2016（平成 28）年：9,018 人>				
	■ 子育て交流広場における交流事業 ・親子遊びの会 ・手遊びDAY ・プレイルーム無料開放 ・地域の公民館への出張広場 ・幼児向けイベント ・ママのほっとタイム	継続運営  目標来館者数：10,400 人 <2016（平成 28）年：10,295 人>				
	■ 子育て交流広場における育児サークル支援事業 ・育児サークルの紹介 ・プレイルーム無料貸出 ・親子遊び・手遊びの紹介 ・ほっとママ	継続支援 				
	■ 多世代交流センター憩の家におけるサークル活動	継続支援  目標利用者数：35,000 人 <2016（平成 28）年：13,362 人>				

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
地域での交流・ふれあい活動の支援	■ 福祉交流館における交流事業 ・ きやまん農園 ・ ふれあい麻雀 ・ おもちゃ図書館 ・ チャレンジ教室 ・ 立ち寄りサロン	継続運営  目標来館者数：15,000 人 <2016（平成 28）年：13,655 人>				
	■ ふれあいバスハイク・ふれあい食事会 ■ ふれあいレクリエーション大会 ■ ピカピカウォークラリー	継続開催 （関係機関との連携・強化） 				
	■ 多世代交流サロン	企画 ・ 実施	継続開催 （各公民館で開催） 			
広報・啓発活動の充実	■ 「きやま社協だより」の活用 ■ パンフレット、チラシの作成・配布 ■ ホームページの充実	継続実施 （内容は随時見直し） 				
	■ 活動事例の紹介	継続実施 （内容は随時見直し） 				

(3) 地域における支え合いの仕組みづくり

① 活動の方向性

- ・民生委員及び民生委員協力員や自治会、サロン協力員と連携し、ふれあいいきいきサロン参加の声かけや見守りネットワークの構築支援を行います。
- ・地域(隣近所や自治会等)安否確認や見守り活動の日常化を促進します。
- ・基山町内の福祉施設等の地域ケア会議に構成員として参加し、情報共有を行います。
- ・福祉推進団体との連携強化と情報共有を図ります。
- ・「できる範囲で」「無理のない」参加の呼びかけを行い、地域住民と顔の見える関係づくりに努めます。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
見守りネットワークの拡充	■ 見守りネットワークの構築支援	継続支援 目標ネット数：160 ネット <2016（平成28）年：149 ネット） 				
	■ 地域における安否確認や見守り活動の日常化の促進	継続実施 地域座談会の開催等により、日常的な見守り活動の輪を広げていく 				
関係機関との連携	■ 民生委員及び民生委員協力員や自治会、サロン協力員との連携	継続実施 地域座談会の開催等により、連携強化を図る 				
	■ 各施設のケア会議に参加し、連携と情報の共有を図る	継続実施 ケア会議への参加継続 				
「できる範囲で」「無理のない」参加の呼びかけ	■ 顔が見える関係づくり ■ 地域の課題や活動状況を積極的に広報する ■ 「地域座談会」を定期的を開催して情報・課題の共有化を図る ■ 既に活動している身近な人やグループの体験談を聞く場を設ける	継続実施 				

(4) 心のバリアフリーの促進

① 活動の方向性

- ・地域で共生できる仕組みづくりの理解と周知を図ります。
- ・福祉教室やチャリティー募金、各種講座を開催し、参加を促す声かけや広報活動を行うことで、交流の場を促進します。
- ・福祉に関する団体等の助成を行うことで、各団体の交流活動を支援し、また事業報告を行うことで、福祉意識の啓発に努めます。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
地域での交流・ふれあい活動の推進	■ 児童・青少年ふれあい事業 ■ チャレンジ体験塾 ■ チャリティー募金への協力	継続実施 (内容は随時見直し) 				
福祉教育の推進	■ 福祉教室における体験学習、障がい者やボランティアとの交流学習	継続実施 (内容は随時見直し) 				
啓発活動の推進	■ 「きやま社協だより」の活用による啓発 ■ ボランティア講座	継続実施 (内容は随時見直し) 				
福祉団体への助成	■ 研修会や交流会などの活動支援	助成継続 (内容は随時見直し) 				

基本目標 2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 地域での健康づくり・介護予防の促進

① 活動の方向性

- 各地区の「ふれあいいきいきサロン」の活動支援に向けた取り組みの強化を図ります。
- 「ふれあいいきいきサロン」において介護予防講座を開催し、町民の健康増進の機会を増やすとともに、健康意識の啓発に努めます。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
ふれあい いきいき サロン事業	■ 全17地区での開催 ■ ふれあいいきいきサロンにおける介護予防講座の開催	継続実施 (内容は随時見直し) 				
	■ 世話人(ボランティア)の育成 ■ サロン協力員の設置	継続実施 				
健康体操の普及	■ 基山町健康体操の普及	継続実施 (内容は随時見直し) 				

(2) 生きがい活動の促進

① 活動の方向性

- ・「生きがい」を感じるための活動啓発、活動の周知、各種ボランティア講座の充実に取り組みます。
- ・町民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。また、あらゆる世代の町民が参加できるように、プログラムの改善を行います。
- ・若い世代や働き盛りの世代を対象とした、休日のサークル（教室）の実施を支援します。身近な地域で健康増進及び交流の機会を図れるよう、活動の支援をします。
- ・高齢者の能力や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、就労機会の確保に努めます。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
サークル活動の推進	■ 高齢者のサークル活動の推進 ■ 若い世代のサークル活動の企画・実施 ■ きっかけづくり・人材育成・団塊世代へのアプローチ	企画・実施	継続実施 (内容は随時見直し) 			
生涯学習の充実	■ きっかけづくり・人材育成・団塊世代へのアプローチ	継続実施 (内容は随時見直し) 				
シルバー人材センター	■ 会員を増加させるための広報・啓発の充実	継続実施 (内容は随時見直し) 				

(3) ボランティア活動の促進

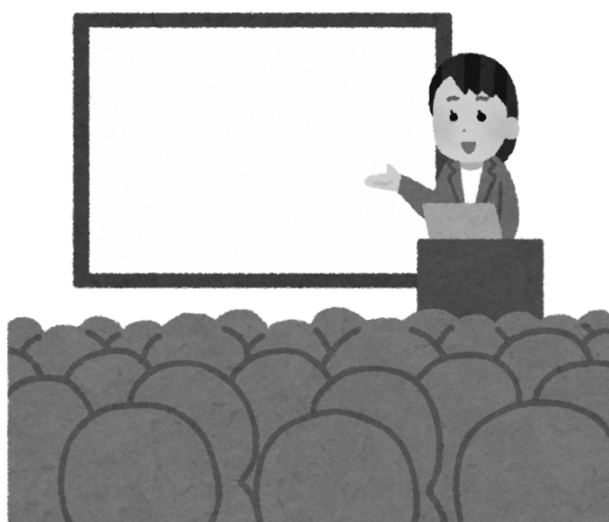
① 活動の方向性

- ・地域のボランティアニーズを把握し、ボランティアセンターで様々なボランティア養成講座の開催や活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。
- ・ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア個人・団体の活動支援の強化と、参加しやすい環境づくりを行います。
- ・地域における困りごとの情報を収集し、地域の生活支援ニーズに合った地域ボランティア育成を行います。
- ・学校におけるボランティア体験学習を支援します。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
各種講座の開催等	■ 各種ボランティア養成講座 ■ ボランティア新規登録者研修 ■ ボランティアリーダー研修 ■ ボランティアアドバイザー研修 ■ 災害ボランティア研修 ■ ボランティアニーズの把握	継続実施 (内容は随時見直し) 目標登録団体数：50 団体 <2017(平成 28) 年：46 団体> 目標登録個人数：200 人 <2017(平成 28) 年：179 人> 				
	■ きっかけづくり・人材育成団塊の世代へのアプローチ	継続 (随時見直し) 				
ボランティア活動の育成・援助	■ ボランティア推進協議会への助成	継続実施 				
	■ ボランティア団体・個人への活動支援 ■ 相談事業 ■ ボランティア情報の提供	継続・充実 				

活動 項目	内容	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
子育て交 流広場	■ 育児サポートセンター事業	継続実施 （育児サポーター養成講座も継続） 目標育児サポーター登録者数：40 人 （H28：33 人） 				
学校にお けるボラ ンティア 体験学習 支援	■ 福祉教室における体験学習、ボラン ティアとの交流学习	継続実施 （内容は随時見直し） 				



基本目標 3 安全・安心なまちづくり

(1) 緊急・災害時の助け合いの仕組みづくり

① 活動の方向性

- ・災害時に助け合いのできる仕組みの基盤づくりとしたマニュアルの周知徹底に努め、ボランティアセンターの機能の充実に努めます。
- ・自然災害を想定した設置訓練や災害ボランティア講座を開催し、災害時における助け合いの重要性や災害食づくり、応急手当の方法などを実施し、防災意識の啓発に努めます。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
災害ボランティア事業の充実	■ 災害時のマニュアル等の周知	実施継続 →				
	■ 自然災害を想定した設置訓練	実施継続 →				
	■ 災害時救援物資の配備	配備継続 →				
	■ 災害ボランティア講座の開催	実施継続 (内容は随時見直し) →				

(2) 地域における防犯活動の促進

① 活動の方向性

- ・地域ネットワーク活動を活用し、地域における安否確認や見守り活動の日常化を促進し、各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取り組みを支援します。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
広報啓発活動の推進	■ 「きやま社協だより」の活用 ■ サロン活動での出前講座	随時実施 				
見守りネットワークの拡充	■ 地域における安否確認や見守り活動の日常化の促進	継続実施 地域における安否確認や見守り活動の日常化により地域の防犯機能を高める 				
相談窓口の充実	■ 心配ごと相談事業・各種機関との連携	継続実施 				

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

① 活動の方向性

- ・ユニバーサルデザインの理念を浸透させる広報・啓発活動や福祉教育を推進します。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
広報・啓発活動の推進	■ 「きやま社協だより」の活用 ■ 福祉教室	継続実施 ユニバーサルデザインの理念を継続的に啓発 				

(4) 交通弱者に対する支援

① 活動の方向性

- ・シルバー人材センターで、高齢者世帯への軽度な生活支援（買い物・通院の付き添い等）を実施します。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
広報・啓発活動の推進	■ シルバー人材センターの活用を促す 広報	継続実施 				

(5) 生活環境の保全

① 活動の方向性

- ・シルバー人材センターで、高齢者世帯への軽度な生活支援（ゴミ出し、除草等）を実施します。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
広報・啓発活動の推進	■ シルバー人材センターの活用を促す 広報	継続実施 				

基本目標 4 福祉サービスを利用しやすいまちづくり

(1) 総合的な相談窓口の充実

① 活動の方向性

- ・相談員の資質向上に向け、専門的知識の習得に向けた研修会の参加や地域ケア会議、ボランティア団体での助言・提言を行います。
- ・地域における身近な相談支援体制の構築に努めます。
- ・行政とともに、総合的な相談窓口の充実を図るとともに、相談者が住んでいる地域にある社会資源を把握し、専門的な支援が必要なものについては専門的機関へ引き継ぎます。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
相談窓口の充実	■ 各種機関との連携 ■ 相談員の資質向上	継続実施 →				
専門員の育成・派遣	■ 福祉活動専門員の育成・派遣 ■ ボランティアコーディネーターの育成・派遣	継続実施 →				
見守りネットワークの拡充	■ 地域における身近な相談支援体制の構築	継続実施 地域座談会の開催等により、身近な相談支援体制を構築していく →				

(2) きめ細やかな情報提供の推進

① 活動の方向性

- ・社協だよりや各種講座による情報提供の充実を図るとともに、地域ネットワークの構築支援を通して、地域の身近な相談支援体制の整備を促進します。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
広報・啓発活動の推進	■ きやま社協だよりやホームページの活用 ■ 各種講座等による情報提供 ■ 情報提供事業 ・月間情報誌発行 ・おすすめスポットミニブック発行	継続実施 (内容は随時見直し) 				

(3) 適切な福祉サービス利用の促進

① 活動の方向性

- ・日常生活自立支援事業への理解が深まり、必要な人が必要な支援を受けられるよう、町民への広報啓発を行い、事業の利用につなげていきます。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
日常生活自立支援事業の広報・啓発	■ きやま社協だよりやホームページの活用 ■ パンフレット、チラシによる広報 ■ 基山町（行政）や各種機関との連携	継続実施 				

(4) 専門職団体との連携・協働及び強化

① 活動の方向性

- ・基山町（行政）や各職能団体と連携し、相互の情報交換、社会資源の活用による支援の充実につなげます。また、各会議に参加することにより、他団体とのネットワークを広げます。
- ・地域福祉情報交換会を通して各団体に共通する課題を「解決すべき課題」として共有し、解決に向けた連携や支援体制を構築します。

② 具体的な活動計画

活動項目	内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
専門職団体との連携	■ 基山町（行政）や各職能団体との連携	継続実施 →				
	■ 地域福祉情報交換会	継続実施 →				





5. 計画の推進体制

(1) 計画の周知・普及

地域福祉を推進するために、行政や町社会福祉協議会からの広報紙、ホームページ等を通じて広く町民に周知し、福祉施策・活動等に関する情報提供に努めます。

(2) 関係機関との連携・協働

地域福祉を担う行政、町民、自治会、民生委員、ボランティア団体、NPO法人、事業者、関係機関等がそれぞれ主体性を持って連携を図り、役割を果たしながら協働した取り組みにより、計画を進めていくことが重要です。

「基山町地域福祉計画」においては健康福祉課が中心となり、また、「基山町地域福祉活動計画」においては、町社会福祉協議会が中心となり、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、地域福祉に関わる施策分野と連携を図りながら、計画を推進していきます。

計画の推進にあたっては、基山町が策定する「基山町地域福祉計画」と町社会福祉協議会が策定する「基山町地域福祉活動計画」が連携し、相互に補完・補強しながら取り組みます。

(3) 計画の進捗管理

「基山町地域福祉計画」においては、健康福祉課が事務局となり、庁内関係各課の長で構成する「基山町地域福祉推進会議」において、進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、今後の法律改正や条約の批准、社会経済状況の変化等にも弾力的に対応しながら、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。

「基山町地域福祉活動計画」においては、町社会福祉協議会が事務局となり、計画の進捗状況の把握・点検・評価を行い、必要に応じて適宜見直しを図っていきます。

また、計画を見直す際には、町民アンケートやワークショップを実施し、住民等の意見を収集し、計画の策定を行います。



第 5 章 資料編



1. 基山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 3 月 31 日 告示第 21 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく基山町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、基山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 計画の策定及びその変更に関すること。
- (2) 計画の調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 各種団体代表者
- (5) 行政関係者

3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。



2. 社会福祉法人基山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条の規定に基づく社会福祉法人基山町社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、社会福祉法人基山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 活動計画の策定及びその変更に関すること。
- (2) 活動計画の調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 各種団体代表者
- (5) 行政関係者

3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉法人基山町社会福祉協議会において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。



3. 基山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

区 分	選 出 団 体	役 職	委 員 氏 名
保健・医療 福祉関係者	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	事務局長	◎ 田 代 勝 良
	社会福祉法人 寿楽園	養護老人ホーム 施設長	山 内 均
	社会福祉法人 美光瑞園会	天心園 副施設長	千 代 田 憲 吾
	社会福祉法人 洗心和合会	洗心寮 施設長	調 淨 信
教育関係者	基山町立基山中学校	校長	嘉 村 和 久
各種団体 代表者	基山町区長会	第5区長	井 上 善 次
	基山町民生委員児童委員協議会	会長	○ 平 田 百 合 子
	基山町ボランティア推進協議会	会長	中 野 葉 子
	基山町老人クラブ連合会	会長	中 村 敏 昭
	基山町商工会	事務局長	松 永 正 美
行政関係者	鳥栖保健福祉事務所	所長	川久保 弘二郎

◎：会長 ○：副会長



4. 基山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経過

期 日	内 容
2017（平成 29）年 2月 1日～2月 17日	基山町地域福祉計画町民意識調査の実施
2017（平成 29）年 8月 18日	第 1 回基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画策定委員会
2017（平成 29）年 8月 26日	第 1 回基山町地域福祉計画等策定町民ワークショップの開催
2017（平成 29）年 9月 9日	第 2 回基山町地域福祉計画等策定町民ワークショップの開催
2017（平成 29）年 10月 2日	第 2 回基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画策定委員会
2017（平成 29）年 11月 17日	第 3 回地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画策定委員会
2018（平成 30）年 1月 19日	第 4 回基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画策定委員会
2018（平成 30）年 3月 2日～3月 16日	パブリックコメント（住民からの意見公募）の実施
2018（平成 30）年 3月 22日	第 5 回基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画策定委員会



5. 基山町地域福祉推進会議設置要綱

平成 23 年 11 月 1 日訓令第 5 号

改正

平成 29 年 3 月 31 日訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく基山町地域福祉計画（以下「計画」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、基山町地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 計画推進のための連絡及び調整に関すること。
- (2) 計画の策定及び変更の原案作成に関すること。
- (3) 計画の進行及び管理に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充て会務を総理する。
- 3 副会長は、副町長をもって充て会長を補佐する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、町長が必要と認めるときは、職員のうちから、別に委員を任命することができる。

全部改正〔平成 24 年訓令 4 号〕

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第 5 条 推進会議に、計画に関し必要な事項を分掌させるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会についての必要な事項については、会長が別に定める。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。